

国際教養大学
アジア地域研究連携機構研究紀要

第 11 号

2020 年 7 月

国際教養大学

国際教養大学
アジア地域研究連携機構研究紀要

第11号

2020年7月

目 次

論文

秋田のクルーズ観光の持続的な発展へ …………… 村 山 めい子 …………… 1

「秋田犬の聖地・大館」のインバウンド観光の戦略と戦術
－台湾人旅行者の観点からの4つの提言－ …………… 川 村 巴 …………… 25

小田野直武挿画『解体新書』附図元本調査－ワルエルダ『解剖書』
…………… 阿 部 邦 子 …………… 43

外国人介護人材受け入れに関する秋田県内の施設の意識調査
…………… 秋葉 丈志・嶋 ちはる・橋本 洋輔・平田 友香 …………… 57

外国人介護人材受け入れの枠組みと北東北における受け入れ事例
－4つの枠組みと外国人材に求められる日本語力とは－
…………… 嶋 ちはる・平田 友香・秋葉 丈志 …………… 73

研究ノート

男鹿のナマハゲ行事の観光化と外部参加者の受け入れ
…………… 成 澤 徳 子 …………… 99

「秋田の竿灯」と外部参加者に関する基礎的検討
…………… 根岸 洋・上野 祐衣・熊谷 嘉隆 …………… 111

高齢化地域における民俗芸能の継続に関する研究
－秋田県の事例から－（英文論文） …………… 中川 秀幸・石川真知子 …………… 121

韓国での自治体主導の農業季節労働者制度の導入について
…………… 豊田 哲也・成澤 徳子 …………… 129

著者略歴

Journal of the Institute for Asian Studies and Regional Collaboration
Akita International University

Volume 11

July 2020

Table of Contents

Articles

- Towards Sustainable Cruise Tourism Development in Akita
..... MURAYAMA Meiko 1
- Strategy and Tactics for Inbound Tourism to the Motherland of Akita Dog:
Four Proposals from the Viewpoint of Taiwanese Visitors
..... KAWAMURA Tomoe 25
- Investigation of Image Sources: Odano Naotake's Illustrations for
Kaitai Shinsho and Valuerda's Anatomie ABE Kuniko 43
- Attitudes toward the Acceptance of Foreign Care Workers in Elderly Care
Facilities in Akita
..... AKIBA Takeshi, SHIMA Chiharu, HASHIMOTO Yosuke
and HIRATA Yuka 57
- Working with Foreign Care Workers in Japan: Comparison of the Features
of the Four Acceptance Schemes
..... SHIMA Chiharu, HIRATA Yuka and AKIBA Takeshi 73
- Research Note**
- Issues with Outsiders' Participation and Tourism in "*Oga no Namahage*"
..... NARISAWA Noriko 99
- "*Akita no Kanto*" and External Participants
..... NEGISHI Yo, UENO Yui and KUMAGAI Yoshitaka 111
- Preserving Traditional Performing Arts in Aging Local Communities:
Evidence from Akita Prefecture, Japan
..... NAKAGAWA Hideyuki and ISHIKAWA Machiko 121
- Introduction of the Seasonal Agricultural Labor System in South Korea
..... TOYODA Tetsuya and NARISAWA Noriko 129

Author Affiliation

秋田のクルーズ観光の持続的な発展へ

村山 めい子

要旨

新型コロナウイルスの全世界への拡散前は、世界の観光需要は今後も拡大することが見込まれ、それに合わせて日本のクルーズ需要も増加することが予想されていた。クルーズ観光は経済効果があるものの、社会や環境に与える弊害もあり、今後は持続可能なクルーズ観光が望まれる。それを達成する上で最も大切なのは、受け入れ地域のクルーズ観光に関わるすべての事業者、団体、自治体、住民（バリューチェーン）が持続可能で、責任を持った観光を実践することである。本稿では、これまでの観光及びクルーズ観光文献をもとに、秋田ではまだ馴染みの薄いクルーズ観光の理解を深め、国連世界観光機関（UNWTO）の提唱する持続可能な開発戦略を元に、今後の秋田県へのクルーズ観光の持続的で自律的な発展につながる提言を記す。

キーワード：秋田のクルーズ観光、持続可能な観光、責任ある観光、SDGs、バリューチェーン、観光の弊害

Towards Sustainable Cruise Tourism Development in Akita

MURAYAMA Meiko

Abstract

Cruise tourism demand in Japan is expected to increase in line with worldwide growth forecasts prior to the COVID-19 pandemic. Cruise tourism can bring economic benefits to port regions however it is important to recognise its possible negative socio-cultural and environmental impacts as well. Sustainable tourism development appears a logical direction to orient the development of cruise tourism for all stakeholders in the value chain, including the public sector, tourism business and organisations and local community. This paper provides overview of cruise tourism, which is still developing in Akita, to enhance understanding and provide proposals for more sustainable forms of cruise tourism development based on UNWTO recommendations.

Keywords: Japanese/Akita cruise tourism, sustainable and responsible tourism, Sustainable Development Goals: SDGs, value chain, impacts of tourism

1. はじめに

2020年の国際観光は、新型コロナウイルスが世界規模で拡散し、クルーズ船内での感染拡大もあり、年初の予想とは全く異なった状況が展開されている。観光業界は世界的に未曾有の危機に面し、国連世界観光機関(United Nations World Tourism Organization:UNWTO)も“Staying home today means travelling tomorrow”と強調し、まだ将来が不透明の中、復興に向けて対策を勘案している。現時点(2020年5月)で収束を見通すことはできないが、サーズ(SARS)などの観光復興事例からすると、人々の移動禁止が解禁されるや、観光業界等の販売活動も活発になり、観光は回復力の早い経済分野でもあるゆえ、消費者の観光・クルーズ意欲も、徐々に戻ってくるのが予想されている。とはいえ、今回の新型コロナウイルスの影響は、これまで観光産業が直面してきた危機とは全く比較できない規模なので、楽観はできない。

さらに、新型コロナウイルス後の世界は、人々の価値観の変化や急速な観光拡大から生じる環境破壊や受け入れ地域の日常生活への弊害の認識が深まり、地球温暖化や自然災害などをもたらしている気候変動についての科学者たちからの警鐘をもちや無視できない(Hoffower 2020; McKay 2020)。UNWTOが、「責任ある、持続可能」な観光を推進しているのは、残念ながらそうではないケースが多いのも一因だろう。国際観光は経済活動に寄与するものの、年間の温室効果ガスの排出

量は、2009年から2013年に39億トンから45億トンに増大し、これは全世界の総温室効果ガスの8%に相当し、建設業界よりも地球を汚しているとの調査結果が出ている(Lenzen et al. 2018)。観光の全世界的な増加は、気候変動に大きく関与していることを念頭におきつつ、秋田の持続的なクルーズ観光に向けて論じてゆく。

まず次節では、観光とクルーズ観光の世界的な拡大を概観し、3節はクルーズ統計の特性とクルーズの種類や特徴を述べ、続く4節は日本と秋田のクルーズ観光の成長について簡単に説明する。そして5節で、クルーズ観光からもたらされる、経済、社会・文化、環境への影響を考察し、6節は、UNWTOの戦略に基づいた持続可能な観光への提言を述べ、7節で本稿を締めくくる。

2. クルーズ観光の世界的な拡大

観光産業は過去数十年発展が続き、世界で最も成長速度の高い経済活動とされ、経済効果も大きく、世界のGDPの1割、世界の輸出の3位(1位は燃料、2位は化学製品、4位に食料、5位は自動車関連産業)、雇用の1割を占め、まだまだ成長が予想されていた(UNWTO 2020)。日本でも、観光関連業は総雇用者の6.9%を占め、GDPも5.0%(観光庁2019)と地域経済にとり重要な役割を担ってきている。

UNWTOは観光(tourism)を、「日常の生活圏外から出る旅行で、期間は1泊から1年以内で、主として業務、余暇やその他の個人目的の旅行で、雇用は含まれな

い」と定義している(UNWTO 2010)。つまり、観光は必ず宿泊が含まれ、日帰りの旅行者とは統計的に区別されている。また、帰省・親族・友人訪問、研修、教育、宗教・巡礼、医療、療養、保養なども含まれ、広義に捉える(塩谷2017; 柴田2015)。日本でも、UNWTOの設定した国際基準を元に、統計整備を進めている。

近年積極的な訪日観光促進政策を背景に、訪日旅行者も急増し、2019年は3,200万人と過去最高を記録した(観光庁2020)。そのような中で、秋田県への訪日観光客数も増加を続け、外国人延べ宿泊客数は2018年には過去最高の112,160人と前年比の176.4%と大幅に増えている。とはいえ、全国比でも東北内でも低く、海外での認知度が低いことも課題とされている(秋田県2019)。2018年に秋田に来た外国人宿泊者の内訳は、チャーター便などを利用した台湾からの旅行者が最も多く(49,960人)、続いて中国の11,800人、韓国の9,570人、香港6,920人、タイ3,830

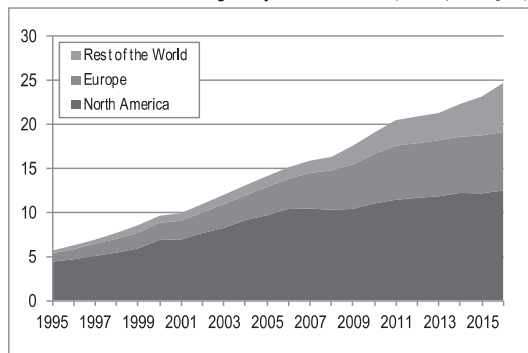
人と、全体の73%はアジア人である(同上)。

観光の中でもクルーズ観光は、歴史の浅い分野にもかかわらず、この50年ほど年平均約8%の成長率(UNWTO 2016)で、クルーズの需要は1995年の560万人から2016年の2,470万人へと増大し、また2005年から2016年のクルーズ客の増加率は、国際観光の増加率3.9%を凌いで5.2%と急拡大している(UNWTO 2017a)(図1参照)。2018年は全世界で2,852万人がクルーズ船に乗船し、9,090万人が立ち寄り港を訪れたと計算され、乗員は約4割が立ち寄り港に下船するとされ、2,690万人の乗員が全世界のクルーズ港を訪れた。さらに、117.7万人の正規雇用を創出し、502.4億ドルの給与を支払い、1,500億ドルの生産高とされた(CLIA 2019a; CLIA 2020)。

近年クルーズ船は、「海上を動く街」と称されるほど大型化してきた。ホテル、レストラン機能に加え、船によってはショッピング、劇場、カジノ、プール、ジム、プラネタリウム、ゴーカート、スパなど種々の娯楽施設・体験プログラムがあり、家族用の託児サービス、医療センターなども備え、また、寄港地での各種の魅力的なオプションツアー(ペンギン・コロニー訪問、グレートバリアリーフでサンゴ礁ダイビング等)も提供しており、新たな顧客を獲得するべく、低料金化し、若い層、家族連れ、新しい寄港地、冒険好きなど様々な消費者に合わせて多様化してきている。

図1 国際クルーズ客の推移

International Cruise Passengers by Source Market (million passengers)



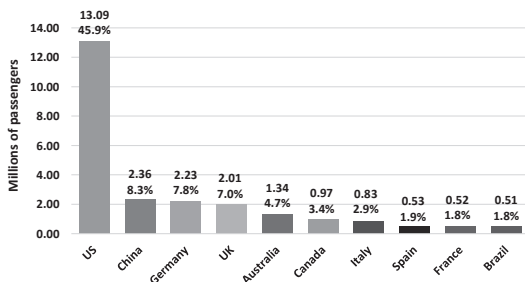
Source: Compiled by UNWTO, based on CLIA data (2017)

(引用元 UNWTO 2017)

クルーズ観光は、カリブ海において最も発達し、現在でもクルーズ市場の3分の1を占め、アメリカからのクルーズ客がクルーズ観光を発展させてきたといえよう(図2参照)。しかしヨーロッパやオーストラリアとニュージーランドやアジアからのクルーズ客も増加している(UNWTO 2017a)。

世界最大のクルーズ業界団体の世界外航クルーズ協会(Cruise Line International

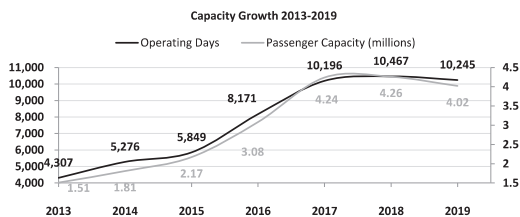
図2 世界クルーズ需要の上位10国



(引用元 CLIA 2019a)

Association CLIA)によると、2020年は全世界で278のクルーズ船が運行し、前年の3,000万人より200万人多い3,200万人がクルーズ旅行をすると予測されていた(CLIA 2020)。船の大型化も続き、13-18

図3 アジアにおけるクルーズ旅行

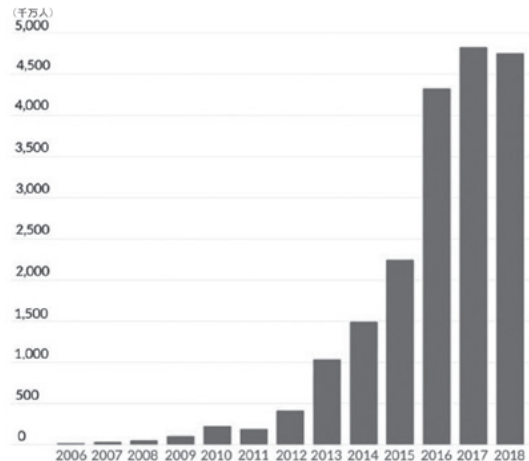


(引用元 CLIA 2019b)

万トンで乗客定員約4,000—5,200人の船など25隻の新規運行が予定されていた(Cruise Industry News 2020)。

また、アジアにおけるクルーズ観光も、全体的に成長してきており(図3参照)、さらなる拡大が予想されていた。これは、特にアジア市場の半分以上を占める中国からの需要が牽引してきた(CLIA 2019c)。すでに中国は世界最多の旅行者を海外に送り出し、2018年は1億5000万人が国境を超え、1泊以上を海外で過ごし(UNWTO 2020)、世界最高額の2,770億ドルの国際観光支出があり、これは世界の総国際観光支出の5分の1を占め、前年から5%の伸びだった(UNWTO 2019)。このような中国の海外旅行需要の増加に伴って、図4に見られるように、中国のクルーズ需要も2010年から2016年の年間平均で80%弱の成長率で増えてきた(Ling 2019)。2016年には、中国のクルーズ市場

図4 中国の港から乗船した中国人クルーズ客の推移



(引用元 Ling 2019)

がアメリカを凌いで世界最大のマーケットになる可能性も示唆されるほどだった(The Maritime Executive 2016)。

しかし中国のクルーズ需要は、2017年をピークに2018年は1.6%減少し、2019年もさらに連続して減少するとされている(CLIA 2019b)。中国の需要減が原因で、アジア全体のクルーズ需要は縮小したが、アジアのほとんどの国のクルーズ客は増加した(CLIA 2019c: The Economist 2019)。ちなみに中国のクルーズ客減少の要因は様々あり、外国船のチケット販売と航路の規制、中国人の消費者にミスマッチのサービスなどがあげられるが、調整期を経て再び成長してゆくと見られている(Ling 2019; The Economist 2019)。UNWTO(2019)は、現在、中国人の約1割程度が海外旅行をしているが、2037年までには2割に増加し、3億人が海外旅行をすると予測している。

3. クルーズ統計とクルーズ特性について

クルーズ船を運航している国々は国際的に標準化したクルーズ統計を収集発表しておらず、国際クルーズの経済効果などの統計のほとんどは、アメリカの世界最大のクルーズ業界団体(CLIA)が、クルーズ会社がよく利用するビジネス・コンサルタントの Business Research and Economic Advisors (BREA) などに委託した調査数値が用いられ、中立的な立場からの調査がなかなか難しい(Lopes and Dredge 2018; Papathanassis and Beckmann 2011)。また、2015年時点で、アメリ

カ、ドイツ、イギリス、シンガポールなどクルーズ主要国でも統計を出さない国も多い(UNWTO 2017a)。日本でも、成美(2018)が指摘するように、クルーズの定義に同意がないとしているが、国土交通省は2018年から統計の精度を高めるために統計手法を変えている(国土交通省2019a)。2017年からの国土交通省のクルーズ統計に含まれる日本船は、飛鳥II(乗客定員数872人)、につぼん丸(同523人)、ぱしふいっくびいなす(同620人)、瀬戸内海をクルーズするガンツウ(同38人)の4隻であり、秋田に来航するのは、ガンツウを除いた3隻である。

外国船は、船主と運営事業主は欧米が多いものの、船籍はバハマ、パナマ、リベリアなどで、それは、税金、労働法(最低賃金水準・労働者の権利など)、環境への配慮の基準などで、都合が良いとされている(Brida and Zapata 2010a)。

クルーズ客は船に宿泊するので、国際観光統計の観光(2節を参照)には含まれず、日帰り旅行者にみなされ、統計上は別項目である。また、国土交通省の発表する訪日クルーズ客数の統計に乗員は含まれない(国土交通省 2020)。例えば、秋田に例年寄港しているダイヤモンドプリンセスは、乗客2,670人で乗員1,100人だが、この乗員数は訪日クルーズ統計数に含まれない(Princess Cruise n.d.)。また、クルーズ船が寄港しても、船内に残る乗客もいるし、勤務中の乗員は下船しない。このようなクルーズ観光の統計の特徴を理解することは重要だろう。

多くのクルーズ船は、複数の港に寄港し、寄港地全てが国内、海外のクルーズ、また2国以上の港に立ち寄ることもある。平均的なクルーズは7日で、週末に始まり翌週末に終わり、3-5港に寄港する。しかし、アジアでは、有給休暇の連続取得が短いので、2-3泊が36%、4-6泊が38%、7泊が5%、8-10泊が5%と短めだ(CLIA 2019b)。船は同じ港に発着したり、異なった港に帰着することもある。

クルーズ船は、価格帯や船の大きさ、目的地と旅程内容等で分類され、日本で運行しているクルーズ船は、価格帯を基準にラグジュアリー(一人一泊あたり米\$400以上)、プレミアム(同\$200以上)、スタンダード/カジュアル(同\$70ドル以上)としている(国土交通省2020)。

クルーズ船の寄港が多い九州と沖縄の寄港船の大半はアジア発のスタンダード/カジュアル・クラスで、九州は2018年は合計816回の寄港の中77%、2019年は合計655回寄港の中72%、沖縄は2018年は合計510回中の65%、2019年は合計563回中の68%がこのクラスだった(国土交通省 2020)。一方、東北に寄港する外国船の寄港回数は、2018年は30回(スタンダード27%、プレミアム63%、ラグジュアリー10%)、2019年は47回(スタンダード17%、プレミアム62%、ラグジュアリー21%)と西日本に比して合計回数は少ないが、横浜や東京など国内発着のクルーズ船がほとんどで、プレミアムが多い(国土交通省2020)。つまり、九州と沖縄に来て

いるクルーズ客と秋田に来ているクルーズ客は、異なっているといえる。中国人の約90%のクルーズ客は平均4-6日のクルーズ日程なので、中国発のクルーズ船は西日本を巡り、秋田など東日本にはなかなか来ない(CLIA 2018)。

クルーズ客は、国内各地そして海外からも、目当てのクルーズ船に乗船すべくやってくる。海外から飛行機に乗って港に向かうフライ&クルーズは、航空券とクルーズ料金がセットで販売されることも多く、空港から港までの送迎も含まれ、クルーズ前後のホテルも同時に予約できるなど、外国旅行にまつわる各種予約の利便性を高めている。秋田にも寄港するダイヤモンドプリンセスなどの日本発着の外国船のクルーズがこれに当たる。チケットは、主として欧米で販売されるが、日本国内でも販売する外国船もある。最近、このような外国船の日本発着便が増加している。しかし、クルーズ船のクラスにもよるが、船の発着する国の乗客の割合が7割に満たない場合は、継続運航できないとされている(みなと総研 2019)。それゆえ、日本のクルーズ人口の増大が、外国船発着の安定的な増加に大きく影響するといえよう。その一方で、日本人の乗客に頼らずとも外国人の乗客で満船となるような、魅力作りも大切だ(同上)。ちなみに、クルーズ船の発着する港は、秋田のような立ち寄り港よりも地域への経済効果が高いので、発着港となるための競争は激しい。将来は中国からのフライ&クルーズが増加すると、東

日本にも多くの中国人クルーズ客が訪れることになる。

4. 日本のクルーズ観光

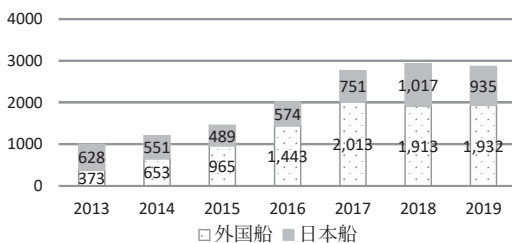
日本は海洋国家で、海運としての物流・交流、また屋形船など、独特の海上文化を持つが、クルーズ観光はなじみが薄い。1989年は「クルーズ元年」と称され、日本籍の新造船の就航が相次ぎ、翌年に初の外国船の日本発着も始まり、日本のクルーズ時代の到来と期待されていた(飯田 2011)。ところが、バブル崩壊や米国での同時多発テロ、外国船内サービスと日本人需要の不一致等で、すぐに外国船は撤退し、その後、2010年まで日本発の外国船の運航はなかった(みなと総研 2019)。その一方で、国内や海外でクルーズを楽しむ日本のクルーズ人口は、1989年の15.3万人から、増減を経ながらも2010年は18.8万人へと増加し、2018年は32.1万人と過去最高を記録した(観光庁 2019; 国土交通省 2019c)。

アジアのクルーズ人口の急増を背景に、日本に寄港するクルーズ船も2013年以降増えている(図5参照)。2013年の日本船

と外国船を合わせた全国合計は373回で、最多は横浜の151回、2位は神戸の101回、3位に石垣の65回だったが、外国船に限ると、石垣59回、那覇41回、長崎35回、横浜32回、博多19回だった(国土交通省 2019b)。

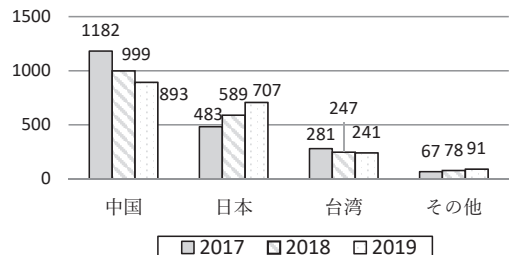
2019年になると、全国の外国船の総寄港回数は1,932回で、前年より1.0%増加し、最多は那覇251回、博多205回、長崎178回、石垣・平良各146回、鹿児島95回と続き、7位に初めて東日本の横浜の87回がくる(国土交通省 2020)。西日本の港への寄港数が多い要因は、外国船の出発港の半数近くの893船(46.6%)が中国発だからだ。前述したように、中国出航の外国船は2017年をピークに2年連続して減少している。しかしその一方で外国船の日本発着は増加しており(図6参照)、2017年の483回、2018年の589回、そして2019年は707回(前年より20.0%の増加)と、日本人のクルーズ人口の増加も受けて、順調に増えている(国土交通省 2019b: 2020)。外国船で日本の港を訪れるクルーズ客の約8割は中国人で、2019年は174万人(80.8%で前年より14.5%減)

図5 日本の港湾へのクルーズ船の寄港回数



(引用元 国土交通省 2020)

図6 外国クルーズ船の出発国と寄港回数



(国土交通省 2019b:2020より作成)

で、次いで台湾人28.8万人(13%)、そして日本人8.9万人(4%)、その他3.6万人(2%)となっている。

このような外国船の寄港の増大に伴って、当初は2020年までに訪日クルーズ客100万人を目標としてきたが、すでに2015年にその数値を超えたため(図7参照)、500万人と、新たな目標を設定し、国際港湾機能の拡充などを実施してきた(国土交通省 2017)。2016年に発表された「明日の日本を支える観光ビジョン」によると、北東アジア海域をカリブ海のような世界的なクルーズ市場へと目指し、地域の活性化につなげる政策を進めてきた(観光庁2016)。

一方、秋田県は秋田港、能代港、船川港の3つの港があり、来航するクルーズ船も増えてきた。最も大きな秋田港に外国のクルーズ船が初来航したのは2011年で、2017年から目だって多くなり12隻、2018年は8隻、2019年は15隻で、2020年は19隻が予定されていた(相沢2020; 秋田

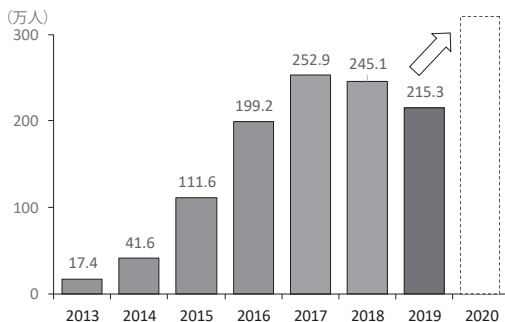
県2020)。さらに、日本船の秋田県への寄港も増加し、2019年は3港に、外国船と日本船合わせて28隻の来航が予定されていたが、天候により着岸が叶わなかった船もある。2020年は3港に、外国船19隻と日本船10隻で、29隻の来航が予定されていた(秋田県2020)。外国船籍はイギリス、イタリア、バハマ、マルタ等で、主としてアメリカ、オセアニア、ドイツ、イギリスなどの欧米からのクルーズ客に加えて、日本人客も含まれている船もある。大規模な船は、2,000～3,000人以上の乗客定員とそれに見合った乗員が秋田港に到着し、経済効果が期待された。

5. クルーズ観光の光と影

近年、「オーバー・ツーリズム(過剰観光)」¹⁾という表現が造語されるほど、それまでは専門家にはよく知られていたものの、世間ではあまり理解されていなかった「観光の影」、観光公害や弊害が一般にも広く知られるようになってきた。ベニスが人の住む街から「海上のテーマパーク」と称され、住民によるクルーズ船反対運動の事例がよく挙げられるが(Gonzalez 2018)、日本でも最近の京都も観光客の急増で、市民の日常生活が脅かされていた(トラベルボイス2020)。

このような過剰な観光客を受け入れ続けることは、その街そのものの変容ももたらし、持続可能(sustainable)とはいえない。2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットが

図7 クルーズ船による外国人入国者



※ 法務省出入国在留管理庁の集計による外国人入国者数で概数(乗員除く)。
 ※ 1回のクルーズで複数の港に寄港するクルーズ船の外国人旅客についても、(各港で重複して計上するのではなく)1人の入国として計上している。

(引用元 国土交通省 2020)

記され、「持続可能な開発目標Sustainable development goals: SDGs」が含まれ、日本をはじめ多くの国でも、より持続可能な観光開発を目標に上げている(国際連合広報センター 2020)。持続可能な開発とは、3柱あり、経済ばかりではなく、社会・文化、環境の3つの視座でとらえる必要がある。

クルーズ船は、短時間に数百人から数千人の観光客が「目玉観光スポット」に押し寄せるため、特に、環境許容量(carrying capacity)(5.3項参照)の低い地域への負荷が大きくなる(UNWTO 2016)。

この節では、クルーズ観光特有の経済、社会・文化そして環境それぞれについて恩恵と、見落とされがちな弊害を述べる。

5.1 経済効果

観光特有の経済特性が観光商品の価格設定や経済効果に大きな影響を及ぼす。まずその特性を述べ、次に観光の経済的恩恵を手短かに記し、そして、クルーズ観光経済の影について考察する。

1)観光は形のない商品で、購入時に、商品について明確な情報を伝えづらいし、消費者も試着などできないので、購入リスクがある。2)今売れないと、明日まで保存することができない。それゆえ、価格が細やかに変化し、消費者も価格に非常に敏感に反応する。3)サービスの生産と消費が同時進行し、観光客は、交通機関を利用して生産現場まで旅する。4)観光商品は、交通、宿泊、娯楽施設、飲食、物品販売、旅行サービス等の多種多様なサー

ビスから成り立っており、観光関連業の協調が不可欠だ。5)観光サービスを提供するのは、世界的なホテルチェーンに代表される多国籍企業から、土産物店などの零細・中小事業など多岐に富み、サービスの質も多様である。6)需要に繁忙期と閑散期があり、稼ぎ時に閑散期をカバーする売り上げが必要となる。7)国際観光は非常に不安定な輸出品で、様々な外的要因、例えば政情不安、気候変動、テロ、疫病(現在の新型コロナウイルスのように)、為替レート、景気などに大きく左右される(Cooper 2016; Mathieson and Wall 1992)。

国際観光は、目に見えない貿易品目で、訪れる外国人旅行者の消費は、国際収支に寄与する。例えば日本人の海外旅行での消費額が訪日旅行者の消費額を下回ると黒字となる。また、観光は所得の形成や雇用の創出につながる。特に観光は、経済の波及効果が計算され、直接経済効果、間接経済効果、誘発経済効果、国の歳入・税収源、また雇用の波及効果も計算される²⁾。観光産業は裾野が広いため、経済の多角化につながり、起業活動も促される(Cooper 2016; Mathieson and Wall 1992)。

その一方で、観光からもたらされる経済的な損失や様々な経費を認識する必要がある。まずは、機会費用があげられる。限られた資源を観光に投入することで、そのほかに向けられるべき予算が削減される。

また観光開発が進むと、地価高騰、インフレ、住宅や商店が観光客向けの宿泊

施設や土産物店へと変わり、地元の人たちが住みづらくなり、自宅購入も難しくなる。さらに、外国から来る観光客の嗜好や需要に合わせた農産物や工業製品を輸入したり、外の資本が入ってくると、さらにお金が外に漏れてゆく。これは漏出(leakage)と呼ばれ、できるだけ避けたい。なるべく地産地消、地元の企業が観光客を受け入れると、地域内での経済効果が高い(Fletcher et al. 2018)。また、観光の特徴の6)でも述べたが、観光は1日でも、1週間、そして年間を通して、繁忙期と閑散期があり、(seasonality季節変動性)、投資効率が良くないとされている。そして、観光客の増加は、ゴミ処理、維持・管理・保存費、修繕費等の増加につながる。観光は他の産業に比して起業しやすく、農業などの伝統的産業から労働力の移動が起き、観光に過剰依存する経済構造に陥ってしまう危険性がある。しかし、観光の特徴の7)で述べたように、観光は、様々な要因で需要が大幅に変化する。例えば、消費者の嗜好は変化しやすく、一つの市場ばかりに的を絞ると、その市場からの需要が急激に減少すると、売り上げも急減する。また、観光に依存した経済構造だと、観光客が途絶えると、地域全体が大変な状態に陥いる。観光のこのような特徴を理解し、生産性を高め、リスクを分散し、市場の変化に柔軟に対応できることが大切である。

次に、クルーズの経済効果に焦点を当てる。クルーズ船の受け入れは、クルーズ客(乗客と乗員)の消費活動による経済

効果のみならず、船の出入港から生じる港費(トン税、入港料、港湾施設使用料、曳船料、水先料、出入国等の手続き料、警備費等)がある。その他、クルーズ発着港は、船に積載する飲食物などを提供する流通業、荷物の受け渡し、さらに燃料供給、廃棄物処理、船の修理・維持、クルーズ客のクルーズ前後の宿泊などから生じる経済効果もある(Brida et al 2012; Dwyer and Forsyth 1998; Gibson and Bentley 2007)。

クルーズ客は寄港地では、船に残り下船しない、船内で販売される様々なオプションツアーに参加する、下船して自由に行動するなど、その行動に応じて地域への経済効果は異なる。オプションツアーは、地域への経済効果が期待されるが、実は利益を受けるのはわずかな業者で、また利益のほとんどは船会社の懐に入る仕組みで「ゴミは落とすがお金は落とさない」と表され、混雑など地域への弊害が大きいと報告されている(Klein 2011; Brida and Zapata 2010a)。

オプションツアーは、旅行の事前もしくは船内で24時間前まで販売され、25-50%の売上原価が船会社に入る(Brida and Zapata 2010a; Gui and Russo 2011)。また、多くの港では、港ターミナル等で地元の旅行業者による割安のツアーも販売されている(インターネットでの販売も増加している)が、船会社は、「正規のツアーは、現地で想定外のことが起きると、それに対応し、また出航時間に間に合わない場合でも出発することはない」と宣伝し、それ

となく現地販売のツアーにクルーズ客が流れないようにしている。ちなみにコペンハーゲンの調査をしたLopes and Dredge (2017)によると、オプションツアーは旅行会社からの価格の2-3倍に価格設定する一方で、旅行会社へは販売価格の10-12.5%が支払われ、旅行会社は、「クルーズは儲からない」としている。

欧米の研究でもクルーズ船のもたらす経済効果については議論が分かれている (Brida and Zapata 2010b; Douglas and Douglas 2004; Gouveia and Eusebio 2019; Larsen et al. 2013; Vayá et al 2018)。多くの研究者がクルーズ観光の経済効果に懐疑的な原因は、立ち寄り港での経済効果はそれほど大きくなく、港やクルーズターミナルの整備など各種の投資、運営・維持費用がかかり、また社会・文化、環境への弊害を勘案すると、クルーズ観光の持続可能性を問う結果が多い(Klein 2011; Brida et al 2012)。さらに自由行動のクルーズ客は食事をするために船に戻ったり(秋田でも観察されている)、船内で多くの娯楽活動等があったり、高齢なので下船しなかったりと、宿泊を伴う旅行客と比べると、地域への経済効果が格段に低い(Klein 2011)。中東オマーンの首都マスカットへのクルーズ船の寄港は近年急拡大しているが、「観光客は、まるでまったくお金を持たず」、「ただ見るだけで、何も買わない」と商店主の声が聞かれ、ドイツ語圏のクルーズ客の調査では、消費額0円が40.3%で、20ユーロ以下は32.7%だった(Gutberlet 2016)。

また、ノルウェーの調査では、クルーズ客と非クルーズ客の消費額の比較調査の結果、全ての消費項目(飲食、買い物、入場料、交通費等)で、クルーズ客の消費額は低く、地域にとっては、クルーズ客からの経済効果は重要ではないとしている(Larsen et al. 2013)。さらに、多くの商店が休業している休日とすべての商店が営業している平日の消費額をクルーズ客と非クルーズ客とで比較したノルウェーの調査では、クルーズ客の消費額は平日にわずかに増えるが、非クルーズ客の消費は、はっきりと上がる(Larsen and Wolf 2016)。つまりクルーズ客は非クルーズ客と比して船を降りてからはお金をあまり使わない。また、最近のクルーズ客は価格に非常に敏感で、CLIAの調査では、クルーズ旅行の最大の動機は、価格(お値打ち感)が87%で、寄港地・目的地の魅力の78%を上回っている(Lopes and Dredge 2017)。

このようにクルーズ客は陸上ではあまりお金を使わないが、満足度が高ければ、将来戻ってくる可能性があり、クルーズ船の寄港を認知度向上と捉える寄港地もある。しかしノルウェーのベルゲンの調査では、クルーズ客は将来、クルーズ客として再訪する可能性は高いが、非クルーズで再訪する可能性は低い。非クルーズ客の方が非クルーズで再訪する可能性が高く、再訪の可能性は、クルーズ客よりも高いとされた。クルーズは、再訪するためのマーケティングと捉えることは、楽観的すぎると結論づけている(Larsen

and Wolf 2016)。

一方で、クルーズ船の発着港は、より大きな経済効果が期待されている(Gibson and Bentley 2007)。バルセロナの調査では、クルーズの発着と寄港合わせて欧州首位で、地域に与える経済効果が顕著とされた(Vaya et al. 2018)。しかし、南米コロンビアのカリブ海沿いのカルタジェナ港も船の出発港だが、ほとんどのクルーズ客の港街での滞在時間は短く、経済効果は取るに足らないとされた。しかし、外国から飛行機で到着するクルーズ客に関しては出発前の宿泊が伴うため、より高い経済効果があった。(Brida et al 2012)。

これまでのクルーズ船の経済効果を扱った研究の議論が分かれる要因は、港の規模・機能・特徴、街の経済構造・規模、クルーズ船の大きさ(乗客・乗員数)、下船するクルーズ客の属性、オプションツアー/現地手配ツアー、滞在時間、漏出(leakage)などが複雑に作用するからで、クルーズ観光から大きな経済効果がある地域もあれば、経済利益よりも社会・環境への弊害が大きい地域もある。港がクルーズの発着港で、外国からのフライ&クルーズ客が多く、オプションツアーは地元業者で、港での滞在時間が長ければ、地域に与える経済効果も高くなるといえよう(Klein 2011)。

さらに、クルーズ旅行は、行ったことのない港街に行くための動くホテルに乗船というよりも、クルーズ自体が旅の目的とする見方もある(Johnson 2002)。ま

た、クルーズ運営会社は、クルーズ料金を下げているので、それを埋め合わせるために、なるべくクルーズ客に船内でお金を使ってもらおうと、港に寄港している間にも様々な船内プログラムを用意したり、立ち寄り港に長く滞在しないよう停泊時間を短くしている(Klein 2011; Vogel 2011)。実際、クルーズ客の船内での消費額は上がっている(Gui and Russo 2011)。クルーズ代金を低く抑えているため、チケット販売からの利益は薄くなり、船内でのカジノ、買い物、オプションツアーなどの販売で利益を上げる仕組みへと変わって、クルーズ客が船外でお金を使わず、船内で使うように工夫している(Lopes and Dredge 2017)。このようなクルーズ船のビジネス・モデルやクルーズ客の特徴を理解した上で、寄港地域が潤う仕組み作りが重要だ。

日本でも、青森港、横浜港、清水港、神戸港、長崎港でのクルーズ船の経済効果が計算され、例えば2017年の青森県の経済波及効果は22隻で3.5億円としている(青森地域社会研究所2018; 須藤と吉原2019; 田島ら2010; 登り山2019; 横浜市2019)。長崎港以外は、地域への経済効果が顕著だとする調査結果だが、長崎港では、地域内の経済にあまり効果がないとし、それはオプションツアーを提供しているのは外国の旅行会社で、その会社と関係のある外資系の免税店とその周辺の飲食店にクルーズ客が集中しているからとしている(登り山 2019)。つまり、長崎では、クルーズ客からの経済効果が地

域に落ちず、漏出(leakage)が生じている。

5.2 文化・社会的影響

クルーズ観光による社会・文化的変容については、クルーズ客や住民の意識調査などの研究があるものの、社会・文化変容の測定方法の難しさなどもあり、長期的な継続研究もないので、実態がよく把握されていない(Klein 2011; MacNeill and Wozniak 2018)。しかし、観光資源として、遺跡や歴史的建造物、祭りや伝統衣装、伝統食など地元の文化に光が当てられ、大切に保護したり、再開発によって魅力ある空間が創出したり、異文化理解の促進、観光客の安全を守るため、治安の向上などの好い効果もあげられる(Holloway and Humphreys 2016; MacNeill and Wozniak 2018; Mathieson and Wall 1992)。

しかし良いことばかりではない。観光の発展によって、犯罪、売春、麻薬、賭け事の増加、神聖な宗教施設のアトラクション化、疫病などの伝染病が運ばれてきたり、家族関係、価値観や言語の変容、文化の商品化(例えば神聖な儀式がお金を得る手段となる)、観光客の行動などの模倣(demonstration effect-観光客のファッションやふるまいを真似ること)などの弊害がある(Fletcher et al. 2018; Holloway and Humphreys 2016; Mathieson and Wall 1992)。さらにクルーズ客が増加した港の研究では、住宅が宿泊施設となり賃貸物件が減少し、家賃も住宅価格も高騰、生活必需品店が土産物店へ、観光

客で混雑しすぎて市場での買い物ができなくなった、食べ物が手に入りにくくなったなど、住民の生活に変化が起きている。日本でも、上にあげたような弊害が報告されているが、さらに、脱法ガイド、入国者の失踪、不法就労、交通渋滞、レンタカー事故、水難事故、密輸、トイレの汚れ、大量のゴミ問題等が起きている(登り山 2019; 湧口、酒井2018)。

Cohen(1972)、Plog(1974)、Smith(1977)らは、旅行者を到着人数や異文化への適応度などで分類し、その分類に応じて、受け入れ地域への影響も異なってくると論じた。

最も地域への影響が小さいのは、個人で旅行を手配し、一人もしくは少人数で来て、地元の慣習や食文化に興味を持ち、それを完全に受け入れ、地元の人を使う施設を利用する旅行者で、地域への経済効果も小さいが、社会・文化を変容させるほどの影響もほとんどない。また、住民との摩擦を起こすこともあまりない。秋田に個人旅行で来ている外国人はこの分類だ。

その対極にあるのが、旅行会社が提供する旅行商品を購入し、大人数で押し寄せ、母国語のできるガイドや通訳、自分達が日常馴染んでいる飲食物や施設を期待・要求し、現地の慣習に従うよりも、いつものように振る舞おうとする大衆旅行者だ。クルーズ客はこの分類に含まれる。当然この旅行者の要望に応えるために新たに宿泊、飲食施設や各種サービス事業等が必要となる。この後者の大衆観

光が地域に与える影響は最も大きく、社会・文化の変容につながることも多い。また、豊かで旅慣れた旅行者向けに、まだ観光地化されていない地域や、より遠方の地域へと、新たな旅行商品が作られ、観光から生じる弊害も世界的に広がっている(Holloway and Humphreys 2016)。このような大衆観光客が大勢押し寄せると、住民との摩擦も強まり、観光から生じる社会・文化的弊害も大きくなる。

Doxey(1975)は、観光客の増加と住民のストレス度を4段階に分類した。観光を受け入れ始めた時は「至福期」として、地域の人は観光開発に熱心でワクワクしており、観光客を歓迎し、双方にとって満足感がある。この時期は、雇用も増え、地域住民も観光から潤いを得る。次の段階は観光客の増加に伴い観光客は日常風景で、「無関心」となり、地域の人は観光客からいかに利益を得るかと変わり、親しみ・友人関係から、顧客へと変化する。そして第3段階の「苛立ち」期に入る。観光客がさらに多くなり、観光開発も進み、観光業の規模も大きくなり、外部からの資本が入り、街並みが観光地化し、生活が不自由になる。最終の第4段階は「敵意」で、途切れることなく押し寄せる観光客への苛立ちがさらに高まる。観光客は地域の慣習等に対して敬意を払わず、好き勝手に行動し、住民は敵意を持った対応をとり、観光客の減少を求める。

これらの分類は、単純化しすぎているとの批判もあり、その他の要因、例えば観光客の属性と受け入れ地域との文化の

違い、滞在時間、観光客数と住民の人口比、経済格差、政治的・歴史的関係など様々な要因によっても、住民の感情も異なってくる(Holloway and Humphreys 2016; Mathieson and Wall 1992)。しかし大量のクルーズ客は、地域社会に変化を引き起こすことは否めない。クルーズ客と非クルーズ客が向かう観光資源は同じなので、より経済効果の高い非クルーズ客は大混雑で寄り付かなくなる恐れもあるし、商店など観光関連業も、よりクルーズ客向けに変化する。フロリダのキーウエストでは、クルーズ客の増加で、非クルーズ客が減少し、個性ある個人商店が消え、全米どこにでもあるチェーン店へと変わり、キーウエストの固有の文化を大切にしないクルーズ客の言動も確認されている(Hritz and Cecil 2008)。また、自然豊かな沖縄の離島宮古島でも急激にクルーズ客が増え、観光客向けの開発ラッシュで、島の生活に大きな変化が起き、一部の住民はDoxeyの「苛立ち」期から「敵意」期にあると推察される(圓田2018; 宮古島移住だより2020a: 2020b)。

幸いなことに、現在のクルーズ客の秋田での満足度は高く、不満の声はほとんど聞かれないし、また地元の観光関連業者も、大きな経済効果はないが、それなりに恩恵を受け、今後のクルーズ船到着の増大を希望している。また、住民もクルーズ船が珍しく、歓迎している³⁾。秋田は、クルーズ観光に関しては第1期の「至福期」にあたり、次の時期に移る前に、持続可能な視点での観光開発を進めること

が望まれる。

5.3 環境への影響

ここでは環境を、自然環境(グレートバリアリーフ、マサイマラ特別保護区、白神山地など)と、人の手の加わった環境・建造環境(例えばフィレンチェやエディンバラや白川郷など)とする。観光の中核は、こういった美しい自然やその地域独特の文化で、これを目当てに観光客が集まる。それゆえ観光開発は、こういった資源の保存、保護につながる(Fletcher et al. 2018)。これは、観光からもたらされる環境への数少ない恩恵と言われている(Mathieson and Wall 1992)。

日本でも自然豊かな地域を国立公園、国定公園、自然公園に指定し、保護と利用のバランスをとってきた(環境省2020)。ところが、訪日観光客の促進政策で、2020年までに国立公園の訪日外国人利用者を1,000万人にすることを目標にするなど、「活用」を政策に盛り込んでいる(観光庁2016)。また、貴重な文化遺産も国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として登録し、保存してきた(文化庁2020)が、訪日観光客の増加を支える「観光資源としての開花」を目指している(観光庁2016)。世界遺産にも登録されている富士山や金閣寺が日本のイメージとして訪日促進に使われているのは、こういった自然や文化財が観光の中核をなしていることを示している。

ところが、観光開発は自然環境の変容・破壊をもたらし、観光客による文化

資源の汚損・損傷も珍しいことではない(Fletcher et al. 2018; Mathieson and Wall 1992; Page 2019)。皮肉なことに、自然が美しいほど、独特な文化遺産がある地域ほど、容易な移動手段があれば多くの観光客を魅了し、破壊や損傷につながることも多々ある。過剰な観光開発が進むと、観光客を引きつけた本来の魅力の喪失にもつながりかねない。特に海浜地域など生態系への影響はすぐに現れる(Page 2019)。自然豊かな地域の観光開発は、特に環境への影響評価(environment impact assessment: EIA)が必要とされている(Fletcher et al. 2018; UNWTO 2017b)。

社会・文化と環境への影響を分析する際、環境容量(carrying capacity)の概念が用いられる。これは、観光の開発が進み、ある一線を超えると、社会・文化と環境への負荷が大きくなり過ぎる。それゆえ、地域の観光資源の破壊を防ぎ持続可能な観光開発を進めるには、環境容量を超えない計画と運営が必要となる(UNWTO 2017b)。

特にクルーズ観光は、限られた時間に、数千人のクルーズ客が来るので、地域に与える影響も大きい。クルーズ船からの環境への影響を正確に測ることは簡単ではないが、Johnson (2002)は、5種類の影響を挙げている。1)港湾施設、ターミナルなどの建設によって、海洋環境が変容し、生息生物の消滅や海流の変化等が生じる。2)船の運航から生じる影響で、大気・海洋汚染、錨による損傷・事故などによって海のエコシステムを破壊する。3)クルー

ズ客が乗船・下船する港から自宅の往復の移動にまつわる影響で、特にフライ&クルーズは、飛行機での移動も含み、飛行場から自宅や港のターミナルまでの送迎もタクシーならば、さらに環境への負荷が大きい。4)寄港地で、大量のクルーズ客が集中的に自然豊かな観光地を訪れ、大気汚染、水質汚濁、騒音、植生・野生動物への影響、ゴミ問題等が生じる。5)船からは燃料の重油を炊く際に排出される硫黄、窒素、温暖化の要因とされる二酸化炭素、汚水、ごみ、プラスチックを含む固形ゴミの排出、さらに重油漏れなどもある(Ceveny et al. 2020)。ちなみに、乗客が3,000人級のクルーズ船は200,000リットル(約197トン)の汚水を毎日排出しており、陸上施設での処理能力より劣る浄化方法で処理された汚水が排出され、海洋に与える影響は大きい(Fletcher et al. 2016)。CLIAによると、クルーズ船の汚水処理能力等は向上している(CLIA 2020)が、クルーズ船からの環境汚染は、大型船の増加もあり、より深刻になっている(UNWTO 2016)。日本でも鈴木ら(2017)が博多港での大気汚染の深刻化と対策の重要性を指摘している。国土交通省に問い合わせると、クルーズ船からもたらされる環境汚染の定期的な調査の実施はないとしている。クルーズ船の増加は手放しでは喜ばない。

6. 持続可能なクルーズ観光

観光産業は、雇用の創出や経済発展に貢献する一方で、クルーズ観光は影も

もたらしている(Brunton 2020; Gonzalez 2018)。世界的に、一部の例外を除いて、クルーズ船からの汚水・ゴミ排出の調査もなく、定期的な大気汚染、海洋生物・水質調査等も実施されていない(Klein 2011)。また、クルーズ観光は、一部の人が利益を上げる一方で、受け入れ地域の住民が生活しにくくなる状況も発生している。新しい船は、従来よりもすぐれた汚水処理機能を搭載し、液化天然ガスの利用で大気汚染を抑えるなど、クルーズ業界も環境汚染を減らしている(CLIA 2020)が、もっと努力が必要とされている(Ponton and Asero 2018)。

UNWTO(2016)は、急成長しているアジアのクルーズ観光を背景に、これからクルーズ開発を進めていく地域に向けて、持続可能な発展を目指す、8つの戦略を提唱している。

1)需要喚起ではなく、需要を抑制したり促進したりと需要調整しながら自律的なクルーズ観光開発を進める。アジアは人口増大、所得向上で、クルーズ観光需要増大が予想されており、長期的で包括的な視野でクルーズ観光開発に取り組む。また、クルーズ客の市場調査を実施し、非クルーズ客等と比較し、より経済効果が高く、環境等への負荷が少ない観光市場に的をしぼり、限られた資源を有効利用する。

2)バリューチェーン分析をクルーズ観光に応用し、バリューチェーン内の活動とクルーズ客の「体験(活動)」が持続可能

な開発になるよう検査する。クルーズ観光に関わる全ての利害関係者(クルーズ客、クルーズ船運営会社、旅行業者、観光関連事業者、地域住民、行政機関、ターミナルの運営事業者、クルーズ客の輸送事業者、クルーズ船から発生するゴミ処理事業者、クルーズ業界団体、報道機関など)がそれぞれ持続可能で、「責任ある観光」を実施する。

3)クルーズ観光のオプションルツアーに組み込める自然・文化遺産価値を列挙し、それぞれの環境収容力を測定し、自然・社会・文化に負荷がないかを定期測定し、状況に応じて、クルーズ客を分散・集中させる。

4)需要に合わせた価格設定(収益を最大化する手法)を導入し、そこから得た利益が観光地の自然・文化資源の運営・保護・保存等の費用を賄えるような仕組みを作る。

5)クルーズ客を巻き込んだ遺産クラウドファンディングなど先進的で革新的な手法を取り入れ、旅行者を「責任ある旅行者」へと啓蒙し、「責任ある観光」を柱とする。

6)クルーズ観光に利害関係のある地域内のすべての事業者、関係者、住民らに持続可能な観光の考えを浸透させるべく、緊密な情報網を作り、持続可能な観光につながる革新的な手法や、モデル事例などの情報共有、啓蒙活動、研修を行う。持続可能な観光は、誰もが参加し練り上げてゆくもので、地域全体が恩恵を受けるものだとの認識を広める。

7)持続可能な観光には信頼度の高い統計情報が必要で、クルーズ客の動向(属性、消費額、行動、満足度など)、環境への影響など各種データを定期的に収集する。そして、その情報を元に、観光資源の改善や、海水汚濁、大気汚染などの環境への影響を監視する仕組みを作る。

8)持続可能なクルーズ観光に向けて、クルーズ船が寄港する他の港地域と、クルーズ客の動向や消費額、港費などの情報を分かち合う広域連携を作る。クルーズ船は、複数の寄港地をめぐるため、他の港と同じような内容のオプションルツアーを提供することは得策ではない。他港を競争相手とせず、模範事例を紹介しあったり、他港の状態を知ることによって、商品の差別化、港の設備の最適化など、協調協働により、過剰な設備投資の減少にもつながる。

以上に記した8つの戦略のうち、持続可能なクルーズ観光の実現に最も重要なのは、戦略2)で提唱しているバリューチェーン・アセスメントで、クルーズ観光に関わる受け入れ地の全ての事業者を書き出し、その経営の実態、経済効果・社会・文化・環境への影響を調査・測定し、それによって、クルーズ観光の潜在的な利益、リスクや弊害が見えてくる。これは、受け入れ地域の政策決定者や事業管理運営者の役割で、この調査から得られる客観的なデータや実態に基づいて、その地域に最も適切な水準のクルーズ観光開発の計画、運営が可能となる。

7. 終わりにかえて—経済効果の向こう岸に

少子高齢化と人口減少に直面している地方港湾地域は、政府が推進している訪日観光で、地域振興・経済の活性化を図ってきた。クルーズ船は、陸路ではなかなか訪れにくく、国際空港から遠方に外国人旅行者を運び恩恵をもたらしているが、その一方で海外のクルーズ先進地域が直面してきた問題と同じような課題も顕在化している。

クルーズ代金の低廉化は、船の大型化と大衆化をもたらし、それに連れて、クルーズからもたらされる経済、社会・文化や環境への影響も大きくなった。上述したように、クルーズ業界のビジネスモデルを十分に理解すると、クルーズ船の寄港は、秋田に自動的に大きな経済効果をもたらすものではないことがわかる。その上で、革新的なアイデアで秋田への経済効果を上げる仕組みや工夫を凝らすことも大切だ。それには、試行錯誤も必要だろう。

今後のクルーズ船の増加は、環境や住民の生活への弊害がもたらされる可能性もあり、観光に依存しすぎることの危険性も十分に認識し、クルーズ観光関連業者と自治体、そして住民も交えて、秋田の環境許容量を超えない開発が大切だろう。

秋田県の魅力を失わないように、将来計画されている大型クルーズ船の複数同時寄港の影響も把握する必要もあろう。幸いなことに、秋田では経済効果はそれ

ほど大きくないものの、環境や社会への弊害があるとされず、まだクルーズ客の環境許容量に余裕がある。できるだけ、地元の資本でクルーズ観光経済活動を支えれば地域が活性化する機会となる。

クルーズ観光のバリューチェーン分析を取り入れ、チェーン内のそれぞれの事業者や行政そして住民が責任ある行動をとることで、地域が享受できる経済効果も上がり、弊害も減らせる。さらに、現在秋田は晩秋から早春のクルーズ船の運航がないので、過剰投資とならないよう、非クルーズ旅行の促進も大切だ。

本稿の執筆時点で、全世界のクルーズ船の運航は停止し、いつ再開するか、また消費者がどう反応するのか予測ができない。しかし、時間はかかっても、いずれクルーズ需要は戻ってくるだろう。その時に向けて、これまでのクルーズ観光のあり方を振り返り、経済面ばかりではなく、社会・文化そして環境の面からも、より持続可能なクルーズ観光に向け、長期的に地域が潤う仕組みを構築することが重要だろう。

謝辞

本稿はアジア地域研究連携機構の全面的な助成を得て、同機構と秋田経済研究所と英国レディング大学との共同研究「秋田港のクルーズ客調査」の一環として書いたものである。調査結果については別稿で詳述するが、機構長の豊田哲也教授、根岸洋准教授、秋田経済研究所の相沢陽子研究員、そして調査にご協力いただいた

た皆様に感謝申し上げます。

注

- 1) UNWTO(2018)によると、Skiftが2016年に初めて用いたとされている。
- 2) 日本の観光経済効果の計算法については、柴田(2015)を参照に。
- 3) 2019年8月に秋田港に来航した2隻のクルーズ船のクルーズ客と乗員へのアンケート調査と同年12月観光関連業者への聞きとり調査より。

引用文献

- 相沢陽子, 2020, 「秋田県のインバウンドの現状と新しい取組み」『NETT (North East Think Tank of Japan)』108号, ほくとう総研, 頁16-19(<http://www.nett.or.jp/nett/pdf/nett108.pdf> 2020年4月14日閲覧)
- 青森地域社会研究所, 2018, 『クルーズ客の消費行動と経済波及効果』(http://www.airs.or.jp/contents/wp-content/uploads/2018/04/cruise_20180420_.pdf 2019年12月12日閲覧)
- 秋田県, 2019, 『秋田県観光復興対策実施計画』(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/21497>, 2020年4月22日閲覧)
- 秋田県, 2020, 「クルーズ船寄港予定の更新について」秋田県建設部空港港湾課(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/47537>, 2020年5月10日閲覧)
- 飯田芳也, 2011, 「わが国におけるクルーズ発展の可能性—旅行会社の中核ビジネスとなり得るか」『城西国際大学紀要』19(6), 1-28頁(<https://www.jiu.ac.jp/files/user/education/books/pdf/833-44.pdf>, 2020年4月17日閲覧)
- 環境省, 2020, 「日本の国立公園」(<http://www.env.go.jp/park/index.html> 2020年5月17日閲覧)
- 観光庁, 2016, 「明日の日本を支える観光ビジョン施策集」(<https://www.mlit.go.jp/common/001126604.pdf>, 2020年5月4日閲覧)
- 観光庁, 2019, 「2018年の訪日クルーズ客数とクルーズ船の寄港回数(速報値)」(<https://www.mlit.go.jp/common/001268598.pdf> 2020年4月25日閲覧)
- 観光庁, 2020, 「訪日外客数動向 国籍/月別訪日外客数(2003年—2020年)」https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/since2003_visitor_arrivals.pdf, 2020年4月22日閲覧)
- 国際連合広報センター, 2020, 「2030アジェンダ」(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/, 2020年4月29日閲覧)
- 国土交通省, 2017, 「国土交通白書」(<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h28/hakusho/h29/html/n2323c01.html>, 2020年5月4日閲覧)
- 国土交通省, 2019a, 「資料1 2018年我が国クルーズ人口等の動向について」(http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji02_hh_000243.html, 2020年4月17日閲覧)
- 国土交通省, 2019b, 「資料2 2018年我が国港湾へのクルーズ船の寄港回数等について」(http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji02_hh_000243.html, 2020年4月17日閲覧)
- 国土交通省, 2019c, 「2018年の我が国のクルーズ等の動向(調査)」(<https://www.mlit.go.jp/common/001295678.pdf>, 2020年4月17日閲覧)
- 国土交通省, 2020, 「訪日クルーズ旅客及びクルーズ船の寄港回数(2019年速報値)」(<http://www.mlit.go.jp/common/001324822.pdf>, 2020年4月25日閲覧)

- 塩谷英生, 2017, 「マクロ統計から見る観光経済の現状と課題」『AD Studies』No.59, 頁26-29(http://www.yhmf.jp/pdf/activity/adstudies/vol_59_01_05.pdf, 2020年5月12日閲覧)
- 柴田浩喜, 2015, 「観光の経済効果と地域課題」『エネルギー地域経済レポート』No.489, 頁1-10 (<https://www.energia.co.jp/ensoko/keizai/research/pdf/MR1504-1.pdf>, 2020年5月12日閲覧)
- 鈴木祐介・酒井裕規・湧口清隆, 2017, 「クルーズ船による大気汚染の影響—博多港のケース」『交通学研究』61, 頁77-84 (https://www.jstage.jst.go.jp/article/koutsugakkai/61/0/61_77/_pdf, 2020年4月30日閲覧)
- 須藤みやび・吉原正信, 2019, 「クルーズ船の寄港状況と地域振興」『SERI Monthly』No. 653, 静岡経済研究所, 頁28-35 (http://www.seri.or.jp/news/news_2019.11.1.pdf, 2019年11月29日閲覧)
- 田島規雄・藤生慎・高田和幸, 2010, 「外航クルーズ旅客の消費活動が地域・観光振興に及ぼす効果の分析」『土木計画学研究・講演集(CD-ROM)』41 (http://library.jsce.or.jp/jsce/open/00039/201006_no41/pdf/234.pdf, 2019年3月10日閲覧)
- トラベルボイス, 2020, 「京都市長に聞いてきた、新たなオーバーツーリズム対策、世界も注目する「京都モデル」とは？」(<https://www.travelvoice.jp/20200106-144016>, 2020年4月27日閲覧)
- 成美信吾, 2018, 「今後の現代クルーズ研究に重要なその定義を発生経緯と現場から考える」『日本国際観光学会論文集創造都市研究』25, 頁37-44
- 登り山和希, 2019, 「クルーズ旅客が求める地方都市での寄港地観光の現状と問題点」『関西大学経済論集』68, 頁177-188 (<http://hdl.handle.net/10112/16987>, 2020年5月3日閲覧)
- 文化庁, 2020, 「文化財」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/index.html>, 2020年5月17日閲覧)
- 圓田浩二, 2018, 「沖縄県宮古島におけるクルーズ船観光の現状と地域社会の容容」『沖縄大学法経学部紀要』28号, 頁25-38 (<http://okinawa-repo.lib.u-ryukyu.ac.jp/bitstream/20.500.12001/22369/1/no28p25.pdf>, 2020年5月20日閲覧)
- みなと総合研究財団, 2019, 「日本のクルーズ市場のさらなる発展に向けて」『みなと総研』6月19号(http://www.wave.or.jp/magazine/minato/minato_201906_no19.pdf, 2020年4月20日閲覧)
- 宮古島移住だより, 2020a, 「宮古島の問題点—観光客急増で激変する島の惨劇」<http://xn--pqq94i54hslbk83f.jp/2019/08/05/%E5%AE%AE%E5%8F%A4%E5%B3%B6%E3%81%AE%E5%95%8F%E9%A1%8C%E7%82%B9%EF%BD%9E%E8%A6%B3%E5%85%89%E5%AE%A2%E6%80%A5%E5%A2%97%E3%81%A7%E6%BF%80%E5%A4%89%E3%81%99%E3%82%8B%E5%B3%B6%E3%81%AE%E6%83%A8%E5%8A%87/>(2020年5月3日閲覧)
- 宮古島移住だより, 2020b, 「宮古島に中国人観光客が急増〜クルーズ船の光と影」<https://xn--pqq94i54hslbk83f.jp/2018/10/23/%E5%AE%AE%E5%8F%A4%E5%B3%B6%E3%81%AB%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E8%A6%B3%E5%85%89%E5%AE%A2%E3%81%8C%E6%80%A5%E5%A2%97%EF%BD%9E%E3%82%AF%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%82%BA%E8%88%B9%E3%81%A>

- E%E5%8A%9F%E7%BD%AA/(2020年5月3日閲覧)
- 湧口清隆・酒井裕規, 2018, 「外航クルーズ客船の寄港の集中がもたらす負の影響に関する考察」『交通学研究』61, 頁85-92 (https://www.jstage.jst.go.jp/article/koutsugakkai/61/0/61_85/_pdf, 2020年-5月-25日閲覧)
- 横浜市, 2019, 「横浜港の経済効果」, 横浜港湾局(https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/minato/taikan/manabu/chiikikeizai.files/0003_20180817.pdf, 2019年5月20日閲覧)
- Brida, Juan, G. and Zapata, Sandra., 2010a, Cruise tourism; economic, socio-cultural and environmental impacts, *International Journal of Leisure and Tourism Marketing* Vol 1(3), 1-34
- Brida Juan, G. and Zapata, Sandra., 2010b, Economic impacts of cruise tourism: the case of Costa Rica. *Anatolia: An International Journal of Tourism and Hospitality Research* 21(2), 322-338
- Brida, Juan, G., Pulina, Manuerla, Riano, Eugenia and Zapata-Aguirre, Sandra., 2012, Cruise passengers' experience embarking in a Caribbean home port. The case study of Catagena de Indias. *Ocean & Coastal Management*. 55 135-145
- Brunton, John., 2020, 'Nature is taking back Venice': Wildlife returns to tourist-free city. *The Guardian*. 2020-3-20 (<https://www.theguardian.com/environment/2020/mar/20/nature-is-taking-back-venice-wildlife-returns-to-tourist-free-city>, 2020年4月15日閲覧)
- Cevreny, Lee. K., Miller, Anna and Gende, Scott., 2020, Sustainable cruise tourism in marine world heritage sites. *Sustainability* 12 (<https://doi.org/10.3390/su12020611>, 2020年5月16日閲覧)
- Cohen, Eric., 1972, Towards a sociology of international tourism. *Social Research* 39(1), 164-182.
- Cooper, Chris., 2016, *Essentials of Tourism*, (2nd ed.) Pearson: Harlow.
- Cruise Line International Association (CLIA) 2018, Asia cruise industry ocean source market report. (<https://cruising.org/-/media/research-updates/research/2018-asia-ocean-source-market.pdf>, 2020年4月27日閲覧)
- CLIA., 2019a, The contribution of the international cruise industry to the global economy in 2018(<https://cruising.org/-/media/research-updates/research/global-cruise-impact-analysis---2019--final.pdf>, 2020年4月27日閲覧)
- CLIA., 2019b, 2019 Asia cruise deployment & capacity report(<https://cruising.org/-/media/research-updates/research/2019-asia-deployment-and-capacity---cruise-industry-report.pdf>, 2020年4月27日閲覧)
- CLIA., 2019c 2018 Asia cruise industry ocean source market report (<https://cruising.org/-/media/research-updates/research/2018-asia-ocean-source-market.pdf>, 2020年4月27日閲覧)
- CLIA., 2020, State of the cruise industry outlook ([https://cruising.org/-/media/research-updates/research/clia-2019-state-of-the-industry-presentation-\(1\).pdf](https://cruising.org/-/media/research-updates/research/clia-2019-state-of-the-industry-presentation-(1).pdf), 2020年4月17日閲覧)
- Cruise Industry News., 2020, 25 New cruise ships to debut in 2020. 2020-1-6 (<https://www.cruiseindustrynews.com/cruise-news/22130-25-new-cruise-ships-to-debut>

- in-2020.html, 2020年4月17日閲覧)
- Douglas, Ngaire and Douglas Norman., 2004, Cruise ship passenger spending patterns in Pacific Island Ports. *International Journal of tourism research* 6, 251-261.
- Doxey, G., 1975, A causation theory of visitor-resident irritants: methodology and research inferences in the impact of tourism. In: *Sixth Annual Conference Proceedings of the Travel Research Association*. 195-198, San Diego, California.
- Dwyer, Larry and Forsyth Peter., 1998, Economic significance of cruise tourism. *Annals of Tourism Research* 25(2), 393-415.
- Fletcher, John, Fyall, A. Gilbert, David, Wanhill, Stephen., 2018, *Tourism Principles and practice*. (6th ed). Pearson: Harlow
- Gibson, Philip & Bentley, Melissa., 2007 A Study of Impacts - Cruise Tourism and the South West of England, *Journal of Travel & Tourism Marketing*, 20:3-4, 63-77.
- Gonzalez, Ana. T., 2018 Venice - the problem of overtourism and the impact of cruise. *Journal of Regional Research* 42, 35-51.
- Gouvía, Andre, XS and Eusebio, Celeste., 2019, Assessing the direct economic value of cruise tourism in a port of call: the case of Funchal on the island of Madeira. *Tourism and Hospitality Research* 19(4), 422-438.
- Gui, Lorenzo and Russo, Antonio Paolo., 2011, Cruise ports: a strategic nexus between regions and global lines—evidence from the Mediterranean, *Maritime Policy & Management*, 38:2, 129-150
- Gutberlet, Manuela., 2016, Sociocultural impacts of large-scale cruise tourism in Souq Mutrah, Sultanate of Oman. *International Journal of geography* 194.1 p. 46-63
- Hoffower, Hillary., 2020, Bill Gates has been warning of global health threat for years. Here are 12 people who seemingly predicted the coronavirus pandemic. *Business Insider* (<https://www.businessinsider.com/people-who-seemingly-predicted-the-coronavirus-pandemic-2020-3?r=US&IR=T#infectious-disease-expert-michael-osterholm-has-also-been-warning-of-a-global-pandemic-for-the-past-decade-3>, 2020年5月16日閲覧)
- Holloway, J. Christopher and Humphreys, Claire., 2016, *The Business of Tourism* (10th ed.), Harlow: Pearson.
- Hritz, Nancy and Cecil, Amanda, K., 2008, Investigating the sustainability of cruise tourism – A case study of Key West. *Journal of Sustainable Tourism* 16(2), 168-181.
- Johnson, David., 2002, Environmentally sustainable cruise tourism: reality check. *Marine Policy* 26, 261-270.
- Klein, Ross, A., 2011, Responsible cruise tourism: Issues of cruise tourism and sustainability. *Journal of Hospitality and Tourism Management*. 18, 107-116
- Larsen, Svein, Wolff, Katharina, Marnburg, Einar and Ogaard, Torvald., 2013, Belly full, purse closed- Cruise line passengers' expenditure. *Tourism Management Perspectives*. 6, 142-148.
- Larsen, Svein and Wolff Katharina., 2016, Exploring assumptions about cruise tourists' visit to ports. *Tourism Management Perspectives*. 17, 44-49
- Lenzen, Manfred, Sun, Ya-Yen, Faturay, Futu, Ting, Yuan-Peng, Geschke, Anne and Malik, Arunima., 2018, The carbon footprint of global tourism. *Nature Climate Change* 8, 522–528.

- Ling, Sun., 2019, How Chia can refloat its cruise industry. Sixth Tone. (<https://www.sixthtone.com/news/1004772/how-china-can-refloat-its-cruise-industry>, 2020年-5月1日閲覧)
- Lopes, Maria J. and Dredge, Dianne., 2017, Cruise tourism shore excursions: Value for destinations? *Tourism Planning & Development* 15(6), 633-652
- MacNeill, Timothy and Wozniak, David., 2018, The economic, social and environmental impacts of cruise tourism. *Tourism Management* 66, 387-404
- Mathieson, Alister. and Wall, Geoffrey., 1992, *Tourism- economic, physical and social impacts*. Harlow: Longman.
- McKay, Betsy., 2020, Bill Gates has regrets; Years before the Covid-19 pandemic, the billionaire tried to warn global leaders of the threat from new infectious diseases. Few listened. 'I feel terrible. *Wall Street Journal* (Online) ;11 May 2020 (<https://search.proquest.com/docview/2400544005?accountid=13460>, 2020年5月14日閲覧)
- Page, Stephen., 2019, *Tourism Management*. (6th ed.)London: Routledge.
- Papathanassis, Alexis and Beckmann, Insa., 2011, Assessing the “poverty of cruise theory” hypothesis. *Annals of Tourism Research*, 38(1), 153–174.
- Plog, Stanley. C., 1974, Why destination areas rise and fall in popularity. *Cornell Hotel and Restaurant Administration Quarterly*, 14(4), 55–58.
- Ponton, Douglas M. and Asero, Vincenzo., 2018, Representing global cruise tourism- A paradox of sustainability. *Critical Approaches to Discourse Analysis across Disciplines*. 10(1) 45-62
- Princess Cruise n.d. Diamond Princes Fact Sheet (https://www.princess.com/news/backgrounders_and_fact_sheets/factsheet/Diamond-Princess-Fact-Sheet.html, 2020年5月6日閲覧)
- Smith, Valene., 1977, *Host and guest: the anthropology of tourism*, Philadelphia, University of Pennsylvania
- The Economist., 2019, Not what it was - What slumping demand for cruises says about Chinese tourists. (<https://www.economist.com/business/2019/06/08/what-slumping-demand-for-cruises-says-about-chinese-tourists>, 2020年4月27日閲覧)
- The Maritime Executive., 2016, The Dawn of the Chinese Cruise Market (<https://www.maritime-executive.com/features/the-dawn-of-the-chinese-cruise-market>, 2020年5月1日閲覧)
- UNWTO., 2016, Sustainable Cruise tourism Development Strategies (<https://www.e-unwto.org/doi/pdf/10.18111/9789284417292>, 2020年4月26日閲覧)
- UNWTO., 2010, International recommendations for tourism statistics 2008. (https://unstats.un.org/unsd/publication/SeriesM/SeriesM_83rev1e.pdf#page=21, 2020年05月2日閲覧)
- UNWTO., 2017a, European Union Short-term tourism trends Vol 1 2017-6 (<https://www.e-unwto.org/doi/book/10.18111/9789284419432>, 2020年4月26日閲覧)
- UNWTO., 2017b, Tourism and the Sustainable development goals- journey to 2030 (<https://www.e-unwto.org/doi/pdf/10.18111/9789284419340>, 2020年5月11日閲覧)
- UNWTO., 2018, Overtourism? Understanding and managing urban tourism growth beyond

perceptions. (<https://www.e-unwto.org/doi/pdf/10.18111/9789284420070>, 2020年4月27日閲覧)

UNWTO., 2019, International Tourism Highlights 2019 Edition. (<https://www.e-unwto.org/doi/pdf/10.18111/9789284421152>, 2020年4月18日閲覧)

UNWTO., 2020, All Countries: Outbound Tourism: Departures 1995-2018 (01.2020) Tourism Statistics(1) (<https://www.e-unwto.org/doi/abs/10.5555/unwtotfb0000290019952018202001>, 2020年5月2日閲覧)

Vayá, Esther, Garcia, José R., Murillo, Joaquín, Romani, Javier and Suriñach, Jordi., 2018, Economic impact of cruise activity: the case of Barcelona, *Journal of Travel & Tourism Marketing*, 35:4, 479-492,

Vogel, Michael., 2011, Monopolies at sea: The role of onboard sales for the cruise industry's growth and profitability. In A. Matias, P. Nijkamp, & M. Sarmiento (Eds.), *Tourism Economics: impact analysis* (pp. 211–229). Heidelberg: Physica.

「秋田犬の聖地・大館」のインバウンド観光の戦略と戦術

－台湾人旅行者の観点からの4つの提言－

川 村 巴

要旨

秋田県大館市発祥の「秋田犬」は近年、世界中から注目を集めている。秋田犬を「キラーコンテンツ」として訪日外国人観光客の誘客で成果を上げるために、今、何をすべきなのか。本稿では、2019年12月に台湾で行った観光関係者や秋田犬関係者へのヒアリング調査を基に、台湾の人々が抱く秋田犬のイメージを浮かび上がらせ、台湾からの誘客のためにいかなる戦略と戦術が必要か論じ、いくつかの提言を行う。

キーワード：秋田犬、インバウンド観光、台湾、大館、ものがたり観光

Strategy and Tactics for Inbound Tourism to the Motherland of the Akita Dog: Four Proposals from the Viewpoint of Taiwanese Visitors

KAWAMURA Tomoe

Abstract

The city of Odate is attracting worldwide attention as the motherland of Akita dogs. Strategies must be formulated to attract foreign tourists to Odate, with Akita Dogs as the key content. Based on interviews conducted in December 2019 in Taiwan with the tourism industry and Akita dog breeders, this article discusses Taiwanese people's perceptions of Akita dogs and desirable strategies and tactics to attract Taiwanese tourists to Odate, with four proposals.

Key words: Akita Dog, Inbound Tourism, Taiwan, Odate, Narrative Tourism

I. はじめに

ぴんと立つ三角の耳に、くるりと丸まった尻尾、凜としたたたずまいが特徴の秋田犬。近年、関連映画の公開や著名人への贈呈を機に、秋田犬が世界的に注目を集めている。秋田犬の登録数と「秋田犬保存会」(本部・大館市)の海外支部数も過去10年間に飛躍的に増加している。2020年にはロシア、2021年には日本で日ロ合作

映画「ハチとパルマの物語」の公開が予定されており、今後も秋田犬ブームは続きそうである。

秋田県と大館市は、秋田犬をキラーコンテンツとした観光政策に力を入れる。台湾、タイ、韓国、中国のアジア諸国を重点市場として捉え、訪日外国人観光客向けの対応を強化。大館市は昨年5月に観光交流施設「秋田犬の里」をオープンし

て観光客が秋田犬に会える環境を整え、秋田県はそこに海外旅行会社のエージェントや会員制交流サイト(SNS)で影響力のあるインフルエンサーを招聘して魅力をPR。秋田犬を前面に押し出した観光ポスターやパンフレットを作製し、その愛くるしさで観光客の拡大を狙う。観光庁の宿泊旅行統計調査によると、秋田県を訪れる訪日客は年々増えつつあり、2018年の外国人延べ宿泊者数は前年比17.9%増の12万3430人で過去最多を記録。7年連続で増加した。しかしながら、宿泊者数は東北で最も低い上、伸び率は東北平均の38.3%に届かず、全国平均の18.3%にも及ばなかった。十分な成果が上がっているとは言いがたい状況が続いている。

本稿では、秋田県が挙げる重点市場のうち、親日で、約30年前から秋田犬保存会の支部が存在し、秋田県へ観光を訪れる下地ができていると考えられる台湾に着目。著者が国際教養大学アジア地域研究連携機構の客員研究員として、2019年12月14日から28日までの約2週間、台湾の観光関係者、秋田犬関係者らへ聞き取り調査を行った。秋田犬が台湾の犬好きを秋田県へ向かわせるだけの観光コンテンツとなるためには何が必要か、秋田県と大館市が取るべき戦略と戦術を検討する。

II. 秋田犬の価値とインバウンド誘客の課題

そもそも秋田犬の何が評価されているのか。その価値は、これまでの誘客事業

でどのように活かされているのか。

II-1. 秋田犬の価値

秋田犬は江戸時代に闘犬として開発された品種である。1630年代に大館地方を治めた佐竹西家が、藩士の闘志を養おうと闘犬を奨励。マタギが使った狩猟犬や土着の犬などが掛け合わされ、現在の秋田犬が形作られた。明治時代末期に闘犬が禁止されるまで、土佐犬や洋犬種との交配により雑種化が進み、立ち耳、巻き尾といった本来の容姿が失われていった。それを憂えた愛好家らが復元運動に取りかかり、1927年に保存会を発足。4年後に日本犬で初の国の天然記念物に指定された。

そんな秋田犬を一躍有名にしたのは「忠犬ハチ公」である。ハチ公は1923年に大館市で生まれ、東京帝国大学農学部教授・上野英三郎博士にもらわれていった。主人の送り迎えをしていたハチ公は、主人が勤務中に倒れて亡くなった後も渋谷駅で帰りを待ち続けたという。1932年に朝日新聞で紹介されたことをきっかけに注目を浴び、2年後には渋谷駅へハチ公像が設置されて、その名が全国に知れ渡った。ハチ公像は戦時中の金属回収で一時は姿を消したものの、その後再建。ハチ公は現在も渋谷駅前に悠然と構え、秋田犬の忠実さを多くの人々に伝え続けている。

元が狩猟犬である秋田犬は、勇猛であるのと同時に、飼い主への忠誠心が強い。ハチ公のエピソードと相まって、忠誠のシンボリック存在となっている。飼い主に

は忠実だけれど、他の人にはべったり甘えないという日本的な凛々しさが、サムライのイメージと相まって海外の人を魅了している。

II-2. 世界の注目

忠犬ハチ公の物語は映像化もされている。1987年には松竹映画「ハチ公物語」、2009年にはリメイク版の米国映画「HACHI―約束の犬」が上映された。近年の世界的な秋田犬人気に火を付けたのは「HACHI」の影響が大きい。現在は日ロ合作映画「ハチとパルマの物語」の制作がスタートし、大館市の観光交流施設「秋田犬の里」などで撮影が進む。2012年には、佐竹敬久・秋田県知事がウラジミール・プーチン・ロシア大統領へ秋田犬を贈呈。2018年には、平昌冬季五輪フィギュアスケート女子で金メダルに輝いたロシアのアリーナ・ザギトワ選手が金メダルのご褒美に秋田犬を飼いたいと母親へねだり、秋田犬保存会が秋田犬を贈ったことで話題となった。

これらの出来事を受け、近年、秋田犬の保存普及活動に取り組む秋田犬保存会の管理する犬籍登録数¹⁾に変化があった。番犬として重宝されていた1972年の4万6千匹をピークに年々減り続け、小型犬ブームや会員の高齢化などを理由に2000年代には2千匹台まで落ち込んだ。しかし、ここ数年の秋田犬ブームを受け、2014年約2700匹、2015年約3700匹、2016年6600匹、2017年6700匹と右肩上がり続けている。これは海外の登

録数が急激に増えたことが要因で、国内の登録数が2千匹台で推移する傍ら、これまで100匹に満たなかった海外の登録数は2012年に初めて100匹を超え、2016、2017年には3900匹台を記録し、国内の登録数を超えるほどになった。

II-3. 秋田犬ツーリズムの取り組み

秋田県および大館市が秋田犬を活用した誘客策に力を入れるようになったのは、東日本大震災で離れた観光客を呼び戻そうと東北一丸となってインバウンド観光に注力するようになった2016年ごろからである。観光庁は同年、全世界を対象とした「東北デスティネーション・キャンペーン」²⁾を展開。復興庁は自治体に東北観光復興交付金³⁾を支給し、観光PRや受け入れ体制の整備を手厚く支援した。

地方創生を後押しする存在として訪日外国人観光客が注目される中、秋田県は県政運営指針「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」(2018年～2021年度)で、外国人延べ宿泊者数を2021年度に20万人とする目標を掲げる。秋田県は大都市圏から距離的・時間的に遠いというハンディキャップを抱える一方、秋田犬を例に「秋田オリジナル」と言うべき魅力的な資源が豊富に存在すると述べている。台湾、タイ、中国、韓国を中心とした観光客に旅の目的地として秋田県を選んでもらうため、地域資源を磨き上げると同時に、受け入れ環境を整備しながら、訪れたいと思わせる観光地づくりを進めるとしている。

秋田県観光文化スポーツ部によると、プーチン大統領へ秋田犬が贈られた2012年以降、秋田犬は国内外から注目を浴びる存在となった。2015年度には庁内で「秋田犬は観光客を呼び込むコンテンツになる」という認識が持たれるようになり、2016年度から秋田県観光のキラーコンテンツとして活用し始めた。初年度は関連経費として「秋田犬の里魅力アップ促進事業」などへ計約2億6千万円を計上。秋田犬が田沢湖や角館を訪ねる設定のポスターを作製し、県内の観光施設や首都圏の電車内などに貼り出したほか、犬の展示イベントや空港への犬専用トイレの設置などに取り組み、秋田県を「秋田犬の里」「動物にやさしい秋田」として国内外にアピールした。以降、ポスターや観光パンフレットへの起用、イベントでの展示などに継続して取り組んでいる。

大館市は、秋田県の県庁所在地である秋田市より北に位置し、青森県との境にある。秋田市へは電車で約2時間、青森県弘前市へは約1時間。新幹線の停車駅はないものの、車で30分、リムジンバスで55分の距離に、東京・羽田空港と結ぶ大館能代空港がある。秋田犬のほか、秋田名物の「きりたんぼ」や日本三大美味鶏の「比内地鶏」、伝統工芸の「曲げわっぱ」など豊富な観光資源が特徴である。

秋田犬を活用した事業では、2016年度には秋田犬の飼育と情報発信を担う地域おこし協力隊を任命し、2017年度には高齢化によって減少している秋田犬の飼育者を増やそうと、子犬の購入費や飼育に

掛かる餌代の補助を始めた。秋田犬保存会の協力を得ながら観光イベントの際に秋田犬をお披露目するなどしている。

昨年5月には、観光交流施設「秋田犬の里」がグランドオープン。外観は忠犬ハチ公が飼い主の帰りを待ち続けた大正時代の渋谷駅がモデルで、屋内は秋田犬を間近で見ることができる展示室や、パネルを並べて歴史や特徴を紹介するミュージアムがある。物販コーナーやイベントコーナーも備えた。総事業費は10億6800万円。市職員と地域おこし協力隊の計8人で運営しており、入館無料。昨年4月17日のプレオープンから今年1月末までの来館者は29万8千人で、当初予想の10万人をはるかに上回る。ゴールデンウィークやお盆など繁忙期には1日当たり約6千人が訪れた。台湾、中国、シンガポール、タイ、欧米などからの訪日外国人観光客も好調という。

このほか、2017年度からは仙北市と小坂町、北海道函館市と共に訪日客の誘客を広域で進める「3D連携」にも積極的に取り組んでいる。函館空港と仙台空港間、南北約400キロのエリアを舞台に、太平洋側を周遊する訪日客を日本海側にも呼び込む狙いがある。これまでに、東北観光復興対策交付金を使いながら、インバウンド先進地である函館市と仙台市で観光PRを行ったり、旅行会社のエージェントやインフルエンサーを呼んだファミツアーを実施したりした。英語、中国語、韓国語に対応した観光パンフレットも作製した。

2016年度には大館、北秋田の両市と小坂町、上小阿仁村による地域連携DMO(観光地域づくり推進法人)「秋田犬ツーリズム」も立ち上がった。秋田犬の高い認知度を最大限に活用しながら、小坂町の産業遺産や国立公園の十和田湖、北秋田市の森吉山などと組み合わせて観光地域のブランド化を図りたいとしており、これまでにアイドル風の衣装を着た女性の体に犬の頭部を合成した3頭による観光PR動画「Waiting4U(ウェイティングフォーユー)」を制作したほか、海外の観光イベントで売り込んだり、大館市産エダマメを原料にした商品を開発したりしている。

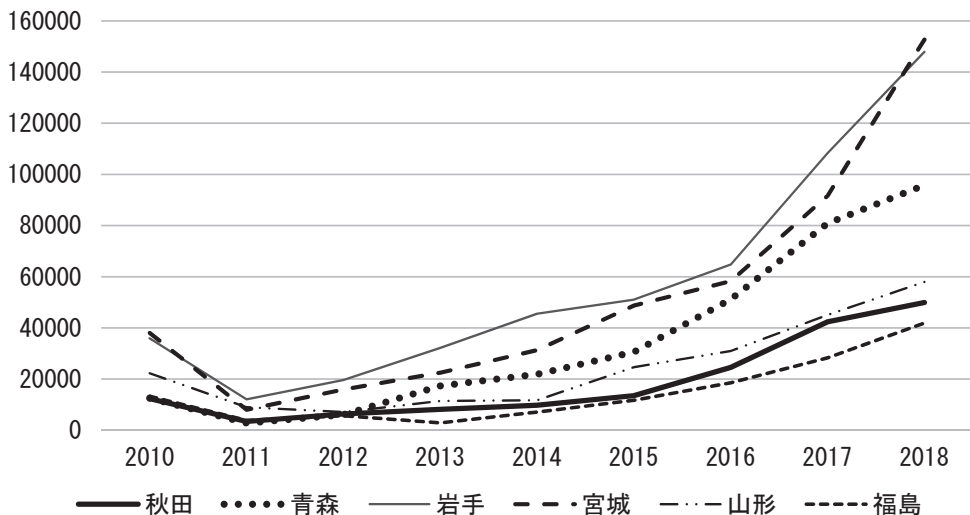
II-4. インバウンド誘客の課題

上記のように、秋田県と大館市は2016年度以降、世界的にブームとなっている秋田犬を活用した誘客策に力を注いできた。観光庁がまとめた2018年の宿泊旅行

統計調査(確定値)を見ると、秋田県の外国人延べ宿泊者数(総数)は前年比17・9%(1万8770人)増の12万3430人となり、過去最多を更新。7年連続で増加している。ただ、都道府県別では42位、東北最下位と低迷しており、伸び率も全国の18・3%、東北6県の38・3%を下回っている。東北各県が、東北観光復興対策交付金を活用しながら着実に成果を出す中、秋田県は遅れをとっている。

秋田県への宿泊者数を国・地域別(従業員数10人以上施設)で見ると、台湾が4万9960人で最も多く、全体の4割を占めた。中国1万1800人、香港6920人、韓国9570人と続く。台湾だけを見ると、統計の始まった2010年は1万2390人。2011～2014年は震災の影響で1万人を割ったものの、2015年の1万3540人以降は増加に転じ、徐々に人数を伸ばしている。しかし、全体の状況と同じく宮城県、岩手県、

図1 東北の県別台湾人延べ宿泊者数
(従業員10人以上施設)



青森県には及ばない(図1)。

ちなみに、大館市の宿泊者数、外国人宿泊者数も年々増加しており、2014年は21万2393人(うち外国人は671人)だったが、2018年は25万689人(同2075人)に伸びている。

III. 台湾人旅行者にとっての「秋田犬」と「秋田犬ツーリズム」

ここでは、秋田県を訪れたことのある台湾の観光関係者やインフルエンサー、秋田犬飼育者らへ行った、秋田県の進め

る「秋田犬をキラーコンテンツとした観光誘客策」に対する聞き取り調査の結果をまとめる。

III-1. 台湾における秋田犬のイメージ

秋田県を含む日本の自治体の観光マーケティングを担う日遊推广社⁵⁾(台北市)が昨年12月、東北地方への観光へ興味のある台北市と高雄市の計2393人を対象にアンケート調査を行った結果(表2、3)、秋田県と聞いて思い浮かべるもの(複数回答)の第1位は「秋田犬」で、全体の7割に

図2 日遊推广社のアンケート(台北市)

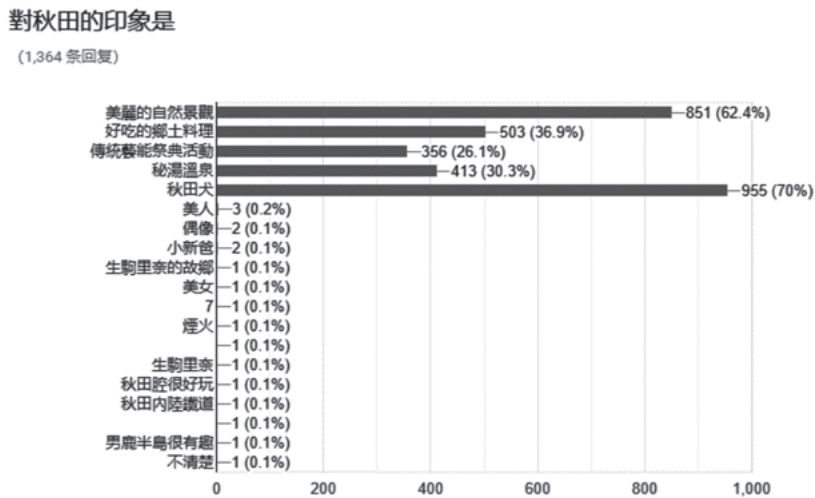
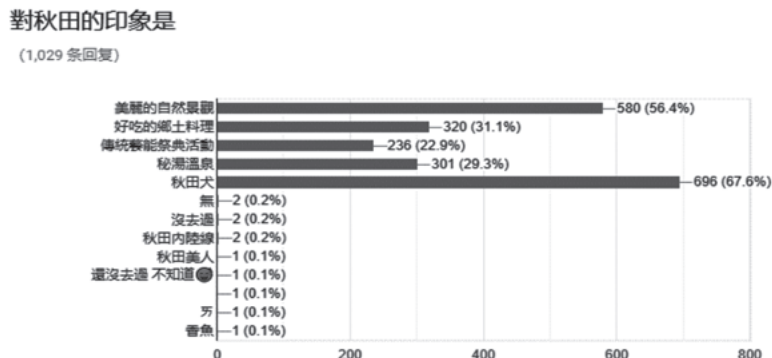


図3 日遊推广社のアンケート(高雄市)



上った。「美しい自然」、「おいしい郷土料理」、「温泉」などが続いた。秋田犬は台湾の人々にとってすぐに思い浮かべられる観光素材となっていることが分かる。

では、どこで秋田犬を知るのだろうか。映画館やDVDで映画「HACHI」を見たり、観光で日本へ訪れた際に渋谷駅のハチ公像前を通ったりしたことがきっかけで、秋田犬の存在と、その忠実さと素朴さといった性質を知る人は多い。

このほか、台湾の街中で見かけたことをきっかけに秋田犬を知ったという人も多数いた。あるインフルエンサーは、昔住んでいた家の大家が秋田犬を飼っており、子どもの頃から親しみがあったという。家は工場地帯にあったため野良犬に出くわすことが多かったが、そのたびに犬が守ってくれたといい、「心が強くて優しい犬というイメージ」と印象を語る。

台湾と秋田犬の関係に着目してみると、秋田犬保存会は1989年に台湾支部を置いている。保存会が海外に支部を置くのは1970年の北米に続き2番目。台湾支部によると、秋田犬は1990年代、台湾全土に少なくとも500匹以上いたという。2015年には新台湾支部も設立し、両支部の2019年の会員数は計77人。春と秋に日本で開かれる本部展に参加したり、足を運んだりしている会員も多く、日台間の交流は盛んである。

台湾の人々に秋田犬のイメージがしっかりと根付いているのは、映画の効果に加え、保存会の支部がある影響も大きいだろう。秋田犬の見た目の愛らしさとい

うより、ハチ公物語や「HACHI」、実体験を通して目の当たりにした「忠犬」という秋田犬ならではの性質や物語性が、台湾の人々に秋田犬を特別な犬として印象づけている。

III-2. 台湾人旅行者が秋田犬ツーリズムに期待するもの

個人旅行向けの観光素材として秋田犬へ何を求めるかについても尋ねた。個人旅行へ対象を絞ったのは、動物が苦手だったりアレルギーがあったりする人が楽しむことができない秋田犬は、団体旅行に対応する観光素材とは言いにくく、秋田犬の関連施設を組み込んだパッケージツアーを作っている台湾の旅行会社は現時点でないため。

また、台湾から訪れる観光客の特徴について、日本政府観光局(JNTO)が「訪日旅行データハンドブック2019」でまとめている。2018年に日本を観光目的で訪れた台湾人の81.5%を訪日回数2回目以上の層が占める。平均滞在日数は3.7日で、4-6日間が最多の73.1%となる一方、7-13日間滞在する人も2割以上いる。大半がインターネットを通じ自身で旅行を手配する個人旅行者で、団体ツアーは全体の32.5%。日本を初めて訪れる台湾の旅行者は、東京と大阪を結び、箱根、富士山、名古屋、京都を含む「ゴールデンルート」に集中しているが、その一方で地方部への旅行者も増えている。日遊推广社は「秋田県など東北地方を訪れる人は日本に何度も訪れたことのある若い個人旅行者

が多い」と話す。

では、観光客は秋田犬に何を求めるのだろうか。大館市の秋田犬の里を例に、どのような体験をしたいか聞いたところ、「ふれあい」「写真撮影」の声が特に多かった。現在の秋田犬の里は来館者の安全を守るため、柵越しに秋田犬を眺めたり、写真撮影したりする仕組みになっている。ある旅行会社の副社長は「ふれあいは秋田犬にとってストレスとなり虐待につながるという声があるかもしれないが、動物を観光素材とする以上、ふれあいの雰囲気は必要」と話す。また、台湾の観光客はSNS投稿映えするコンテンツを好むため、秋田犬に寄り添って一緒に写真を撮れる仕組みが求められると指摘する。

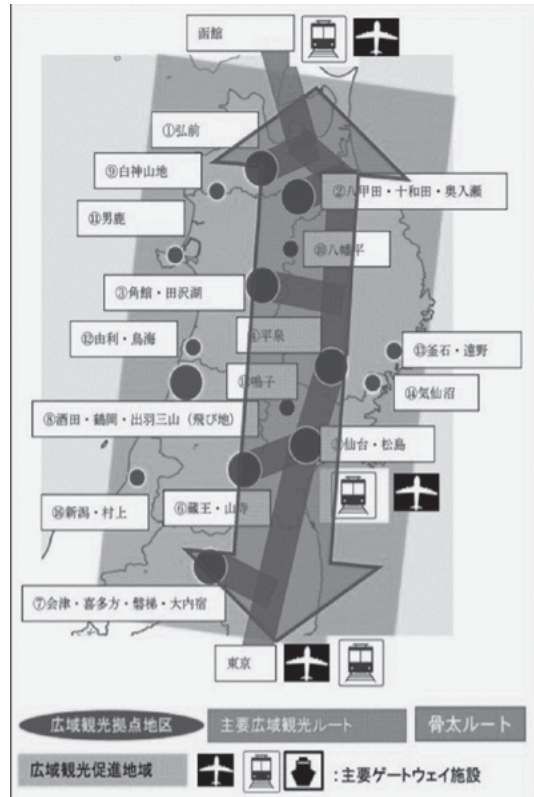
「秋田犬と共に泊まれる宿泊施設」を希望する声もあった。実際に、大館市には秋田犬2匹と触れ合える「ふるさわおんせん」がある。約2年前に秋田犬を飼い始めてから訪日外国人観光客が増加。もともと0人だった外国人客が、現在は年間100人以上宿泊するようになったほか、秋田犬とふれあうために日帰りで訪れる観光客もたえないという。ありのままの秋田犬が見られる特別感のある体験ができる場も必要である。

このほか、「忠犬ハチ公のストーリーと組み合わせるとアピールした方がいい」と指摘する声も目立った。台湾の人々が「忠実さ」の象徴として秋田犬を捉えているならば、それを積極的に活用し、物語性を押し出すことは効果的だろう。

ただ、観光関係者は「秋田犬は確かに有

図4 東北の広域観光周遊ルート

(出典：観光庁2019b)



名だが、台湾人がわざわざ秋田犬を見るために秋田県および大館市へ行こうとは思わない」と口をそろえる。近く森吉山の樹氷を撮影しにプライベートで秋田県を訪れる予定というインフルエンサーは、樹氷の写真を撮るために秋田県、青森県、山形県のいずれかへ行くつもりだったが、秋田犬が決め手となり秋田県の森吉山へ行くことを決めたという。秋田犬は、あくまでも秋田県に興味を持ってもらうための「フック」となる存在であり、秋田犬単体での誘客は難しそうである。観光庁がまとめた2018年の観光白書によると、地方を訪れた外国人客に「今回の旅行でしたこと」を尋ねた質問では、スキー・スノー

ボードや温泉入浴、自然体験ツアー、花見などが上位だった。周辺の観光地と効果的に組み合わせる必要がある。

IV. 「秋田犬の聖地・大館」のための戦略

大館が「秋田犬の聖地」としてインバウンド観光を振興するために、大きく2つの戦略的可能性がある。1つは、青森＝仙台ルート上の立ち寄り地としての戦略の可能性であり、もう1つは大館空港の存在を活かした訪日旅行の起点あるいは終点としての戦略の可能性である。

IV-1. 青森＝仙台ルート上の立ち寄り地

秋田県では昨年3月から、秋田－台湾間で初の定期チャーター便が就航するも、運航する遠東航空(台北市)の経営不振により、同年12月に運航を停止している。一方、東北各県では近年、台湾との国際線の就航が相次いでいる。宮城県では、複数の航空会社が2016、2017年に仙台－台湾便を開設。岩手県は2018年に花巻－台湾便が、青森県は2019年に青森－台湾便が就航している。秋田県はエバー航空(桃園市)とチャイナエア(同市)の2社に就航を依頼しているものの、見通しは立っていない。東北で国際線の就航が増える中、出入国する空港を別々にしたオープンジョー航空券を利用し、周遊旅行を楽しむ人々がさらに増えていくと見込まれる。航空券の購入は通常、片道に比べて同一空港からの往復で購入するほうが安くなる。オープンジョー航空券では、往路と復路の発着地が異なっても一般的な

往復料金が適用でき、費用を抑えられる。実際、航空券を販売するホームページでは、エバー便を使い、往路は青森空港、復路は仙台空港を発着にした場合も、仙台または青森の同一空港を発着にした場合も料金はほとんど変わらない。秋田県に国際線が無い中、青森や仙台空港などから東北へ訪れた観光客に大館市へ足を運んでもらうためには、大館市の取り組んでいる「3D連携」が効果的と考える。

この連携は、アジアを中心とした訪日外国人観光客が函館と仙台の両空港を発着拠点としていることに着目し、両空港の間を走る東北・北海道新幹線を組み合わせて周遊しているとの分析に基づいて2017年に計画。観光庁が2016年に公表した広域観光周遊ルートでは、青森県入りした観光客が新幹線を利用して八戸、平泉を巡り、仙台・松島方面へ抜けるコース(もしくはその逆)を、台湾人観光客を対象に見据えた主要ルートとして紹介している。3D連携はこの流れを日本海側へ引っ張るというもので、青森県入りした観光客を大館市へ呼び込み、秋田内陸縦貫鉄道を利用して角館へ誘導した後、新幹線を利用して仙台方面へ抜けてもらう。

東北観光推進機構(仙台市)は「訪日客が太平洋側を主要ルートとして巡る構図は2016年から変わっていない」とする。JR東日本の販売する管内乗り放題の「JR EAST PASS」(2万360円)などを利用して、東北および東日本を新幹線で移動するケースが圧倒的に多いため。ちなみに、新幹線の駅から目的の観光地まではレンタカー

を利用して移動するケースも増えている。

太平洋側ルートと日本海側ルートに掛かるコストを具体的に比べてみたい。JNTOの訪日旅行データハンドブック(2019)によると、訪日台湾人の日本滞在中の1人当たりの支出額は12万8千円(国際旅客運賃を除く)で、交通費は1万4千円。太平洋側のコースは新函館北斗駅から北海道・東北新幹線を利用して仙台駅まで行くと、料金は約1万8千円かかる。一方、日本海側のコースをみると、新函館北斗駅から新幹線で新青森駅へ行き、電車に乗り換えて大館駅、外国人に人気の秋田内陸縦貫鉄道に乗り換えて角館駅、新幹線で仙台駅まで行くとすると、かかる料金は計約2万円。訪日台湾人の交通費の平均支出額は上回るが、太平洋側のルートと比べ大差ない金額となり、大きなハンディになるとは言えない。

IV-2. 大館空港の戦略的価値

青森空港は国際線が多く、国内線と国際線を合わせた年間の利用者数は4年連続で100万人を超えるほど好調である。しかし、青森―羽田間はJALしか運航しておらず、JALに比べANAが多く運航する中国からの訪日客を誘致する上で、大きなディスアドバンテージとなる。

一方、東北でANAが就航するのは大館能代、秋田、庄内の3空港のみ。大館能代空港は青森県、岩手県、秋田県の中心に位置しており、同空港の利用促進協議会には秋田県の自治体だけでなく、青森県の弘前市と深浦町、岩手県の八幡平市も

加入している。

特に、ANAが就航する中国・武漢市と20年以上にわたって交流を続けている弘前市は、ANA便に乗って羽田空港を経由し大館能代空港から弘前市へ入るコースと、東京駅および新函館北斗駅から新幹線と電車を乗り継いで弘前市へ入り、大館能代空港を活用して帰国してもらうコースをモデルコースと設定し、中国からの誘客拡大を狙っている。

羽田空港を経由して大館能代空港を訪れた場合にかかる金額をみると、4月と10月のとある日の上海―羽田便(往復)の航空券代は3万4770円。上海から羽田経由で大館能代空港に入る場合の往復の航空券代は4万4750円で、片道約5千円弱しか変わらない。新幹線を利用するよりも安価に東北を訪れることができる。

V. 4つの戦略的提言

今後、秋田県の観光政策を進める上で、主流となる個人旅行者に主要広域観光ルートの太平洋側だけでなく、日本海側へも足を運んでもらうことが不可欠である。そのためには秋田犬をフックとした観光地の磨き上げによる満足度向上と、観光消費額の増加に重きを置きながら受け入れ態勢と情報提供を強化することが有効だろう。

V-1. 老犬神社の活用

先に触れた通り、ハチ公物語や「HACHI」などを通して見聞きした「忠実」という秋田犬ならではの性質や物語性が、

台湾の人々に秋田犬を特別な犬として印象づけているのは明らかであり、「忠犬のストーリーと組み合わせることでアピールした方がいい」と指摘する声は無視できない。大館市にはJR大館駅から車で30分、電車と徒歩で計50分の場所に日本で唯一犬をまつていると言われる「老犬神社」がある。そこで語り継がれている「忠犬シロ」の物語は、新たな観光素材として有効だと考える。

忠犬シロの物語は次の通り。

今から数百年前、鹿角市(旧南部領)に左多六というマタギの名人が住んでいた。左多六は領主から「天下御免の又鬼免状」(他の領内や寺社でも猫を認める書状)を与えられており、シロという飼い犬と共に一緒に狩りに出掛けていた。ある日、左多六は三戸城近くで城に向かって発砲した罪で捕らえられてしまう。不覚にも免状を家に忘れてきたため申し開きできず、左多六はシロに「免状を取ってきてくれ」と頼む。シロは雪の山河を越えて家に駆け戻り、免状を持って三戸へ戻ったが、すでに左多六は処刑された後だった。所払いとなった左多六の妻はシロを連れて家を離れ、秋田領の葛原に身を寄せた。その後シロの姿が見えなくなり、村人が死骸を見つけた。葛原の人々は左多六とシロの哀話に心を打たれ、山腹に社を建ててシロの霊を祭った。

別当として神社を管理している木次谷賢一さん(69)によると、毎年4月17日の例大祭や、5月3日の秋田犬保存会本部展などに合わせて愛犬家が多く訪れ、近年

は外国人の姿も目立つという。観光客をもてなそうと、免状を持って走るシロをプリントしたお守りや、秋田犬のスタンプを用意したりしている。

神社は台湾の人々にとって人気の観光スポットでもある。複数の観光関係者は「日本へ何回も行くリピーターは御朱印を集めている人が多い。御朱印を集めている人は珍しい神社に足を運ぶので、犬好きでない人も集まる可能性がある」と強調する。2020年は神社にシロをまつて400年の節目でもある。忠犬シロを人と犬との信頼関係のシンボルとして明確化しながら、オリジナルの忠犬物語としてアピールすれば、秋田犬に会える「秋田犬の里」と共に秋田犬観光を支える人気の観光地になりうる。その際には、御朱印や絵馬といった神社ならではの商品もそろえてほしい。

V-2. グローバル展示の強化

忠犬シロの物語と合わせて、大館市は「秋田犬の聖地」であると強くアピールしていくことも必要である。甲子園を「高校野球のメッカ」と呼ぶなど、特定の人々にとって重要な意味を持つ場所を「聖地」と呼称することは古くからされており、そういった場所を訪問する「聖地巡礼」も自然に行われている。文学や映画、テレビドラマ等における舞台を訪問するフィルム・ツーリズムで言えば、「北の国から」の富良野市、「冬のソナタ」の韓国・春川市等の例がある。近年は、漫画、アニメーションやゲームなどに由来するアニメ・

ツーリズムが有名。「らき☆すた」における埼玉県鷲宮町が先駆けとなって広く知られており、地域住民が巡礼者向けの催しを開催するだけでなく、地域住民と巡礼者が一緒になって地域の祭りを楽しんだりする動きもある。

先に述べた通り、映像作品の効果などで秋田犬は国内外で広く知られるコンテンツとなっている。大館市に本部を置く秋田犬保存会は国内に8総支部、48支部、海外に20支部を持ち、会員が計約3100人いる大組織である。毎年5月3日に開く本部展には世界中から多くの秋田犬好きが集まる。秋田犬の歴史や特性などについては、秋田犬の里のほか、保存会の本部がある秋田犬会館で紹介しているが、世界と秋田犬の関わりについての紹介を強化してはどうか。例えば、海外支部として最も歴史があるのは北米支部だが、米国で秋田犬が広まったのは、ヘレン・ケラー氏に秋田犬を贈ったことが一つのきっかけになっている。そういった各国の秋田犬とのつながりや、支部設立の経緯、現地での取り組みなどを詳しく多言語で紹介すれば、より訪日外国人観光客の興味を引く施設になるだろう。もしかしたら、各国の秋田犬保存会で開くクラブ展を見て回るというコアなファンも出てくるかも知れない。

V-3. 大館空港圏の中での弘前との連携

観光庁の2018年外国人延べ宿泊者数(総数)を見ると、秋田県(12万3430人)は東北で最も人数が少なく、青森県(34万

9050人)、岩手県(25万8920人)とは2倍以上の開きがある。秋田県へ足を運んでもらうためには、隣県との広域連携が必須だ。しかし、東北のいずれの県も宿泊者を確保し、経済効果をもたらしたいとの考えから、踏み込んだ協力がしづらいのも事実だ。

ところで、県都・秋田市から離れた大館市を訪れる観光客が多いかといえば、そうではない。秋田県観光統計によると、2018年の大館市内の観光地点とイベントなどへの入込客数は94万1551人で県内12位。秋田市831万2020人、仙北市465万8450人、横手市350万2414人と大きく引き離されている。これは国内外からの観光客を含めた数字だが、訪日外国人観光客を見ても大きな違いはないだろう。秋田市から観光客を誘導するよりも、大館市に近い弘前市との連携を進めるほうが両市にとって大きなメリットを生むと考える。実際、大館市は訪日客がどのような導線で市内に出入りしているかを把握していないものの、秋田犬の里では青森空港から東北へ入り、レンタカーなどで大館市へ立ち寄るケースを良く聞くと

いう。ちなみに、弘前市は青森県の西部にある人口約17万人の都市で、青森と大館能代の両空港から車で1時間の距離に位置し、大館市と隣り合う。弘前藩の城下町として発展し、津軽地方の中心都市として弘前都市圏を形成している。観光産業における主要コンテンツは、弘前さくらまつり、弘前ねぶたまつり、リンゴ、弘

前城、津軽三味線など。青森県観光入込客統計によると、2018年に県内外から弘前市の観光地点を訪れた入込客は439万8569人。八戸市(639万4237人)、青森市(619万129人)に続き3番目に多い。青森県ではこのほか十和田市(310万5371人)も目立つ。弘前市観光部国際広域観光課によると、青森県を訪れる訪日客の多くは新青森駅および青森空港から新幹線などを利用して十和田市や八戸市方面を経由して仙台市方向へ向かうパターンが多いとし、「青森県を訪れた観光客をどうやって弘前市へ呼び込むかが課題となっている。大館市とは距離的にも近く、大館市から弘前市へ遊びに来る人も多い。連携して訪日客を誘致するということは、もちろんありえる話だと思う」と前向きである。

連携の具体的な取り組みとして、二次交通の整備が必要だ。東北観光推進機構の調べでは、「akitainu」「namahage」といった秋田県の観光コンテンツに関する検索数は東北でトップレベルだが、二次交通の不便さから訪問を断念するケースが多く見られるという。まずは、現在電車のみとなっている弘前市と大館市の交通手段を拡充するため、弘前市と大館市および大館能代空港を結ぶ予約制乗り合いタクシーの運行を提案したい。その際、交通アクセスの全県的な情報をひとまとめにし、各地の観光情報と合わせて分かりやすく発信できるよう、既に東京や京都などで実施されているグーグルマップへの交通情報の提供をすみやかに実施すべきであろう。

次に必要なのは、周遊ルートの具体的なイメージが分かる観光ポスターなどの制作である。台湾では「秋田県は食べ物がおいしいし、景色も綺麗だが、リンゴで有名な青森県などと比べると知名度が足りない」、「弘前城が魅力的なのは桜の咲く春だけ。城だけで言えば日本に100以上あり、わざわざ弘前でなくてもいい」といった観光関係者の声が聞こえたほか、「秋田犬や電車、雪、神社など一目で東北の魅力が分かる写真があればさらに行きたくなる」とアドバイスするインフルエンサーもいた。例えば、秋田犬と秋田県内の観光地を組み合わせたポスター「JAPAN AKITA」⁶⁾を参考に、愛らしさで目を引く秋田犬と日本の歴史的建造物である弘前城といった観光資源をコラボレーションさせてPRすれば、より多くの観光客の目を引くのではないだろうか。理想とする周遊ルートを念頭に、台湾の人々の心に響くPR方法を模索しながら柔軟に対応していく必要がある。

ANAは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを機に地方への誘客を強化しようと、同年夏に訪日する外国人客を対象に、国内線運賃を日本円換算で2020円相当に値下げする取り組みを行う⁷⁾。この機に乗じてANA便の運航が多い中国からの観光客も有力なターゲットと捉え、空港周辺の観光地を売り込んでいくべきだろう。

V-4. 秋田犬以外の観光アイテムの開発

大館市の現状をみると、昨年春に秋田

犬の里がオープンしてから、来館者は30万人に届く勢いである。秋田犬の里に近いJR大館駅前周辺の飲食店や商店への入り込み客は増えているという⁸⁾。今後、観光地をさらに磨き上げたり、日本海側の周遊ルートを確立させたりしていく中で、大館市全域でいかにお金を落としてもらい、経済効果を生むかが重要になる。大館市産業部観光課によると、大館市を訪れる台湾人観光客の年齢、性別などといった詳細な特徴について調査は行っていないものの、市内の宿泊施設への聞き取りによると、宿泊した台湾人観光客のほとんどが家族連れやカップルでの利用だったという。JNTOの訪日旅行データハンドブック(2019)には、訪日台湾人の日本滞在中の1人当たりの支出額は12万8千円(国際旅客運賃を除く)で、内訳は交通費1万4千円、宿泊費3万5千円、飲食費2万8千円、温泉などの娯楽サービス費5千円、買い物代4万5千円とある。一方、秋田県のまとめによると、観光目的で秋田県を訪れた訪日外国人観光客の観光消費額は、日帰りが8734円、宿泊が2万5039円。地域に経済効果を生むためには、飲食や買い物など消費の機会を増やしたり、宿泊してもらえよう誘導したりしながら、一人当たりの観光消費額を増やしていく必要がある。

宿泊に結び付けるための手段として、夜型観光の充実が重要になるだろう。日本では観光地における夜間の活動、いわゆる「ナイトライフ」が外国に比べて少なく、訪日客から不満の声が上がっている

と言われている。実際、筆者が台湾を訪れた際、午後10時ごろまで夜市が開かれ、多くの飲食店や雑貨店が営業していることに驚いた。こういった課題に対し、香川県は2019年度から夜型イベントに補助金を出す「ナイトコンテンツ造成支援事業」を始め、商店街で伝統工芸品の展示や地元食材を使った食や飲料を提供するナイトラウンジや、宿泊施設でバイオリンのステージイベントなどを行った。東北でも福島県の鶴ヶ城のライトアップや、青森県の奥入瀬・十和田夜景ナイトツアーなどが実施されている。夜間観光の充実には宿泊にも直結する。本県でもナイトコンテンツの開発が必要だろう。

例えば、東北の魅力として挙げられている「豊かな自然」や「食」を生かし、訪日客の利用が増えている旧小坂鉄道で運行しているレールバイクの夜間運行を実施して、SNS映えするようイルミネーションを点灯したり、星空を見てもらったりしてはどうか。イルミネーションでは、秋田犬の里をライトアップすれば、長時間にわたり施設を楽しんでもらえる。このほか、北鹿(大館市)や千歳盛(鹿角市)の協力を得て酒蔵見学を行い、夕食に本場のきりたんぼ鍋と日本酒を堪能できるようなプランがあっても面白い。最後に、犬好きの観光客には秋田犬のいる温泉宿やホテルに泊まってもらえば、消費額の上積みと満足度向上を図れるのではないか。大館市には5月19日時点で、ホテルや旅館といった宿泊施設が約30(収容人数計約2200人)ある。そのうち、秋田犬に

会える宿泊施設が「ふるさわおんせん」と「ロイヤルホテル大館」の2つ。飼育の難しさといった課題はあるが、伸びしろはまだまだある。ただ、夜間観光はコストが掛かり、利用者が少ないと継続が難しい。取り組みが軌道に乗るまでの間、県や市などのサポートも必要になるだろう。

VI. おわりに

昨年12月に台湾・台北市で開かれた秋田犬保存会台湾支部主催の展覧会には、台湾全土から約60匹の犬が集まり、30度を超す快晴のもとで容姿を競った。映画「HACHI」の影響で、「忠犬」としての秋田犬は台湾で人気が高く、飼い主からは「日本の特別な犬を飼っている」という自信も感じられた。台湾支部によると、近年はSNSを通じて秋田犬の魅力を再認識し、飼育を希望する若者が増えているという。秋田犬は台湾の人々の目を引く観光コンテンツだと実感することができた。

しかし、秋田県を訪れたことのある人々へ感想を尋ねると、「秋田犬がぜんぜんいないのがっかりした」と口をそろえる。彼らが「秋田犬の聖地」と聞いて思い浮かべるのは、宮城県の「宮城蔵王キツネ村」や台湾・台北市の「猫村」のような、個体数が多く、ありのままの生態を見られる場所である。群れることによってけんかをしたり、ふれあいによるストレスを感じて体調を崩したり、人をかんだりするリスクのある秋田犬は、上記のような観光形態とはなじまない。そのため、秋田犬を見に秋田県へ来ても消化不良になっ

てしまうという。

そのような中、柵越しでのふれあいや写真撮影を求める秋田犬の里では、観光客一人一人に秋田犬の特性を紹介しながら展示方法に理解を示してもらい、豆知識を知っているという「特別感」を与えている。秋田犬への理解を深める取り組みは満足感を上げるために必要である。もう一步踏み込んで、秋田犬の特性である「忠犬」の物語を追体験できる場もほしい。この役割は、忠犬シロの物語が語り継がれている「老犬神社」に期待できる。大館駅から電車と徒歩で約50分の距離にある神社に足を運ぶ観光客が増えれば、それまで駅前に集中していた人の流れが分散し、より広く「秋田犬の聖地」をアピールできるようになるだろう。

秋田犬以外にも、秋田県には雪、温泉、内陸線など台湾人が求める観光資源が豊富に存在するが、秋田県単独で旅行好きの台湾人観光客を呼び込むまでには至らない。大館市と近接する青森県弘前市との結びつきを強め、太平洋側を主要ルートとする観光客の流れを日本海側に誘導したり、東京・羽田空港と結ぶANA便が就航しているという優位性を生かした観光ルートの売り込みに力を入れたりしながら、秋田県および大館市の魅力をたくさんの人々に伝えていければと思う。自治体の枠を超えた柔軟な連携を求めたい。

今回の調査・研究を通じ、「ふるさわおんせん」の事例が強く印象に残っている。約3年前、社長の小林薫さん(44)が秋田犬の「温」を飼い始めたことをきっかけに

温泉の雰囲気はがらりと変わった。それまで、宿泊者から「秋田犬と会える場所はどこ？」と尋ねられることが多く、秋田犬のかわいさを知ってもらいたいと飼育を決めた。秋田犬がもてなしてくれる温泉宿としてSNSを通じて一気に知名度が上がり、国内外から宿泊者や日帰り入浴者が殺到。翌年には温の娘の「華」も加わり、さらに活気を増した。「秋田犬に会いたい」と、台湾、香港、フランスなど世界中から観光客が訪れ、3年前まで0人だった外国人宿泊者は年間100人を超えるほどに伸びた。宿泊客の要望に応え、秋田犬と散歩をするプランも実施。温泉のインスタグラムには、秋田犬と一緒に笑顔で写真に収まる観光客の姿が並び、そのインスタグラムを見て新たな観光客が訪れるという好循環が生まれている。

秋田犬の里の整備によって、観光客を呼び込むきっかけはできた。だが、宿泊や食事、土産など、地域でどのように経済波及効果を生むかは民間の力にかかっている。ふるさわおんせんは、身近にある観光資源を生かしながら温泉の魅力を高め、リピーターとなるファンを獲得した例である。地域で暮らす誰もが、観光資源を磨き上げ、経済効果を生み、秋田の魅力を広めるきっかけになりうる。

調査は主に2019年11月～2020年2月に実施したが、2月以降、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大によって渡航や外出の自粛が求められるようになった。4月末現在、「秋田犬の里」をはじめとしたあらゆる施設が臨時休業している。一日

も早い終息を願うと共に、再び国内外を自由に往来できるようになった暁には、秋田県および東北が選ばれる観光地になることを期待したい。

謝辞

調査に当たり、国際教養大学アジア地域研究連携機構の豊田哲也機構長、根岸洋副機構長、同大の名越健郎特任教授、濱本良一教授に多大なるご支援、ご協力を頂きました。また、勤務先の秋田魁新報社には、研究に専念できるよう約2カ月間にわたって業務への配慮をして頂きました。最後に、台湾の国内事情や調査先に関する情報を提供して頂いた秋田犬保存会と秋田銀行台北駐在員事務所の皆様、聞き取り調査に快く応じて下さった皆様にも、心から感謝申し上げます。

注

- 1) 人間の戸籍に当たるもので、出生の届け出があった秋田犬を秋田犬保存会が年度ごとに集計している。
- 2) 東日本大震災から5年がたっても、全国的な訪日外国人観光客急増の流れから外れている東北地方の観光復興を強化しようと、観光庁が実施した。東北の知名度向上としてグローバルメディアによる情報発信や、欧米・アジアにおいて影響力のある著名人による東北の魅力の発信などを行った。
- 3) 東日本大震災の影響で観光客が伸び悩む東北6県(青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島)の観光復興を支援するため、政府が2016年4月に創設。2020年度の終了が見

込まれている。

- 4) 大館市と同じ「館」が地名にある縁で、北海道函館市、仙北市(角館町)らと2017年にスタート。情報発信やイベント開催を通じて地域の情報を発信し、外国人観光客などの周遊ルートを形成することを目指す。
- 5) 10年以上にわたり、秋田県の台湾での観光マーケティングを担っている。秋田県その他、福島、京都、島根の計4府県を担当する。
- 6) 秋田犬「アキタ」(雄、4歳)が、なまはげ(男鹿市)や西馬音内盆踊りの踊り手(羽後町)らと並ぶ姿を撮影したポスター。計11種類ある。秋田県が2016年、2017年にそれぞれ作製した。
- 7) 本稿を執筆した2019年12月時点。東京オリンピック・パラリンピックは2020年3月、新型コロナウイルスの影響により1年程度延期することが決まっている。
- 8) 本稿を執筆した2020年2月時点。秋田県の里は、新型コロナウイルスの影響で3月7日から休館している。

参考文献

- 青森県観光国際戦略局, 2019,『平成30年青森県観光入込客統計』(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kkokusai/kanko/files/kanko.pdf>, 2020年2月閲覧)。
- 秋田県, 2018,『第3期ふるさと秋田元気創造プラン(2018-2022)』(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/32892>, 2020年2月閲覧)。
- 秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課, 2019,『平成30年秋田県観光統計』(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/43730>, 2020年2月閲覧)。
- 秋田魁新報, 2016,「県補正予算案に2億5000万

円`犬の手、借り秋田PR専用トイレ、公用車改造… 誘客事業、「過剰」の声も」
2016年6月16日。

朝日新聞,「地方に広がる訪日客の波 3大都市圏の1.4倍にも」2019年6月21日。

妹尾康志, 2009,『「聖地巡礼」が導く新しい観光まちづくりのかたち』。

大館市, 2017,『大館市観光基本計画(2016-2023)』(<https://www.city.odate.lg.jp/city/kankou/p1154>, 2020年2月閲覧)。

河北新報,「訪日旅行者のレンタカー利用急増 各社受け入れ態勢強化」2020年2月14日。

観光庁, 2019a,『宿泊旅行統計調査(2018年・年間値(確定値))』(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html>, 2020年2月閲覧)。

観光庁, 2019b,『令和元年版観光白書について(概要版)』(<https://www.mlit.go.jp/common/001294371.pdf>, 2020年2月閲覧)。

観光庁, 2019c,『平成29年訪日外国人消費動向調査【トピックス分析】訪日外国人旅行者の訪日回数と消費動向の関係について』(<https://www.mlit.go.jp/common/001226295.pdf>, 2020年2月閲覧)。

名越健郎, 2015,「秋田犬の国際化戦略」国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要, 1号, 37-49。

名越健郎, 2018,「秋田犬の国際的人気をどう活用するか」国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要, 6号, 27-36。

日本経済新聞, 2019,「瀬戸芸訪問希望の外国人、宿泊1～2日短く 夜型観光充実へ」2019年8月21日。

日本政府観光局, 2019,『JNTO訪日旅行データハンドブック2019』(https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/jnto_databook_2019.pdf, 2020年2月閲覧)。

宮沢輝夫, 2017, 『秋田犬』文春新書.

村山めい子, 2018, 「秋田県と秋田市のインバウンド観光の現状と課題」国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要, 7号, 1-24

【調査先】

2019年	
11月13日	大館市産業部観光課 秋田犬保存会本部
11月19日	秋田犬ツーリズム
11月29日	老犬神社 ふるさわおんせん
12月1日	秋田犬保存会第131回本部展
12月15日	秋田犬保存会第30回台湾クラブ展
12月16日	秋田犬保存会台湾支部
12月18日	名世旅行社 双獅総合国際旅行社 インフルエンサー・許媛婷氏
12月19日	日遊推广社
12月25日	秋田犬保存会会員・江義徳氏
12月26日	海峡資本管理顧問社 インフルエンサー・メイ氏
12月27日	秋田犬保存会会員・黄麟翔氏
2020年	
2月4日	秋田犬の里
2月12日	東北観光推進機構 弘前市観光部国際広域観光課
2月16日	大館能代空港利用促進協議会事務局
2月19日	日本政府観光局

小田野直武挿画『解体新書』附図元本調査－ワルエルダ『解剖書』

阿部 邦子

要旨

この小論では、江戸後期『解体新書』の木版附図の下絵を任された秋田蘭画の絵師小田野直武による「扉絵」及び一部の図の引用元本とされるアントワープで出版された1568年版ワルエルダ『解剖書』、また当時の舶載書として唯一確認されている、秋田藩医稲見家伝来のワルエルダ『解剖書』本との関連を、同時期の関係文献を通して探り、書誌学、図像学の視点から、謎の解明にせまる。

キーワード：『解体新書』、解剖書、小田野直武、ワルエルダ、秋田蘭画

Investigation of Image Sources: Odano Naotake's Illustrations for *Kaitai Shinsho* and *Valuerda's Anatomie*

ABE Kuniko

Abstract

This paper attempts to unravel a certain mystery around supposed image sources of the *Kaitai Shinsho* (New Anatomy Book)'s cover page and illustrations drawn by the Akita Ranga painter Odano Naotake, during the late Edo period. It concerns Valuerda's Anatomy book, published in Antwerp in 1568, and its only known extant, imported, original copy, formerly possessed by the Inami family, descendants of Dr. Inami, a medical doctor in the Akita domain of the Edo period. This investigation was conducted through a bibliographical and iconographical analysis of this property, in relation to others from the same period.

Keywords: *Kaitai Shinsho*, Anatomy book, Odano Naotake, Valuerda, Akita Ranga

I. はじめに

日本での西洋医学導入の転機となった杉田玄白訳『解体新書』は安永3年(1774)に刊行された。これはいわゆる『ターヘル・アナトミア』すなわちドイツ人クルムス原著『解剖図譜』のオランダ語訳(1734アムステルダム刊)を手に入れた玄白が、同じく同書を所持していた前野良沢など

と共に全文漢文での翻訳の大事業を成就させたものである。この原書は掌に入るサイズの普及入門書でわかりやすいものだったが、完訳には3年半という年月を要した。日本初の洋風医学書として、革新的で、また当時の進歩的な知識人の蘭学を通じた実証的精神を著実に反映するものと言われる。構成は本文4冊、そして序

文と附図などの1冊、全5冊である。酒井シヅ氏による全現代語訳『解体新書』を参照すると、杉田玄白は「解剖書は図と学説を照らし合わせて読むことがもっとも重要な事である」(酒井1998:28)と説いている。このように説図の持つ視覚的力に重きを置いた玄白は「原本の図で微細な部分の見にくい所は、ことごとく顕微鏡(オオムシメガネ)でこれを見て模写したのである」(酒井1998:30)と明かし、図の精密さを誇っている。

多くの芸術家にも靈感を与えた造形的にも美しいヴェサリウス解剖学図譜通称『ファブリカ』(1543)¹⁾を元祖とする近代ヨーロッパ解剖書の影響力は、この視覚に訴える迫力のあるリアリズムによるところが大きい。日本初の解剖書の下絵を任されたのが、『解体新書』附図末部に跋文を残している「東羽秋田藩小田野直武」である。しかし、この大役を任された秋田蘭画の絵師小田野直武(1749-80)が何を元本として附図を描いたのかについては、一部を除いて説明されておらず、謎が多い。その中で今日とりわけ研究者の注目を集めているのが、秋田市立千秋美術館蔵の秋田藩医稲見家伝「ワルエルダ解剖書」通称「稲見本」(以降本稿では「稲見本」と呼ぶ)である。小田野直武がこの「稲見本」を實際手に取り元本としたと推断する論文が2019年に発表されている。

今回筆者は2017年からアジア地域研究連携機構で継続して行っている秋田県文化芸術遺産持続的活性化を目指す「世界中の秋田蘭画」研究プロジェクトの一環と

して、小田野直武筆『解体新書』附図の「扉絵」及び一部の解剖図に焦点を当て調査研究を行った。本稿は「稲見本」の実態調査及び関連文献との比較調査研究結果に基づく推論を述べるものである。尚、今回の調査の起点となり貴重な参考論文となったのが、秋田蘭画研究の第一人者の一人で、『解体新書』と小田野直武に関しては、医学と本草学の視点から20年前に研究に着手していた山本丈志氏の論である。調査研究にあたっては、勝盛典子氏論、田中邦彦氏論、安江明夫氏論を中心とした最近の研究発表論文を参考にした。困難な状況下で筆者自身の実見が叶わず、秋田市立千秋美術館学芸員松尾ゆか氏に「稲見本」を館内で実際に手に取って実見比較をしてもらうという最大の協力をいただいたことを最初に特記したい。

初めに、小田野直武による『解体新書』附図の扉絵と、その元絵とされるワルエルダ著『解剖学』扉絵との比較、次に一部の解剖図の元図についての検証、そして秋田市立千秋美術館蔵「稲見本」実態調査での発見及び検証について述べ、小田野直武と医学との関連へと論点をすすめる。

II. 『解体新書』附図扉絵とその元絵

II. 1 『解体新書』附図扉絵

『解体新書』が国内外の研究者に今日まで視覚的に強く印象付けてきたのはその扉絵(図1)であろう。日本の美術史上では初の西洋人男女のヌードで、いわゆるアカデミー(裸体習作)図に近い。不可解な

ことに、この1774年出版『解体新書』の扉絵はその翻訳をした原著『ターヘル・アナトミア』の扉絵(図2)ではない。クルムス原著の扉絵は、書齋の中で、解剖台に横たわった女性の屍体を手で示しながら、右手にはメスを持ち、正面を向いて立っている「解剖」を意味する女性の擬人像、左側のカーテンを手繰りあげている頭にコンパスを冠した立姿の人物、右側に立った骸骨像、前景として解剖器具が置かれた台で構成されている。理由は解明されていないが、この『ターヘル・アナトミア』の扉絵を使用するはずが変更になった。絵を任された小田野直武が実際描いた扉絵は、立姿のアダムとイブとおもわれる裸体の男女が左右に分かれてお互いに向かい合っているものだ。その間に縦書きで大きく「解体図」という表題があり、下に横書きで杉田玄白の書齋名である「天真楼」、上には横書きで「和蘭翻訳」とある。

II.2 ワルエルダ著『解剖書』

この扉絵がワルエルダ著『解剖書』の扉絵(図3)と酷似していることは1940年代から言われてきており、英国のアジア史研究者ボクサー(C.R. Boxer)の1951年の著書の中でも同様に指摘されている。²⁾このワルエルダ著『解剖書』はアントワープでプランタン印刷社が刊行したもので、上述した有名なヴェサリウス著の大型本『ファブリカ』の簡略本と言えるものだ。ワルエルダ(Juan Valverde de Amusco)はヴェサリウス(Andreas Vesalius)の後継者の弟子で、スペインの解剖学者であ

る。先ず『人体構造の沿革』(Historia de la composicio del cuerpo humano)という書をスペイン語(1556)、イタリア語(1560)で出し、ヴェサリウス流解剖学を押し勧めた。実際多くの芸術作品のようなヴェサリウスの図譜を使用し、無断流用だった為ヴェサリウスから訴えられた。プランタン社刊行本は、先ずラテン語版(1566)、次にオランダ語版(1568)で出版されている。双方とも著者名を冠していない同じ扉絵を使用している。今回の調査でわかったが、出版者クリストフ・プランタンによるこの書の序文にあたる刊行登録文にはヴェサリウスとワルエルダの両名が登場する。また解剖書関連の銅版画を多く所蔵するロンドンにあるウエルカム美術館によると、プランタン社出版のワルエルダ本は、中の解剖図譜及びその説明はワルエルダ著『人体解剖書』(Anatomia del corpo humano,1559)、文章はヴェサリウスがバーゼルで出版した『概略抄本』(Epitome,1543)が底本³⁾になっている。厳密に言うとワルエルダの書とヴェサリウスの書の合本として編集されたと言える。

II.3 扉絵図解

小田野直武がその扉絵を写し取ったであろう、プランタン社刊ワルエルダ著『解剖書』の扉絵の図像の詳細⁴⁾について述べる。デザインはロジリア風石造建築の入り口のような扉である。コリント式円柱の前で台座に立つ男女裸体像が向き合う。男性像は上げた右手に果実を持っている。背後に同じくコリント式の壁柱に

囲まれた表題が見える。この後期ルネッサンス様式の建築の上部はブロークンペディディメントになっており、中央にスペイン王家の王冠と金羊毛勲章をともなった複雑な盾紋章を冠する。この紋章は刊行当時アントワープも統治していたフェリペ2世のものである。男女が立つ台座にはハプスブルク家の紋章の双頭の鷲とアントワープの紋章の城塞が描かれている。台座に挟まれた装飾枠部分は上部に女神の頭部、下部に頭蓋骨と蛇のモチーフで飾られ、その装飾枠の背後にコンパスが置かれている。これは、プランタン社の商標の「黄金のコンパス」である。その他ラテン語での社のモットー「勤勉と不断」(LABORE ET CONSTANTIA)が記されており、また王家の紋章の左右にまたがってラテン語文「神は我を助ける」(DOMINVS MIHI ADIVTOR)が刻まれている。よって、旧約聖書のアダムとイヴと解釈される裸体男女、またメメントモリとも結びつけられる頭蓋骨のモチーフをもって、鎖国時代の日本への舶載書としてはキリスト教的解釈がなされる危険性はあったかもしれない。

今回の調査でわかったが、表題、出版社名、出版年などが無い所謂装飾枠のみの銅版画(図4)が上述のロンドンのウエルカム美術館に所蔵されており、またアントワープにあるプランタン・モレトウス(Plantin-Moretus)印刷博物館にはこの銅版原板が保存されている。扉絵の下絵はプランタン社から注文を受けたランベルト・ファン・ノルトLambert van Noortが

1566年に制作し、銅版はピーター・ホイースPieter Huysにより同年彫られた。⁵⁾この扉絵で1566年にラテン語1568年にオランダ語版が出版される。

II.4 『解体新書』扉絵創作部分

『解体新書』附図扉絵を元絵であるプランタン社出版ワルエルダ著『解剖書』の扉絵と比較する。その大部分に関して、小田野直武はプランタン社版ワルエルダ本扉絵を、丹念に写しとっている。プランタン社商標のコンパス、女神の頭部の図と頭蓋骨と蛇のモチーフなどもそのままである。しかし、一部変更箇所があることがわかる。小田野直武は『解体新書』の版の縦横の寸法に合わせ、ワルエルダの扉絵の円柱と壁柱の丈を短くし、また幅も中央部分で縮小し、全体を調整している。男女の像のプロポーションには大きな変更はないが、男性像の方は左手の位置を大きく変えている。男女人物像が立つ台座のレリーフの図を左右とも同じ双頭の鷲の模様に変えている。スペイン王家の紋章の盾の内部模様は大幅に簡略化され、中央には一匹の龍、その上に一対のイルカのような動物のモチーフが円柱の左右に対称に描かれた紋章にしている。小川鼎三氏によるとこれはフェリペ2世が皇太子の時代に用いた紋章だという(小川,1968:57)。この紋章を含めた簡略化に関しては木版画の為の下絵ということを考えて、銅版画であるワルエルダ『解剖書』扉絵の詳細な図から大幅に簡略化をせざるを得なかったと推測する。また検閲

を考えると当然のことだが、欧文文字は全て削除されている。

このように、『解体新書』の扉絵は小田野直武がワルエルダ著『解剖図譜』の扉絵を写し取り、適宜変更を加え調整した創作だと言える。ここで問題になるのは、何故扉絵のみワルエルダ本が元絵になっているのかという点だ。解体新書の凡例の中にはクルムス書以外に参考にした複数の西洋医学書の名前が記載されているが、ワルエルダ本は含まれていない。しかし、最近になって、ワルエルダ本は『解体新書』の扉絵のみならず、附図の解剖図の元図としても使用されたのではないかとする研究論文が2016年に発表された。田中邦彦著「解体新書序図引用元の検証」である。

II.5 『解体新書』附図の元図検証

『解体新書』附図の中の図は殆どがクルムス著『ターヘル・アナトミア』の中にある全28頁の図から写しとられている。杉田玄白は『解体新書』の凡例の中で、クルムス以外で元図となった洋書を5件挙げ、それぞれの解剖図に元図がわかるように符号をつけている。上記に説明したクルムスが元図となっている図には元図を示す符号が無い。しかし、この元図に関しては、一部凡例で典拠不明確なものがあることが指摘されてきた。例えば、附図の中の最後の8頁の解剖図は符号では『アンブル外科書解体篇』典拠となっているが、この中には写されている図が存在しない。オランダのビドロローの『人体解剖

書』(1685)(手背、手掌、足背)に酷似する図があり、よって符号の付け方の間違いとも推測されるが、定かなことはわかっていない。

田中氏は元図を全て検証しながら、扉絵のみならず一部の解剖図もワルエルダ典拠の図とする推論を展開している(田中2016:15-21)。『解体新書』の凡例での説明によりパスカル本典拠との符号のつくのは8点(脊椎全景、頸椎後面および側面、尾骨、仙骨、脊髄神経、横隔膜を露出させている上半身と摘出した横隔膜)あるが、尾骨と仙骨を除いた6点はパスカル本典拠ではなく、ワルエルダ本が元本であると立証している。決め手になるのは、ヴェサリウス著『ファブリカ』がもとの図譜で、風景を背景として立つ有名な「Muscle Man」シリーズの一枚(図5)が元図になっているものだ。横隔膜を縄で吊るしフックに掛けている図(図6)である。筆者が検証したところ『解体新書』附図ではフックの上にも縄が描かれており(図7)、その部分がワルエルダ本と違う。この違いが気になるが、それを除くと、確かにワルエルダ本の図と一致する。パスカル本がいったいどの本かは未だ解明されていない。田中氏は、長崎で外科医として指導していたドイツ人のパスカル・シャムベルゲルも含めて、パスカルとして登場しうる著名な解剖学者の名前を数名あげているが実際の書物の比較及び検証ができない為結論には至らないとしている。しかし、ワルエルダ本には著者名が記されていないので、玄白がパスカル

本としているのは、実はワルエルダ本だったのかもしれないとも推測している。

Ⅲ. 「稲見本」ワルエルダの実態

Ⅲ.1 秋田藩医稲見とワルエルダ解剖書

今日唯一当時の舶載書として実在が確認されているのが秋田にあるワルエルダ本である。この舶載書は江戸時代に秋田藩医だった稲見家が代々所持し続け、2007年に秋田市立千秋美術館に寄贈となったものだ。所謂「稲見本」(図3)である。過去を辿ると、昭和51年(1976)12月に秋田県立美術館で開催された秋田県医師会主催「医学資料展」で稲見家蔵「オランダの解剖図附」⁶⁾として、また昭和52年(1977)春開催の秋田市立千秋美術館の前身の秋田市美術館での「秋田蘭画と医学」展では稲見家蔵ワルエルダ本として展示された。その後も機会がある度に紹介され、県外では特に2011年の神戸市立博物館開催「日本絵画のひみつ」展、2017年の東京・サントリー美術館開催「小田野直武と秋田蘭画」展で展示された。転機となったのは、2003年に当時秋田県立近代美術館の学芸員であった山本文志氏がその論文(山本,2003:17-38)で、「稲見本」と小田野直武の下絵による『解体新書』附図との関連について初めて専門家の視点から示唆したことであろう。これは、扉絵に限らず、骨格など一部挿画図も含めて、「稲見本」ワルエルダの中の該当図との酷似に注目したものである。

しかし、「稲見本」が元本であろうとの見方が強まるものの、やはり推測、仮定の域をでない。山本氏によると、今まで秋田藩医学史は体系的に研究されてこなかったこともあり、秋田藩医だった稲見家がいつこの舶載書を手に入れたのか、解明されていない。唯一記録に残る18世紀の秋田藩医で稲見という医師は、名前を稲見武英(医号は升貞 べんしょう)(1709-1737)といい、オランダ流外科医学を学ぶため秋田藩から享保12年(1727)に長崎に派遣(1727-1731)されている(安江 2019:390)。この18歳から22歳までの4年間に及ぶ長崎滞在中に若き藩医稲見がワルエルダ本を入手したのだろうか。『解体新書』翻訳完成より40年以上も前だ。稲見家が代々優秀な医師を輩出したであろうとは想像にかたくない。一例として、時代的には『解体新書』完成より70年以上後になるが、安政4年(1857)にカスパー・シャムベルゲル流外科を手掛ける華岡青洲創設の蘭学塾「春林軒」で学び、コレラ担当医として秋田藩家老宇都宮孟綱から任命された医師稲見弁機⁷⁾が確認される。

また稲見と秋田蘭画絵師小田野直武との関連が不明で、筆者も今調査中だ。本稿では「稲見本」そのものに焦点をあて、秋田市立千秋美術館の協力を得た実本調査の結果を踏まえ、以下推論を述べる。先ず一体「稲見本」の実態がどのようなものなのかを、この「稲見本」ワルエルダ『解剖書』①扉絵にラテン語で印字された出版年号、②内部の頁に印字された別の出版年号、③扉絵にラテン語で手書きされた

二名の著者名を手掛かりに、プランタン社出版目録及び関連研究論文を参考にし、書誌学、図像学から検証する。

III.2 「稲見本」は合本

既に1999年から調査を始めていた山本文志氏の論文(山本2013:104-108)によると、「稲見本」のオランダ語版ワルエルダ著『解剖書』の中身は複数の解剖書の合本構成になっている。これは今回の調査では実際は2冊の合本であることが確認された。また内部に数か所にわたって頁の欠落があることも再確認された。

出版年は、扉絵の中にあるローマ数字「M.D.LXVIII.」から1568年である。出版社商標「黄金のコンパス」と社名「Christoffer Plantijn.」と共に印刷されている。この年号から、少なくとも「稲見本」の扉絵自体はアントワープでプランタン社が初めて刊行したオランダ語版で間違いない。今まで展覧会図録等では「稲見本」ワルエルダ『解剖書』扉絵図版の年号が1583年とされており、この扉絵の年号との食い違いが筆者にとっては不可解であった。しかし1583年と表示されたことには理由があった。合本構成の「稲見本」は、同じくプランタン社出版の1583年と年号が印刷された他の解剖書が挿入されている。それではこの1583年出版の書とは何であろうか。

解明の鍵となったのが、この「稲見本」扉絵に見られる「A. VESALII Et VALUARDAE」ヴェサリウスとワルエルダ共著というラテン語での手書きの記

載である。前述したが、プランタン社が1568年に出版したいわゆるオランダ語版ワルエルダ著『解剖書』の扉絵にはもともと著者名が無く「稲見本」の扉絵も同様である。それでは、二人の著者名を「稲見本」に手書きで入れた理由は何であったのか。この手書きは、元の所有者で、ラテン語の素養がある、恐らく外科及び解剖学を専門とするヨーロッパ人医師の手によるものと思われる。内容を理解していないと両著者名の記入はできない。

このヴェサリウスとワルエルダのラテン語での共著者名表記は、80年後にアムステルダムでダンケルツDanckertzが1647年に出版するオランダ語解剖書扉絵にオランダ語表記で「A.VESALII en VALUERDA」⁸⁾(図8)となって登場する。扉絵もプランタン社出版のファン・ノルトが下絵を制作した裸体男女像の扉絵と殆ど同一である。ただダンケルツ社版では、王家紋章は消去され、その代わりにヴェサリウスの肖像が入り、「神は我を救う」という文、男女が立つ台座の紋章、プランタン社のモットー、また商標である女神の頭の背後の「黄金のコンパス」がそれぞれ削除されている。「稲見本」とダンケルツ社刊ヴェサリウスとワルエルダ共著解剖学書とは関係がありそうだ。どのようなものなのか。

III.3 ファン・マウデン著『実践解剖学』

「稲見本」の中のこの1583年出版の他の解剖書についての調査中に、ベルギー外科医学ジャーナル2006年に発表され

たアントワープ大学医学史自然史研究所の研究論文⁹⁾に目がとまった。論文は16世紀に活躍した、アントワープの外科医学校で外科と解剖学の教授(1574-1585)を務めたファン・マウデン(David Van Mauden, 1538-1597)の業績を明らかにするものだった。それによると、ファン・マウデンは1583年に『実践解剖学』(Bedieninghe der Anatomien)をアントワープのプランタン社から出版した。書の表題には『実践解剖学・ガレヌス、ヴェサリウス、ファロピウス、アランティウスの学説による解剖教示をもって・プランタン社刊ヴェサリウスとワルエルダ「解剖書」人体各部の描写と解説により・完璧に人体解剖をする方法と教え・ダフィット・ファン・マウデン著』¹⁰⁾とある(図9)。101頁で5部に分けられている。序文、序章、語彙説明が付け加わる。この書は、実践的内容により大成功をおさめ、地元アントワープで医学生の教科書として使われただけでなく、オランダ全土の外科医や医師に高く評価され、60年後にはダンケルツ社によってアムステルダムで再版されたという。筆者が調査を進めると、再版されたファン・マウデン著解剖学の書とは、プランタン社出版のワルエルダ本(1568)とファン・マウデン著『実践解剖学』(1583)を合わせて編集した、ダンケルツ社出版ヴェサリウスとワルエルダ共著解剖図譜(1647)のことであることが判明した。実際、電子版原書の中身を検証した結果、ダンケルツ社出版ヴェサリウスとワルエルダ共著解剖図(1647年)の序文に

ファン・マウデンの名前が登場し、プランタン社から1583年出版と印刷された同じ内容の書も挿入され合本のようにになっている。また中表紙の表題には「ヴェサリウスとワルエルダ解剖書・人体各部の描写と解説・ガレヌス、ヴェサリウス、ファロピウス、アランティウスの学説による解剖教示をもって」と同文が見られる。これにより、版を重ねた一連のワルエルダ本の歴史的繋がりが判明した。

合本「稲見本」ワルエルダは、表紙の扉絵はプランタン社の1568年版のワルエルダ本であるが、同社1583年出版のファン・マウデン著書を含み、1647年にダンケルツ版として再版される前の時代にプランタン社が出版した、教科書のようなマニュアル本としての合本の1冊か、もしくは元の所有者が2冊の本を合本としたものと推断する。

IV. 「稲見本」と小田野直武

果たして小田野直武がその扉絵を写しとったワルエルダ本は「稲見本」だったのだろうか。上述したが、この秋田藩医稲見家伝来のワルエルダ本だけが、今日国内で存在が確認されている当時の舶載書である。2019年の『日本医学史雑誌』に発表された論文「解体新書扉絵の書誌的研究」の中で、安江明夫氏は秋田にある「稲見本」ワルエルダこそが、『解体新書』扉絵のみならず、一部の図の元本であるとする説を発表している。安江氏は勝盛典子氏による論文「江戸時代の洋風画と舶載解剖書」(勝盛, 2013:13-14)により秋田にある

「稲見本」ワルエルダの存在を知った。安江氏の説は『解体新書』附図の一部の図はワルエルダが元図だとする上述の田中邦彦氏の説に基づいている。この田中氏の説は『解体新書』附図の図で「ターヘル・アナトミア」以外から引用されたすべての図についてその引用元を検証した結果によるものだ。安江氏は秋田市立千秋美術館が所蔵する稲見家に伝わってきたワルエルダ本を実見し、この「稲見本」と『解体新書』附図を比較し、特に「稲見本」にみられるかすかな筆の跡、また非常に酷似する「隔膜図」(図8,9)の比較検証結果からこの推断にいたっている。

もし実際小田野直武が元図として使ったワルエルダ本が「稲見本」だとすると、この原書を所持していた稲見という秋田藩医と杉田玄白、前野良沢、または平賀源内、そして小田野直武との接点はどこにあったのであろうか。どの時代にこのワルエルダ本が稲見家に渡ったのかは不明である。前述したが、一番直接的な繋がりがあるとみなされる稲見という秋田藩医は享保12年(1727)に長崎に派遣された稲見升貞だ。筆者も調査の途中で仮説にしか過ぎないが、稲見升貞の時代から100年以上後の安政4年(1857)にカスパル流外科を手掛ける蘭学塾「春林軒」で学んだ稲見弁機によりこのワルエルダ本が稲見家に渡ったとも考えられる。故に、その酷似している図像だけからは、秋田藩医稲見家伝来のいわゆる「稲見本」が小田野直武作『解体新書』附図の元本であると断定できないが、何か接点はあると仮

定したい。山本氏は小田野家と医学との関連を調査し、推論を述べている。

当時無名の秋田藩角館出身小田野直武が『解体新書』の附図を制作する絵師として杉田玄白に抜擢されたのは『解体新書』刊行のわずか7か月前である。きっかけは、杉田玄白の友人の平賀源内が安永2年(1773)に秋田藩に招聘された際に、少年時代から絵の才能が認められていた藩士の小田野直武に出会ったことである。その際源内は西洋絵画の技術を直武に伝授したと伝えられている。直武は直ぐに江戸に戻る源内の後を追ひ、江戸の源内宅で絵の修行をすることになる。恐らく源内の推薦を受け、早速その当時殆ど翻訳が完了していた玄白主導の『解体新書』の附図の仕事にとりかかる。この抜擢は異例の速さで、直武も江戸に到着するなり心血を注いで附図を全て完成させなければいけなかったと想像される。しかし、このあまりに早い展開には違和感がある。小田野直武自身、また周辺に医学との関連があったことは知られている。山本氏は、角館在の代々の小田野家の関係から医学・薬学に親しむ環境にいた直武が『解体新書』挿画の絵師として抜擢されたのは偶然ではなく、秋田藩内で既に準備されていた可能性を示唆している。このように考えると、秋田藩政としての蘭方医学と秋田藩医稲見家伝舶載書ワルエルダ解剖書、『解体新書』附図の挿画絵師として抜擢された小田野直武と医学・薬学との関係、それらを複合的視点からとらえ調査研究をすすめる必要があるだろう。

V. おわりに

今までワルエルダ本は『解体新書』の扉絵の元絵としてのみ考えられ、他の解剖図との関連性が全く無いと見られていた。扉絵の元絵、また解体図の元本になったであろうワルエルダ本に関して、杉田玄白自身は何も語っていない。謎が深まるばかりであった。今回の調査研究でワルエルダ本が『解体新書』附図にもっと深く関わっていたことが確認された。もはや『解体新書』扉絵の本絵がワルエルダ本であることは疑う余地がないが、その上に、附図内の一部の解体図もワルエルダ本から写したとなると、ワルエルダ本がより重要な西洋解剖図書という位置づけになる。もちろん遡れば解剖学でもっとも影響力のある本と言われるヴェサリウスの『ファブリカ』の図に行き着く。

また、国内で当時の舶載書ワルエルダ本として唯一確認されている秋田市立千秋美術館蔵「稲見本」は、実はワルエルダ本とファン・マウデン本との合本でダンケルツ社からの再版の底本になったものと判明し、ヨーロッパの解剖書関連書籍の歴史上、書誌学的に貴重なものであることがわかった。

小田野直武挿画『解体新書』の元本の調査研究には、いまだに多くの謎が立ち回る。「稲見本」に関しては、今後の調査の鍵を握るのが、代々の秋田藩医稲見である。この書をどの時代にどのようにして手に入れたのか。藩医稲見が当時所持していて、藩主佐竹義敦(曙山)を通して藩士の小田野直武が直接参照することがで

きたのか。もしくは別のワルエルダ本を医学そして本草学に関わりのある環境にいた小田野直武自身が何等かの経緯で所持していたのか、それ故源内との出会いのあと直ぐに江戸へ向かい『解体新書』附図の下絵を描くことになったのか。または、平賀源内、またはその周囲が所持していたのか。解明が待たれる。

『解体新書』は近代解剖学史の流れからみると、解剖学の元祖と言えるヴァサリウスの流れを汲んだものと言える(Boxer 1950:48)。この視点から秋田蘭画の構図の原点が、『解体新書』附図を任された小田野直武が目にしたであろう、『ファブリック』の正に絵画化された解剖図譜の人体(近景)と内風景(遠景)の遠近感を強調させた劇的なコントラストにあると仮説をたてたい。秋田県立近代美術館蔵小田野直武作《不忍池図》に繋がる、秋田蘭画独特の構図やリアリズムの系譜の原点が小田野直武の7ヶ月余りの西洋解剖図譜銅版画模写から始まったといえるだろう。ワルエルダが流用したヴェサリウス図譜が展開する後期ルネッサンス様式が『解体新書』附図の下絵制作から秋田蘭画へ影響を与えたのではと考える。今後の秋田蘭画研究のより複合的視点へと発展させたい。

謝辞

この調査研究にあたっては秋田県立博物館学芸員山本文志氏から多くの助言をいただいた。実見調査には秋田市立千秋美術館学芸員松尾ゆか氏から惜しみない

協力をいただいた。また日本医史学会及び武田科学振興財団杏雨書屋からは貴重な資料の提供をいただいた。ここに深く感謝の意を表する。

注

- 1) ヴェサリウス著『De Humani Corporis Fabrica Libri Septem (人体の構造に関する7つの本)』は通称『Fabricaファブリカ』と呼ばれる。
- 2) 小川鼎三著『解体新書』(1968 p56)によると1941年に岩熊哲「ワルエルダ解体書に就て」『日本医学史雑誌』が発表され、また1950年出版のCharles R. Boxer, Jan Compagnie in Japan, 1600-1850(48-49)が言及している。
- 3) <https://wellcomecollection.org/works/y634g2bs/items?canvas=1&langCode=lat>
- 4) この詳細は磯崎康彦『江戸時代の蘭画と蘭書-近世日蘭比較美術史』(2004,上巻:188-194)を参考にした。
- 5) <https://wellcomecollection.org/works/anjh76bn>
- 6) 昭和51年(1976)に稲見武久「華岡青洲の講義録・江戸時代の薬籠・オランダの解剖図附」として展示された。石田秀一「医学資料展(秋田県医師会主催)」『医学史雑誌』1993:382.
- 7) 菊池保男「幕末から明治10年代にかけての秋田のコレラ対策」『秋田公文書館 研究紀要』2008:6。「表2秋田からの蘭学塾入門者氏名」を参照。
- 8) 『ヴェサリウスおよびワルエルダの解剖学 - 人体の各部の図および解説』アムステルダム1647。著者名を含む原語題。「A. Vesalii en Valuerda Anatomie ofte Afbeeldinghe van de Deelen des Menschelicken Lichaems, en derselver verclaringe. Met een Aenwysinghe om het selve te onleden volgens de leringe Galleni, Vesalii, Fallopii en Arantii.」
- 9) Van Hee, R., Lowis, S., 2006, "David Van Mauden (± 1538-± 1597), 'Sworn Medical Doctor and Surgical Prelector of Antwerp', and his Book on Anatomy", Acta Chirurgica Belgica. 106: 130-135.
- 10) 『実践解剖学』アントワープ1583。著者名を含む原語題「BEDIENINGHE DER ANATOMIEN, Dat is MANIERE ENDE ONDERRICHTINGHE om perfectelijck des menschen lichaem t'anatomizeren, na de leeringhe Galeni, Vesalij, Falloppij en Arantij, achtervolgende de figuren en characteren oft letteren der Anatomie Vasalij en Valverde, van Plantino int Nederlants ghedruct. Deur DAVID VAN MAUDEN Doctor inde Medicijne, ende Prelector in de Chirurgie tot Antwerpen…」

図版

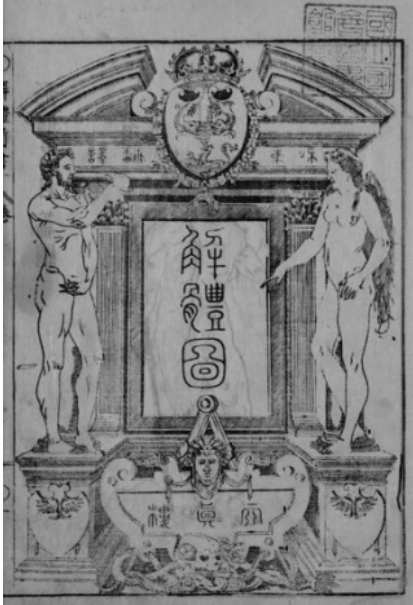


図1 『解体新書』扉絵 1774 国会図書館蔵

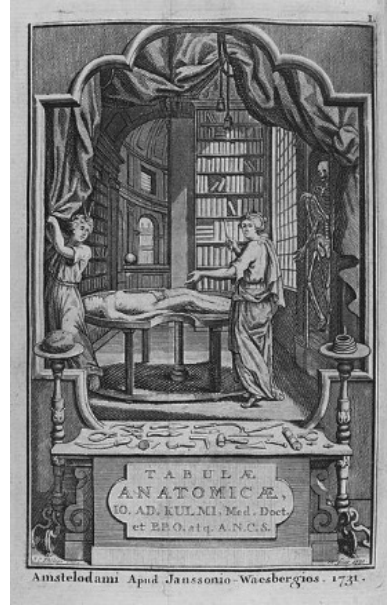


図2 『ターヘル・アナトミア』扉絵
ラテン語版 1731 @Wellcome Images



図3 ワルエルダ解剖書(1568)扉絵
千秋美術館蔵「稲見本」

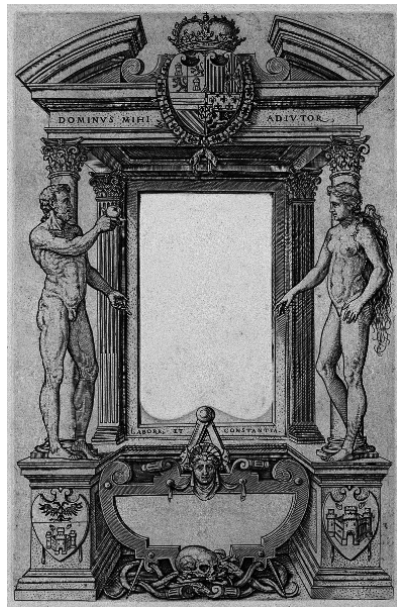


図4 ファン・ノルト原図ホイス銅版画
©Wellcome Collection. Attribution 4.0
International (CC BY 4.0)

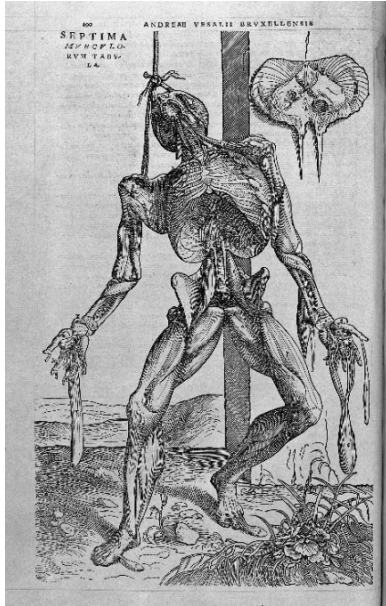


図5 ヴェサリウス Vesalius, *De humani corporis fabrica*, 1543
@Wellcome Collection. Attribution 4.0
International (CC BY 4.0)



図6 ワルエルダ解剖書(1568)「横隔膜」
千秋美術館蔵「稲見本」

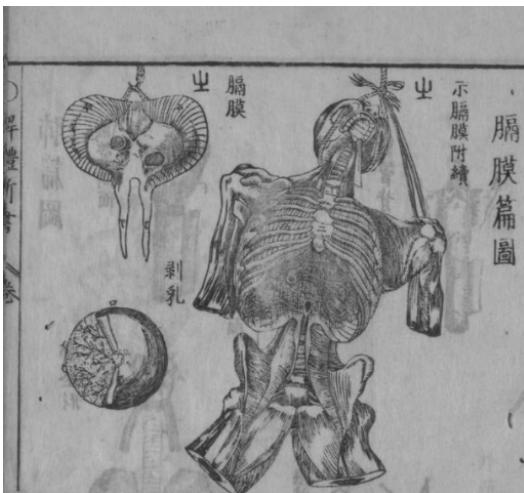


図7 『解体新書』附図 1774 「膈膜篇図」部分
国会図書館蔵

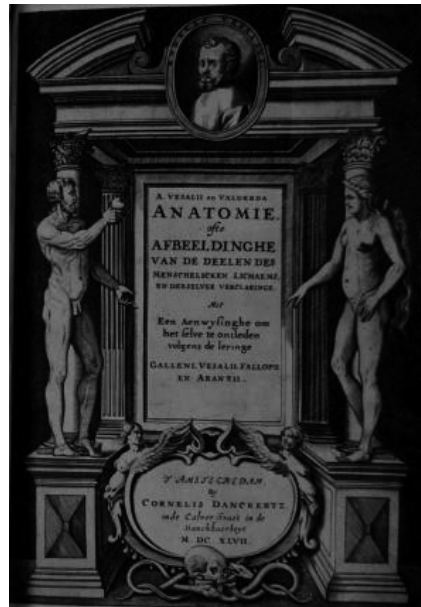


図8 ダンケルツ社ヴェサリウス・ワルエルダ
解剖書 1647

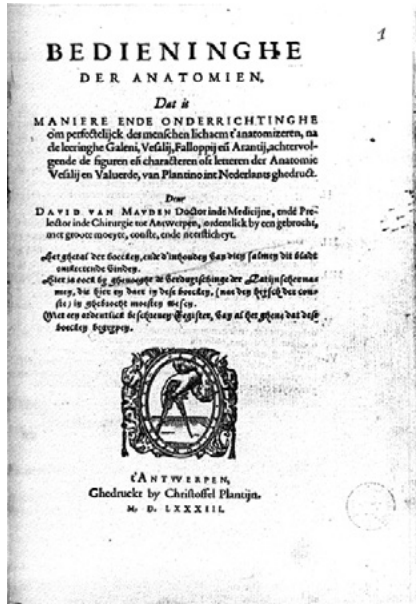


図9 マウデン実践解剖学 表紙 1583

引用文献

石田秀一,1993,「医学資料展(秋田県医師会主催)」『日本医史学雑誌』第39巻第3号:379-387.

磯崎康彦,2004,『江戸時代の蘭画と蘭書－近世日蘭比較美術史－』上巻,ゆまに書房.

小川鼎三,1968,『解体新書』,中公新書.

酒井シヅ,1998,『新装版解体新書』(全現代語訳),講談社.

勝盛典子,2013,「江戸時代の洋風画と舶載解剖書」『杏雨』武田科学振興財団杏雨書屋編集,第16号:6-29.

菊池保男,2008,「幕末から明治10年代にかけての秋田のコレラ対策」『秋田公文書館 研究紀要』,第14号:1-20.

田中邦彦,2016,「【『解体新書』序図】引用元の検証」『岐阜医療科学大学紀要』(no.10):13-23.

Van Mauden, David, 1583, *Bedieninghe*

der anatomien, dat is: Maniere ende onderrichtinghe om perfectelijck des menschen lichaem t'anatomizeren, na de leeringhe Galeni, Vesalij, Falloppij en Arantij, achtervolgende de figuren en characteren olt leunen der Anatomie Vesalij en Valuerde, van Plantino int Nederlanden ghedruet.

David Van Mauden (+1538- +1597), 'Sworn Medical Doctor and Surgical Prelector of Antwerp', and his Book on Anatomy", *Acta Chirurgica Belgica*. 106:130-135.

Boxer, Charles R., 1950, *Jan Compagnie in Japan, 1600-1850: An Essay on the cultural, artistic and scientific influence exercised by the Hollanders in Japan from the seventeenth to the nineteenth centuries*, The Hague: Martinus Nijhoff.

安江明夫,2019,「解体新書扉絵の書誌的研究」『日本医史学雑誌』第65巻第3号:390-391.

山本丈志,2003,「秋田蘭画・小田野直武をとりまくイメージ(1)」『秋田美術』秋田県立近代美術館:17-38.

山本丈志,2013,「リアリズムの系譜－秋田蘭画と不忍池図をめぐる諸相」『美術フォーラム』,Vol.28:104-108.

外国人介護人材受け入れに関する秋田県内の施設の意識調査

秋 葉 丈 志・嶋 ちはる・橋 本 洋 輔・平 田 友 香

要旨

本稿は、2019年度に当研究班が実施した外国人介護人材受け入れに関する秋田県内の介護事業者に対する質問紙(アンケート)調査の結果を報告し、分析と意義づけを行うものである。当班のメンバーは2015年度にも県内事業者に対して一斉調査を実施したが、その後外国人材の受け入れ制度が大幅に拡充し、県内においても外国人介護人材受け入れの機運がより高まったことを受けて、改めて意識調査を行ったものである。なお、2019年度は県も介護事業者に対して一斉調査を行っており、当調査はその結果に着目しつつ、日本語教育への支援と生活支援に特化してより具体的な意識調査を行うこととした。その結果、特に日本語教育に関して、事業者側の意識や態勢に課題があることが見えてきた。以下、これらの調査の経緯や概要を説明したうえで、当班の調査について詳述する。

キーワード：外国人介護人材、移住労働者、技能実習制度、日本語教育

Attitudes toward the Acceptance of Foreign Care Workers in Elderly Care Facilities in Akita

AKIBA Takeshi, SHIMA Chiharu, HASHIMOTO Yosuke, HIRATA Yuka

Abstract

The present study is a report on attitudes of elderly care facilities in Akita towards the acceptance of foreign care workers. Members of this research project conducted a similar survey in 2015, when the issue of foreign care workers was still not a realistic concern for many in Akita. However, in only a few years, the Japanese government introduced several new mechanisms for the acceptance of foreign care workers, including the application of the Technical Intern Training Program, which is more accessible for small and medium-sized facilities. With this changing environment, we conducted a new survey in 2020 focusing on facilities' perception of Japanese language education and other support systems which may be essential on the successful acceptance of such workers. We find a critical gap in the resources and commitment of the facilities towards Japanese language education.

Keywords: Foreign care workers, migrant workers, Technical Intern Training Program, Japanese language education

I. はじめに～調査の経緯

1 前回調査(2014～16年プロジェクト時)の概要

当研究班は、2014年度から2016年度にかけて実施した前回調査の際にも、県内の介護事業者に対して、外国人材受け入れの状況や意向、課題について、アンケート調査並びに聞き取り調査を行っている(国際教養大学アジア地域研究連携機構2016)。当時は、EPAによる介護人材の受け入れがようやく全国的な広がりを見せ始めてはいたが、県内で実際に受け入れを行っているのは1法人(せいとく会)に留まり、研究班の取り組みも、将来の可能性を見据えて、まだ始まったばかりの県内の動きの中で行っているものだった。

この時の調査では、外国人材受け入れの意向について、「わからない」「無回答」を合わせて、92施設中50施設となり、半数を超える施設が態度を明らかにしていなかった。また、態度を明示した施設中では、条件付きを含めて32施設が採用したいとする一方、13施設は採用したくないとした。研究班としては、態度を示した施設の中ではより多くの施設が何らかの形で採用をしたいとしたこと、また、全体の中での割合が低いにしても、現状1法人しか受け入れていない中で、少なくとも30を超える施設が受け入れに興味を示したことだけでも、外国人材への期待が高まっている証と考えたものである。

また、このときは「受け入れの課題」について、特に考えられるものを研究班で

議論・分類して選択肢として提示したうえで、自由記述欄も設けたうえで施設の考えを聞いた。選択肢のうちでは、「外国人材と利用者とのコミュニケーション」(54.3%)、「受入れ・人材育成に関わる職員の体制」(47.8%)、「外国人材の職場内のコミュニケーション」(44.6%)が上位を占めた。

これらは、外国人材の受入れがまだ県内ではさほどの現実味を帯びていない中、漠然とした情報・感覚の中での直感的な回答だったとも言える。

しかし、それからわずか3～4年で、以下に述べるように県内外の状況は激変した。それを踏まえて、今回あらためて県内の介護事業者に対してアンケート調査や聞き取り調査を実施したものである。

2 その後の環境変化～受け入れ方法の拡大

外国人介護人材の受け入れについては、2015年の前回調査から今回の調査までの間に、国レベルで急速な政策の展開があった(秋葉・嶋・橋本2019)。まず2016年に法改正が行われ、専門養成機関に留学したのちに介護福祉士の資格を取得した留学生に「介護」という滞在資格を付与し、日本で働き続けられるようにした。さらには、技能実習制度の対象に介護職が加えられることになり、2017年から運用が始まった。受け入れた人材にとっても施設にとってもハードルの高いEPAに比較して、技能実習生の受け入れは中小の事業者にも比較的容易であり、これによっ

て秋田県でも受け入れの拡大がより現実的となった。さらには2019年には特定技能制度が創設され、当初はこれによって年間5～6万人もの外国人介護人材を国内に受け入れる見込みであるとされた。

秋田県内の実際の動きを見ると、EPAによる受け入れはその後も限定的である(せいとく会に加えて、当研究班にご参加いただいている正和会がEPAによる受け入れを始め、その後もこの二つの法人は受け入れを継続している)。一方で、技能実習制度については、開始当初こそ様子見という感じで表立った動きが見えなかったものの、2019年には秋田市の技能実習監理団体がベトナムからの介護職受け入れを始めたほか¹⁾、県も外国人材受け入れに関する協議会²⁾を設置し、県内事業者に対して外国人材受け入れに関する意識調査を実施するなど、官民ともに動きが出てきた。

これには、介護人材の確保がいよいよ厳しくなってきたという事情もあろう。それというのも、県内の介護職の求人倍率は、2014年12月時点では1.45で、募集をかければある程度、人は来る状況だった。ところが、2018年には求人倍率が3.34となり³⁾、県内事業者の肌感覚でも「募集をかけても人が集まらない」という状況になっていた。今後も介護職の確保は厳しさこそ増しても緩和する気配はなく、外国人材の受け入れを次善の策としてでも検討せざるを得ない事業者も増えてきたのだろう。

こうした関心の高まりを受けて、秋田

県老人福祉施設協議会(老施協)⁴⁾は昨年2月、県内の施設長を対象とした研修のテーマを外国人介護人材の受け入れに設定し、二日間に渡って、秋田市のホテルの大ホールに満員の参加者を集めて制度の概要や先行受け入れ施設の関係者の体験談を聞く場を設けた⁵⁾。

このように、県庁の動き、事業者の動き、監理組合の動き、そして老施協の動き、いずれも昨年一気に顕在化した感がある。コロナウィルス禍の影響で外国との往来も停止し、外国人材受け入れの動きは一旦止まってしまったかのように見えるが、介護人材のニーズが緩和したわけではないので、状況が落ち着けば、改めて受け入れに向けた動きが広がると考えられる。

3 今回調査の目的

上記のような状況の変化を受けて、今回の調査ではあらためて、県内の事業者に対して、外国人材の受け入れについての考えを伺うことを企画した。なお、2019年夏には秋田県が県として独自に、県内の介護事業者に対して、外国人材の受け入れへの意向や課題など、当研究班が2015年に行った調査と内容が類似する調査を行っている。そこで、今回の調査ではこれと重複する内容は避け、より現場の課題に特化した内容の調査を行うこととした。詳細は後述するが、これまでの調査から特に施設側の課題となっている日本語教育支援と生活支援に絞って、具体的な支援策のあり方を探る調査を行った。

II. 秋田県実施の調査

まず、今回の調査に先行して行われた、秋田県による調査の概要をまとめ、当研究班の調査と関連付けていきたい。

1 調査の概要

2019年度、秋田県は外国人材受け入れについて2つの全県的調査を実施している。一つ目は、業種を問わず幅広く県内の事業者に対して行った調査である。もう一つは、介護人材の受け入れに特化して、県内の介護事業者に対して行った調査である。

前者は、秋田県産業労働部雇用労働政策課が、秋田商工会議所と共同で、2019年5月(商工会議所実施分)及び7月から9月(県実施分)に行ったもので、技能実習制度及び在留資格「特定技能」の対象業種とされる事業所を対象に県全域で行った⁶⁾。対象となった915事業所中520か所の回答を得ている(以下、産業労働部調査)。

後者は、秋田県健康福祉部長寿社会課が2019年6月に実施したもので、秋田県内で介護事業所・施設の指定・許可を受けている法人のうち615法人を対象に行い、318法人から回答を得ている(以下、健康福祉部調査)。

2 産業労働部調査(各業種)の結果と意義

産業労働部調査は県内の幅広い業種の事業所を対象として行われた。現状で回答者中50.6%の事業者が人員不足であるとし、5年後については66.5%が不足すると予測している⁷⁾。このうちでも宿泊業の

80.9%が5年後の不足を予測し、建設や外食、農業でも7割超の事業所が人員の不足を予測している。現状で人員が不足していると回答した事業所のうちでは、半数に近い46.0%が、外国人材の雇用を予定しているか、検討していると回答し、外国人材受け入れへの関心の高さが見られる。

なおこの調査は受け入れを希望する人材の国籍も問うており、特になしとした回答が30.3%あった一方、ベトナムの50.6%が際立って高く、次に希望の多いフィリピンの19.7%をも大きく引き離している。秋田では従来、外国人材といえは中国からの技能実習生が大半であり、今回の調査でも、受け入れ実績のある人材の国籍は中国が49.6%であり、次いでベトナムが28.6%である⁸⁾。

この調査について秋田県が公開している県全体に関する調査結果は、以上のような全般的な紹介であり、事業者側の詳しい状況や考えは、公開データの範囲ではわからない。

3 健康福祉部調査(介護職)の結果と意義

健康福祉部調査は介護事業者に特化して行われた。受け入れ資格ごとに受け入れへの意識を問い、自由記述欄も充実させるなど、比較的丁寧な調査が行われている⁹⁾。

ここでは、この調査の結果を生かすために、調査結果に意味づけを与える作業を行いたい。具体的には、調査結果の中で、外国人材受け入れについてこれまで

指摘されていることや当研究班の過去の調査との比較において特筆すべきこと、また県内で受け入れへ向けた政策を定立するうえで重要と思われる点を抽出して、論じたい。

(1) 受け入れの形態について

まず、受け入れの仕組みへの理解について、EPA、在留資格「介護」、技能実習、特定技能の主要な受け入れ形態のいずれについても、7～8割の事業者が「聞いたことはあるが、仕組み・内容はよく知らない」あるいは「知らない」と答えており、受け入れについて詳しく知っている事業者は少数に留まっている。

受け入れの形態によって相手国や受け入れの基準、受け入れ後に施設に求められる対応やその後の滞在要件は変わってくるものであり、外国人材受け入れの検討に当たっては受け入れ形態の違いを理解することが不可欠である。受け入れ形態の違いをよく知らないとした回答が7～8割なのは、受け入れ予定を問う別の質問で74.2%が「受入する予定はない(検討もしていない)」としたことと符合しており、事業所間で受け入れへの関心も知識も大きく異なる状況を反映しているといえる。

なお、外国人材を現在受け入れている、あるいは過去に受け入れていたと回答した法人は29法人(回答中9.2%)あり、その受け入れ形態については、EPA 3、在留資格「介護」4、技能実習7、その他18となっている。

既に技能実習による受け入れを開始している法人が7つあったことは当研究班としては想定以上のことであった。なおその他18の詳細は記されていないが、秋田には1980年代以降、相当数のフィリピン人女性が来日・定住しており、その一部が定住者や永住者といった資格で介護職に就いていることが考えられる。なお、今回の県の調査でも受け入れ外国人の国籍としてフィリピン14法人、中国7法人、インドネシア3法人となっている。フィリピンからの受け入れは今のところ技能実習では行われておらず、かつフィリピンを対象に含むEPAによる受け入れは3法人に留まっていることも考え合わせると、フィリピン人の雇用実績のある法人の多くは、定住・永住女性を雇用したものと推測される。「外国人材の受け入れ」といっても、新たに外国から人を呼び寄せることのみならず、既に定住している外国籍住民の雇用という形態もあることをあらためて認識させるものである。

外国人材の受け入れを予定している、あるいは検討していると回答した法人は76(23.9%)に上り、そのうち受け入れ形態としては、最も多い35法人(30.4%)が技能実習と回答し、特定技能27法人、在留資格「介護」26法人が続いた。EPAによる受け入れは最も少なく14法人(12.2%)が希望していると回答した。受け入れのハードルの高低から予想通りで、むしろEPAによる受け入れを希望する法人が現在の3法人を大きく上回る14法人あることが意外であった¹⁰⁾。

(2) 受け入れの理由、利点、課題について

外国人材を受け入れているあるいは過去に受け入れていたと回答した29法人に選択式で受け入れの理由を問うた質問(複数選択)では、21法人が「人手不足の解消」、11法人が「将来の人手不足への対応」を挙げる一方、他の選択肢であった「社会貢献・国際貢献」(5)、「国際交流」(3)、「日本人職員への好影響を見込んで」(6)、「利用者への好影響を見込んで」(3)を大きく引き離した。外国人材の受け入れを、主として人材不足への対応の手段として考えている法人が大半であることをうかがわせた。

近年の介護人材受け入れの選択肢の拡大は、この分野の人材不足を受けて、その手段としてより受け入れのしやすい技能実習制度の適用等を行ったものであり、こうした政策と、県内の施設の考え方は概ね一致しているということになる。

ただ、もう一点注目すべきなのは、実際に受け入れをしてよかった点として、「日本人職員に好影響(意識向上、モチベーションアップ)」が9法人、「利用者・家族からの評価向上」が9法人あり、これらを当初の受け入れ理由として挙げていた法人数を大きく上回ったことである。人材不足を主な理由として受け入れたところ、単に人材不足を緩和するのみならず、職員や利用者、家族への好影響もあることに気付いた施設が一定数あるということになる。このことは、外国人材の受け入れに当たって、引き続き着目し、こうした好影響を拡大させる秘訣や受け入れ態勢の検討へつなげていくべきであろう。

外国人材を受入して苦勞した点(複数選択式)では、「日本語・コミュニケーション能力向上への支援」(15法人)、「介護記録等、書類の整備、整理」(12)、「指導役となる職員の負担増への対応」(10)、「ケア技術習得・資格取得への支援」(9)が上位に入り、これらは予想された項目である。一方で、受け入れ前に施設側が心配しがちな「利用者・家族の理解」はわずか1法人、あるいは注意すべき点とされる「信仰上の配慮」は0となるなど、受け入れてみればさほど問題にならないこともあることがわかる。

なお、「日常生活への支援(住居、行政手続き等)」が3法人と少なかったのは予想外であり、これは現段階では支援がうまくいっているのか、そもそもそういう態勢の整った施設が現段階で(先行して)受け入れているのか、あるいはまだ問題が顕在化していない¹¹⁾だけなのか、など、聞き取り調査等によりさらに精査をすべき点と考える。

(3) 外国人材への期待

最後に、着目すべきデータがもう一点ある。今夏の調査で、今後外国人材の受け入れを予定している、あるいは検討中であるとした法人は76(23.9%)あったが、そのうちの55法人(73.3%)が「介護福祉士の資格取得を目指して指導等を行う」と回答し、「資格取得は希望しない」とした14法人(18.7%)を大きく上回ったことである。

現在介護の仕事は資格の取得は必要で

はなく、かつ日本人職員であっても「介護福祉士」の資格取得は簡単ではなくなっている。こうした中で、外国人材の受け入れを予定・検討している施設は、外国人材にある意味で日本人職員と同等以上の期待を寄せ、資格を取得し、長期的な戦力となることを願っていることが見て取れる。技能実習等で受け入れた場合でも、期待のハードルを下げず、資格を取得して長く日本で働き続けられるようにする(定住も見据えた)支援策を整えていくべきであろう¹²⁾。

4 まとめ

以上から、秋田県内においては、人材不足を補う手段として外国人材の受け入れに関心を示す企業が業種を超えて広がりつつあり、介護事業の場合も例外ではないことがわかる。介護事業所においては、主として人材不足を補う手段として、技能実習や特定技能による外国人材受け入れへの関心が高まっており、ベトナムからの人材受け入れを志向する傾向があった。

また、これまでに受け入れた実績のある介護事業所においては、読み・書き・聞く・話すに渡る仕事上必要な日本語能力の習得が最も苦勞した点として表れている。

なお、2015年の調査の頃は、県としては外国人材の受け入れについて積極的な調査はしていなかった。健康福祉部も、県内の介護事業所における外国人介護人材に関するデータは特に集めていないと

いう状況だった。そのようなデータの有無を尋ねた際、当時の同部関係者の説明では、県としての取り組みは国内における人材確保に焦点を当てているとのことであった。それからわずか4年、県レベルでも、部局レベルでもこうした調査が積極的に行われ、関係者との協議の間なども設けられたことは、大きな変化である。

官民を通じて高まる外国人材受け入れへの関心を受けて、さらに充実した調査をしたいと考えた次第である。

III. 秋田県内の施設への当班の独自調査

以下、本年度当研究班が独自に行った県内の介護事業者に対するアンケート調査について、調査内容と結果を記し、若干の分析を行いたい。なお、数字だけでは把握しきれない点について、協力をいただいた施設のうちいくつかを訪問させていただき、詳細な聞き取り調査を行いたいと考えていたが、コロナウィルス禍による往来自粛のため叶わなかった。今後こうした補充調査を行ったうえで、さらに詳細な調査結果の報告と分析を行っていく予定である。

1 調査の目的と手法

(1) 調査目的

外国人材受け入れの意向や課題といった前回調査で行ったような全般的な質問は、今回は県自ら調査を実施し、結果も開示しているので、当研究班としてはより内容を絞り、かつ具体的な調査を行うこととした。外国人材受け入れに当たっ

では、多くの事業所が「日本語学習の支援」「生活支援」に不安を感じ、この面でのサポートを希望していることがこれまでの調査からわかっていたので、この2項目を大きな柱として調査を行うこととした。そして、こうした支援の具体策のあり方について考察を深めるため、それぞれについて、支援の手法を具体的に例示し、かつ施設側がこれらに対してどの程度の時間や費用をかけられるかにも焦点を当て、施設の考えを問うこととした。

(2) 調査対象

秋田県内の介護事業所のうち185施設を対象に調査を行った。対象施設の選定にあたっては、「秋田県内の指定介護保険サービス事業所(平成31年4月1日現在)」（秋田県2019c）に掲載されている事業所のうち、技能実習等による外国人介護人材を受け入れる余地が大きいと考えられる、「県が指定・監督を行う」「施設サービス」のカテゴリーに属する施設を対象とした¹³⁾。なお2015年の調査とは若干対象が異なるため、参考までの比較となる。

(3) 調査方法

2020年1月16日に、当機構より対象施設にアンケートを送付し、郵送あるいはFAXによる返答を受け付けた。

(4) 調査項目

以下の6項目について質問をした。

Q1. 外国人介護人材の受け入れ状況

Q2. 外国人材の日本語教育について、行

政にどのような支援を希望するか

Q3. 外国人材の就業時間内に、どの程度までなら日本語学習に充ててもよいか

Q4. 外国人材の日本語教育のために支出できる費用について

Q5. 外国人材の生活環境の整備・支援について、どのような支援を希望するか

Q6. 上記以外の課題や要望、または外国人材受け入れについての意見等

Q1からQ5については基本的に選択式で回答を得て、Q6については自由記述とした。

(5) 調査期間と回収率

2020年2月15日を回答の締切としたが、1月末時点での回答数が60通であったため、前回調査の回収率55%を目指し、フォローアップを行うこととした。2月10日より調査員が、公表されている施設の電話番号に電話をかけ、調査票が届いているか尋ね、あらためてご協力をお願いしたところ、返送をいただいた施設が増え、2月末をもって119通の回答を得ることができた。

上記の結果回収率は約65.3%であり、この種の調査ではかなり高い。なお、調査結果の利用に関する同意・署名欄が未記入であったため無効としたものを除き、有効回答数は112通であった。

2 調査結果

【Q1. 外国人介護人材の受け入れ状況】

回答した施設の中では、「現在のところ

受け入れ予定はない」が88と最も多かった。既に受け入れをしている施設は10で、受け入れに向けて具体的に動いているところが2、今後の受け入れを検討しているところが12だった(図1)。

なお受け入れる予定のないと答えた施設に、受け入れ環境や条件面の課題を自由記述で問うたところ「ビザの事務手続きについての知識の取得、研修体制の確立など」「言語を含め、教育に充てる人材、時間がない」といった回答があった。

またQ6の全般的な自由記述においても、「優良な監理団体の見つけ方がわからない」という回答や、「人材不足はわかりますが、不足イコール外国人の流れは短絡的に感じます。もっと掘り下げて介護保険の配置基準の緩和や"ひきこもり者"の支援など、5年10年先をしっかりとみすえた考えが必要だと思います」といった本

質的な問題を指摘する回答もあった。

【Q2. 外国人材の日本語教育について、行政にどのような支援を希望するか(3つ以内選択)】

選択肢の中から3つ以内を選んでもらったところ、最も多かったのは65施設が希望した助成金であった。次いで訪問日本語教師(48)、行政による対面教育(46)、職員への教授法指導(44)が続いた。

なお、利用者と秋田弁での意思疎通ができるのか、不安であると自由記述欄に記した施設が複数あった。施設側の不安材料として前回調査時も拳がったが、既に受け入れを行っている施設への聞き取りでは、外国人材は日常業務の中で秋田弁を(難しいと言いつつも)身に付けており、大きな問題にはなっていないようである。

また、既に受け入れを行っている施設より、日本語指導は順調に進んでいるも

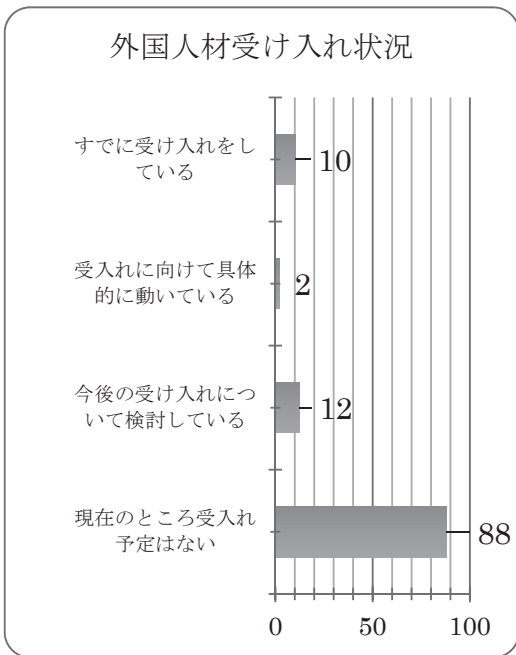


図1 外国人材受け入れ状況について

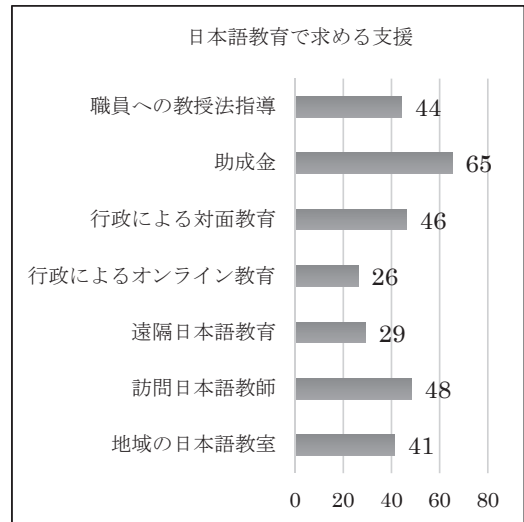


図2 外国人材の日本語教育について、行政にどのような支援を希望するか

の、「今後の課題は(介護に関する)専門的な勉強」であるとして、介護科のある地元の高校との連携ができないか模索している、という取り組みが寄せられた。

【Q3. 外国人材の就業時間内に、どの程度までなら日本語学習に充ててもよいか】

「週2～3時間程度」という答えが最も多く(36)、次いで「極力業務時間外で」という答えが多かった(24)。

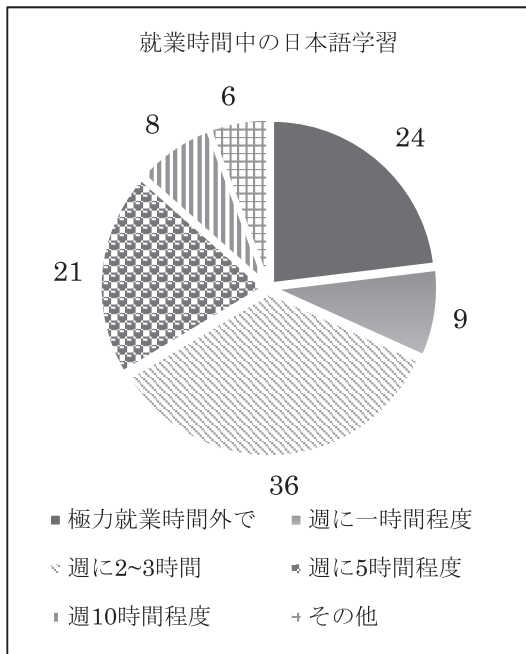


図3 外国人材の就業時間内に、どの程度までなら日本語学習に充ててもよいか

【Q4. 外国人材の日本語教育のために支出できる費用について】

最も多かったのは「極力無償で」で(57)、次いで「月1万円程度まで」(29)であった。なお「月3万以上」は0であった。

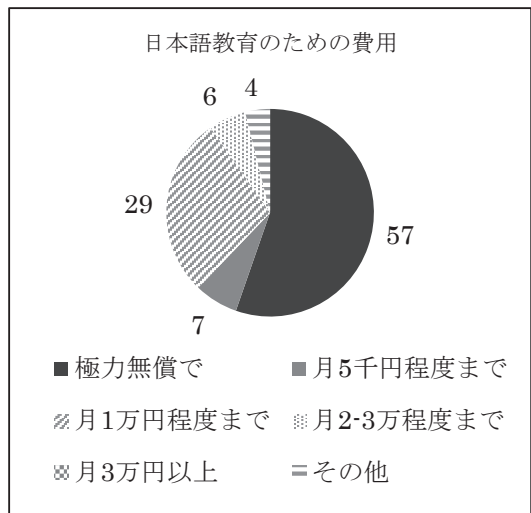


図4 外国人材の日本語教育のために支出できる費用について

【Q5. 外国人材の生活環境の整備・支援についてどのような支援を希望するか(3つ以内選択)】

最も多かったのは「住環境整備のための助成」で75件、次いで「相談窓口の設置」(68)、「他施設における生活支援」(63)、「出身国に関する情報」(50)と続き、助成以外

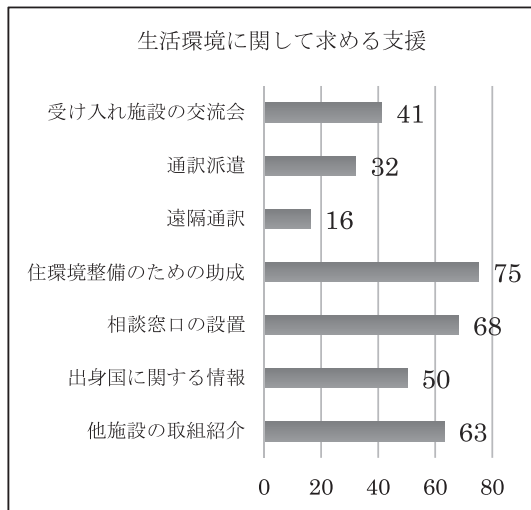


図5 外国人材の生活環境の整備・支援について、どのような支援を希望するか

では各種の情報を求める声が多かった。

関連する自由記述でも「外国人材を受け入れている施設での成功例と失敗例の比率はどれくらいなのか。就業時間以外の生活サポートをだれがどのように行っているのか」知りたいと回答した施設があった。

【Q6. 上記以外の課題や要望、または外国人材受け入れについての意見等】

45の施設から自由記述欄の回答があった。その多くが数行に渡って現状や考えを述べる詳細なものであり、一部を上述の結果の中で紹介した。なお、別紙で紙面いっぱい考えを寄せてくださった施設もあった。今後まとめる予定のさらに詳細な報告書で、課題の分析に生かすとともに、個別の施設が特定できないように最小限の編集を行ったうえで、県内の施設の生の声として紹介したいと考えている。

3 分析と考察

以下、調査の柱であった日本語教育並びに生活支援に分けて、調査結果の分析と考察を行いたい。

(1) 日本語教育への意識

まず、日本語教育に関しては、これを不安に思っている施設が従来の調査から多いにも関わらず、実際に受け入れを検討している施設において、時間やお金をかけてこれに取り組もうとする考えは少ないことがわかる。人員不足でやむなく

外国人材の受け入れを行いたいと考える施設が多い中でそのような余力がないことも理解できるが、受け入れを成功させるためには特に介護の仕事においては日本語の学習支援に一定の初期投資をすることが欠かせず、その必要性和現場の態勢の乖離は今後課題となることが予想される。

具体的には、まず問3において、日本語教育にどれくらいの時間を割けるか問うたところ、「週に2～3時間」あるいは「極力業務時間外で」と回答した施設が多かった。これは、EPAにより受け入れを行っている県内の施設が毎日、業務時間のうち1～2時間を割いて(つまり週に5～10時間)日本語習得の時間を与えていることは大きなギャップがある¹⁴⁾。

EPAであっても技能実習であっても、利用者の介護や職場での意思疎通に必要な日本語能力は同等であるはずであり、日本語学習の時間が十分に取れない場合に、受け入れや定着がうまく進むのか、課題と思われる。

また問4において、日本語教育のために支出できる費用を問うたところ、「極力無償で」が最も多く、「月1万円以内」までを合わせて施設の大半であった。これについても、これまでEPAにより受け入れを行っている施設が、施設独自に教育に携わる人材を雇ったり、大学教員の派遣を受けたりしていることと比べ、そのような対応に必要な費用に到底及ばない。

無償あるいは月1万円といった低額で日本語教育を提供できるのは、公的支援

を受けた機関やボランティアベースで展開される地域の日本語教室に限られる。

しかし、地域の日本語教室等の対応能力には大きな制約がある。市町村の支援のもとに開かれているこうした教室は週に一回、2時間程度、ほぼボランティアにより開講されているところが多く、介護施設の勤務シフトと時間的に合わないほか、学習時間としても少ない。また、これらの教室の開設は定住外国人の支援に端を発するところが多いが、ALTや留学生など、短期滞在の外国人も通っている。

地域の日本語教室の学習者の属性や学習ニーズは日常会話を中心としつつ、多様であり、介護施設で働く外国人材に特化した対応を行っているわけではない。特に介護の専門用語の指導や介護福祉士国家試験の受験対策などは、こうした教室で十分に行うのは難しい。特定の職業に特化した学習ニーズを有する外国人介護人材に対して、「誰が、誰のお金で」日本語学習の支援を行うのか、大きな課題となろう。

2019年6月に公布・施行となった「日本語教育の推進に関する法律」では、受け入れ企業に日本語教育の責任があることが明記されている。こうした法律の理念に比して、現場で受け入れを検討する事業所では、日本語教育に割く時間やお金を少なめに見積もる傾向が見られ、法の理念と実態に乖離がある。新入社員を雇えばその研修に一定の投資が必要であるのと同様、外国人材を受け入れる場合には、一定程度、日本語能力の習得へ向けた取

り組みが企業に求められる点について、事業者側にも一定の意識改革が求められよう。

また、EPAについては国際厚生事業団(JICWELS)、技能実習については国際人材協力機構(JITCO)といった指導・監督機関、また本来、技能実習生の日本語指導を義務付けられている監理団体の役割もあらためて検討していく必要がある。

(2) 対面指導へのこだわり

順序が逆になるが、問2で、日本語教育に関して行政にどのような支援を希望するかを問うた際、「助成金」と回答した事業所が最も多かったのも、上記の予算に関する事情や意識と符合する。なおこの問いでは、「訪問教師」など対面での教育支援を希望する回答が多かった一方、「遠隔・オンライン」教育による支援は比較的少なかった。

しかし、対面教育に対応する人材が県内に多くいるわけではなく、かつ広大な面積で県内の移動に距離的・時間的制約があり、そのうえ施設側がお金を出せないという状況下では、「遠隔・オンライン」教育への理解、またそのインフラ整備を考えていく必要があるのではないかと。

なお、近年はEPAによる受け入れを希望する施設が国の受け入れ定員を大きく超える中で、受け入れを希望してもマッチングが成立しない(双方の希望が一致しないために受け入れが成立しない)ことが増えているようである。EPAによる受け入れを行っている施設からは「地方での受け

入力を推進するためには学習支援の充実がアピールポイントとなるが、日本語学校がない秋田県では通信教育等の確立ができなければ今後の受け入れも厳しいことが予想される」というコメントが寄せられた。他県や都市部との人材獲得競争のうえでも、日本語教育の方策を確立することは急務である。

折しもコロナウィルス禍により、教育機関を含めて全国で急速にオンライン化が進んでいる。語学など対面の優位性が指摘されている分野でも双方向・リアルタイムによるオンライン教育が広まっている。こうした社会環境の変化にも対応し、低コストで、かつ距離や時間の縛りが少ないオンライン教育の方策を外国人材受け入れの場でも検討する必要がある。

また、回答結果で特筆すべき点として、これまであまり注目されてこなかった「職員への教授法指導」を、選択肢として入れてみたところ、上述のようにかなり高い比率でニーズがあったことである。外部から日本語教師が訪ねて指導できる時間や内容には制約がある。外国人材と日々接している職員が、現場で日本語を指導できる方法を身に着けることの重要性が認識されているといえよう。

(3) 生活支援について

生活支援に関しても、「住環境整備のための助成」を求める事業所が最も多く、次いで「相談窓口の設置」「他施設における生活支援の取り組み情報の提供」が続い

た。

なお、通訳へのニーズはそれほど高く出なかったが、実際に外国人を受け入れた経験がある事業者や、外国人自身にとって、たとえば病気になったときに、言葉の壁で病院に行けなかったり、通訳として付き添わなければならなかったりすることは弊害、あるいは負担となる¹⁵⁾。この点は、受け入れ前の施設の認識にあまり上っていないように思われるが、受け入れるに当たって考えなければいけないこととして、対応を促していく必要がある。

(4) まとめ

以上を総括すると、県内の介護事業者においては、特に資金面において外国人材の活用に回せる余力は少なく、このため、日本語の学習支援、生活支援の双方において、助成金や行政によるサービス提供への期待が高い状況となっている。しかし、IT活用による遠隔教育やオンライン通訳は、費用や距離・時間の制約を緩和できる可能性があるにも関わらず、県内での認知はほとんど進んでいないように思われる。当面は行政による直接的支援も提供しつつ、中長期を見据え、IT等を活用した持続可能で効率的な方法の展開を探っていくべきではないだろうか。

IV. 結論

秋田県内においては、特に技能実習制度による外国人介護人材受け入れについて、介護事業者の関心が高まっているこ

とが、県実施の調査及び当研究班実施の調査により明らかになった。

しかしながら、受け入れを検討している施設においては、日本語教育に関して、施設側で常時対応していかなければならないものであるという考えは広がっており、費用も時間もなるべく抑える方法を求める傾向が見られた。人材不足ゆえに外国人材の受け入れを志向することと、受け入れた人材に十分な資源を投入して教育を施す必要性には二律背反的な側面があり、利用者及び職員間でのコミュニケーションが要である介護という職種の特殊性に鑑みて不安を感じさせるものである。

受け入れを検討している施設の多くは、外国人材に資格を取得したうえで長く働き続けてほしいとも考えており、そのためには日本語能力の習得は一層重要となる。

特に技能実習制度により来日した外国人介護人材に、誰が、どのような形で日本語教育を行っていくのが効果的なのか、施設側の実情を踏まえつつ、実践可能な方法を探っていくことが重要課題となろう。

謝辞

本研究は日本学術振興会の課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業「実社会対応プログラム」の委託研究の一環として行った。なお調査票の取りまとめに際して、当機構研究員の成澤徳子氏の貢献大であったことを謝して記したい。

注

- 1) 秋田県内に存在する技能実習の監理団体は、これまで中国から、被服関係の職種を対象とした受け入れを中心に行っており、これ以外の職種はほとんど扱っていなかった。
- 2) 秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会(県産業労働部雇用労働政策課が主管)。2019年7月と11月に開かれた協議会では、国や県の制度についての情報提供や、事業者・市町村の担当者からの取り組みの紹介や意見交換が行われている。
- 3) 秋田県労働局のデータによる。
- 4) 養護老人ホームや特別養護老人ホームを会員とした事業者団体で、県社会福祉協議会に事務局を置く。
- 5) 当研究班からも秋葉、嶋のほか、当時メンバーだった佐野ひろみ氏(現在、国際教養大学名誉教授)が、講師として登壇した。
- 6) この調査は、介護の職種は対象としていないようであるが、県内の外国人材受け入れへの全体的な「空気」を知る上でも、ここで取り上げたい。
- 7) 以下、秋田県産業労働部による調査の結果については、県が公表している文書(秋田県産業労働部2019)による。
- 8) 外国人材の国籍に着眼することは一つ間違いと人種差別等、共生の障害になる考え方を生みうるが、他方では、従来と異なる出身国、すなわち言語や文化への対応の必要性を示唆するものでもあり、後者の意味で適切に考慮していかなければいけない。
- 9) 以下、秋田県健康福祉部による調査の結果については、県が公表している文書(秋田県健康福祉部2019)による。
- 10) EPAによる受け入れは、日本語能力の養成と、介護福祉士の国家試験対策を法人

の責任で行い、かつ介護の場合で4年以内に合格させなければ原則帰国(そもそも受験に3年の実務経験を要するため、試験のチャンスは原則1回)という厳しいハードルが課されている。それゆえに、比較的リソースのある大規模法人でないとなれば受け入れは難しい。県内で受け入れを行っている法人のうち2法人では、国際教養大学の教員(当研究班の嶋、平田を含む)が日本語指導に当たるなど、法人側の手厚い取り組みが見られる。EPAによる受け入れを検討する他の法人もこうした取り組みをしていくことができるのか、注目する次第である。

- 11) 受け入れの初期は個別の手厚い支援ができて、受け入れが継続・長期化し、人数が増えてくると個人々人への支援は難しくなる一方で、働く側には長くいるほど様々なニーズが発生する(医療や福祉、社会生活や教育機会等、行政・社会との関わりを要する生活者となっていく)ものであり、そのギャップが顕在化する可能性もある。
- 12) 現在の仕組みでは技能実習で5年、さらに特定技能(1号)へ移行すれば5年、計10年日本で働くことができる。なお、更新可能で永住の道も開ける特定技能2号も制度としては存在するが、現在介護職は対象となっていない。但し、介護福祉士の資格を取得した場合には、上記に関わらず、在留資格「介護」に移行することで、日本に滞在し働き続けることができる。
- 13) 「県が指定・監督を行う」のは一定以上の規模の施設であり、これ以外に「市町村が指定・監督を行う」施設がある。より規模の大きい施設において外国人材受入の余地が広いと考え、前者に対象を絞った。また、前者はさらに「居宅系サービス」「施

設系サービス」「介護予防サービス」に分類されている。このうち「施設系サービス」が最も外国人材を受け入れる余地が広い施設群であると考えた。

- 14) 当研究班に研究協力をいただいている秋田県の正和会において、EPA及び技能実習制度により受け入れた外国人介護人材に対して行われている手厚い日本語教育及び生活支援について、秋葉・嶋・橋本(2019)及び本号別稿の嶋・平田・秋葉論文を参照。
- 15) たとえば国際教養大学は県都秋田市にあるが、英語対応のできる病院は少なく、留学生が病気やけがをした際は、教職員が病院へ同行することとなる。また、これまでは日本語ができないと110番や119番もままならない状況であったが、近年県内でも、通報者と110番や119番、そして通訳専門のコールセンターをつないだ三者通話による多言語サービスが提供されつつある。

引用文献

- 秋田県産業労働部, 2019, 「外国人材の受入れに関するアンケート調査結果の概要」
- 秋田県健康福祉部, 2019, 「外国人材活用ニーズ調査結果概要」
- 秋田県, 2019, 「秋田県内の指定介護保険サービス事業所(平成31年4月1日現在)」
- 秋葉丈志・嶋ちはる・橋本洋輔, 2019, 「外国人介護人材受け入れの動向－拡大・分化する制度のもとで」『国際教養大学 アジア地域研究連携機構研究紀要』9, 頁1-12.
- 国際教養大学アジア地域研究連携機構, 2016, 「外国人看護・介護人材受け入れに関する調査研究プロジェクト2015年度報告書(提言と調査資料)」

外国人介護人材受け入れの枠組みと北東北における受け入れ事例

－ 4つの枠組みと外国人材に求められる日本語力とは－

嶋 ちはる・平 田 友 香・秋 葉 丈 志

要旨

本稿は、外国人介護人材の受け入れに関わる4つの制度(①経済連携協定(EPA)、在留資格「介護」③技能実習制度、④特定技能)について、各制度の特徴を比較するものである。まず、外国人材に求められる日本語力と秋田県における受け入れ状況という視点から整理し、現状を把握する。さらに、秋田と岩手でEPAと技能実習制度を利用して来日した外国人材を受け入れている施設の事例を取り上げ、受け入れ施設への訪問調査や現場での観察記録等に基づき、現場で行われている支援の実践や課題について論じる。

キーワード：EPA、在留資格「介護」、技能実習、特定技能、日本語力

Working with Foreign Care Workers in Japan: Comparison of the Features of the Four Acceptance Schemes

SHIMA Chiharu, HIRATA, Yuka, AKIBA Takeshi

Abstract

This study examines the features of the four introduction schemes of foreign care workers in Japan. Previously, only foreign care workers from Indonesia, the Philippines, and Vietnam could enter Japan under the Economic Partnership Agreements with these countries. With increasing demand for care workers, three new schemes with three different residential statuses have been established (nursing care, specified skilled worker, and technical intern training) in recent years. This study provides an overview of these four schemes, with a focus on the requirements of Japanese language skills. We also present two cases in Akita and Iwate Prefectures to illustrate the support environments of two facilities including foreign care workers.

Keywords: EPA, nursing care, technical intern training, specified skilled worker, Japanese language skills

1. はじめに

外国人介護人材を受け入れる枠組みは、近年急速に拡大・分化している。2008年には経済連携協定(EPA)による受け入れ

が始まり、その後2017年には在留資格「介護」が開始された。また、2017年11月には「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され

介護職種が技能実習制度に追加されることとなった。さらに2019年4月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(以下、「改正入管法」)に基づき、新しい在留資格「特定技能」が開始されている。その結果、現在では4つの制度(①EPA、②在留資格「介護」③技能実習制度、④特定技能)による受け入れが可能となっている。

しかしながら、この急速な変化に対し、介護現場の理解が十分に追いついていないのが現状である。秋田県健康福祉部長寿社会課(以下、秋田県長寿社会課)(2019)が県内の法人を対象に行った外国人介護人材受け入れに関するアンケートでも、これら4つの制度について、「聞いたことはあるが、仕組み・内容はよく知らない」及び「知らない」と答えている法人が7割を超えている。そこで、本稿では、外国人介護人材受け入れに関する上記4つの制度について、各制度の特徴と現状や求められる日本語力という観点から整理をする。次に、4つの制度の中でも特にEPAと技能実習制度を取り上げ、それぞれの制度を利用して来日した外国人材を受け入れている現場における支援や課題について、受け入れ施設への訪問調査や現場での観察記録等をもとに論じる。

2. 各制度の概要と求められる日本語力

2-1. 経済連携協定(EPA)

(1) 制度の概要と現状

EPAとは経済連携協定(Economic

Partnership Agreement)の略であり、経済交流のための二国間協定である。外国人介護人材の受け入れ枠組みの中で最初に開始された。物品や財・サービス貿易の自由化といった自由貿易協定の内容に加え、人の移動の自由化なども含まれる包括的な協定であることが特徴であり、二国間の人や物の移動を円滑化することにより幅広い分野での経済協力・連携強化を目指す。EPAは二国間の経済協力が目的であり、この枠組みによる介護人材の受け入れは人材不足解消のための単純労働者の雇用ではないという姿勢をとる。

現在、日本はこのEPA制度に基づき、インドネシア(2008年～)、フィリピン(2009年～)、ベトナム(2014年～)という3か国から外国人看護・介護人材の受け入れを行っている。介護人材について言えば、2008年にインドネシアからの受け入れ開始以来、2019年度までに3か国から計5,063名が入国している(厚生労働省, 2020a)。2008年の初年度は、291件の求人に対し104名のインドネシア人介護人材の受け入れであったが、2011年度以降は毎年求人数の増加が続いている。2019年には受け入れを希望する施設の求人数は2,901件と、2008年の開始時点の10倍となった。この求人数の急激な増加により、受け入れを希望する介護施設からはEPAでの介護人材受け入れは年々難しくなっているという声が多く聞かれている。実際、2019年は2,091件の求人に対し受け入れが決まったのは761名に限られている。国別に見ても、求人側の雇用契約締

結率は、インドネシアが4割程度、フィリピンが3割程度、ベトナムが2割程度と人材獲得競争が激化しているようである。

秋田県長寿社会課(2019)が行った調査によると、秋田県内ではこれまでに3法人で受け入れ実績があることが明らかとなっている。また、2020年2月に厚生労働省社会・援護局に秋田県内のEPA介護人材の就労数について電話で問い合わせたところ、2019年1月の時点で、秋田県内でEPA介護福祉士候補者として介護業務に従事しているのはインドネシア人2名、フィリピン人5名、ベトナム人0名の計7名とのことであった。筆者らは、2019年1月から2月にかけて、県内でEPA介護人材の受け入れ実績のある2法人に対し訪問調査を行っており、両法人に対し、EPAによる外国人介護人材を希望する理由を尋ねたところ、両法人ともにEPAの場合は外国人材の質が担保されていることを理由として挙げていた。実際、送り出し国によって入国要件は多少異なるものの¹⁾、看護学校や大学で看護過程を修了しているか、送り出し国の政府による介護士認定がなされていることが応募条件として義務付けられており、受け入れ施設にとっては専門知識を持った人材であることに安心感があるようだ。しかしながら、この1、2年は両施設ともに受け入れを希望し求人を出すものの候補者とのマッチングに至らなかったという。

国際厚生事業団(以下、JICWELS)が2020年度の受け入れにおけるマッチングで行った調査では、外国人候補者側が求

人情報で重要視する項目として、インドネシア人候補者間では「国家試験の合格実績」と「施設の所在地」が、フィリピン人候補者間では「研修に対する補助」と「国家試験の合格実績」が、ベトナム人候補者間では「給与・手当」と「住環境」がそれぞれ1位、2位となっている。秋田でなかなかマッチングに至らないのは、大都市圏に比べ平均賃金が低く、またこれまでに県内のEPA候補者が介護福祉士国家試験に合格した実績がない²⁾ことも一因となっている可能性が指摘される。

上記調査で国家試験の合格実績が重要視されているように、このEPAの枠組みの特徴の一つとして、国家試験の受験が義務付けられていることが挙げられる。EPAの介護人材の場合、4年間の在留期間が与えられ、3年間は受け入れ施設で実務経験を積み、4年目に介護福祉士国家試験を受験する³⁾。2008年に入国し3年の実務経験を積んだEPA介護人材が初めて国家試験を受験したのは2011年であるが、当時のEPA介護人材の合格率は37.9%で、日本人を含めた全体の合格率63.9%を大きく下回っていた。2013年の第25回介護福祉士国家試験以降は、EPA介護人材に対し、疾病の名前や英語が語源のカタカナ語に対する英語併記、漢字へのふりがなの付与、試験時間の延長(一般受験生の1.5倍)などEPA候補者に対し、様々な配慮がなされている。その甲斐もあってか、ここ数年はEPA介護人材の国家試験合格率も上昇しており、50%前後で推移するようになってきている。

また、不合格でも一定の成績を収めた場合には1年の滞在延長及び国家試験の再受験が認められるようになった。現在では、任期を終え帰国した後であっても、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することも可能となっており、受験機会は増えている。とはいえ、依然として国家試験合格は、EPA介護人材、受け入れ施設双方にとって高いハードルであることは変わらず、国家試験対策支援の試行錯誤が続いているのが現状である。

秋田県長寿社会課(2019)の調査では、これまでに受け入れた実績のある3法人をはるかに上回る14の法人がEPAでの外国人材受け入れを希望しているが、そのためには先に述べた通り、マッチングの成立が最初の課題である。国家試験の合格実績を挙げることで、及び試験対策支援の充実を図ることがEPA人材の招致に向け、これまで以上に重要となってくるだろう。

(2) 外国人材に求められる日本語力

EPAの枠組みでは、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国出身のEPA介護人材に対し、いずれも就労前に日本語研修が課されている。インドネシア、フィリピンの場合は6か月の訪日前研修があり、日本語能力試験(以下、JLPT4)N5程度の日本語力を身につけた上で日本に入国する。N5というのは基本的な日本語をある程度理解することができるというレベルである。このレベルでは、ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本

的な漢字を習得している他、日常生活でよく遭遇する場面において、ゆっくり話される短い会話であれば理解できることが期待される。入国後はさらに6か月研修を受け、その後受け入れ施設で介護業務にあたることとなる。

一方、ベトナムの場合は訪日前に12か月の日本語学習が義務付けられており、そこでN3に合格したもののみが入国を許されることとなる。N3というのは、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベルであり、新聞の見出しから情報の概要をつかんだり、日常的な場面における会話であれば自然に近いスピードであっても理解したりすることができる程度とされる。インドネシア・フィリピンのN5と比べると、N3ではコミュニケーションがかなりスムーズになる。ベトナム人候補者は入国後にさらに2.5か月間の研修を受け、その後受け入れ施設での就労が開始される。

受入れ施設に着任後は買い物など生活場面で必要となる日本語、介護職として就労するために現場で必要となる日本語の習得が求められる。生活場面で必要となる日本語には、銀行手続きやごみの捨て方など日常生活に密着したもの他、方言や年中行事等、介護職として働く上でも必要な文化的知識も含まれる。就労現場では、介護の専門語彙の習得や、申し送りなどの引継ぎで使用される略語や情報伝達のスキル、介護日誌等で必要となる書き言葉の習得、認知症の利用者とのコミュニケーションなども課題となる

(三橋・丸山, 2019)。それに加えて、国家試験に合格するために必要となる日本語を学ぶ必要があり、ひとえに日本語学習と言っても、3つの分野の日本語を同時に身につけていかなければならない。特に国家試験対策においては、日本の社会保障制度や介護保険制度など、EPA介護人材にとって初めて学ぶものも多く、言葉と内容という二重の壁に直面することとなる。

一方で、受け入れ施設側にとっても、国家試験の支援は負担が大きいようである。EPAの日本での受け入れ調整機関であるJICWELSが、施設の巡回訪問や相談窓口の設置、集合研修や外国人介護人材同士の交流会の企画、国家試験合格に向けた学習教材の提供などを行い支援にあたっているものの、日々の学習支援については受け入れ施設の対応に任される部分が非常に大きくなる。国家試験受験のための学習支援における課題については、筆者の1人である平田が実際に秋田県内のEPA介護人材受け入れ施設でフィリピン人介護人材に対する学習支援に携わっており、授業時に観察された問題点について3.1で詳説している。そちらを参照されたい。

2-2. 在留資格「介護」

(1) 制度の概要と現状

従来、日本では国内の大学や専門学校等の介護福祉士養成施設で学ぶ留学生が介護福祉士国家試験に合格し資格を取得しても、その分野における就労を可能に

する在留資格がなく、国内で職業として介護業務に就くことは不可能であった。そのため、留学生が国内の介護現場で働くには、「留学」のビザを保有している学生である期間内に、資格外活動許可を取得し、週28時間という制限内で認められるアルバイトという形での就労に限られていた。しかし、2017年に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(以下、入管一部改正法)に基づき「介護」の在留資格が設けられたことにより、「留学」の在留資格で日本に滞在している留学生が、日本の介護福祉士養成施設を卒業し介護福祉士資格を取得すれば、在留資格を「留学」から「介護」に変更することが可能となった(出入国在留管理庁, 2016)。その後、介護福祉士養成校で学んでいなくとも、技能実習等で来日し、3年の実務経験を積んだのちに国家試験に合格した者に対しても在留資格「介護」が付与されることとなった。

前述の通り、「介護」の在留資格取得には、大きく分けて、「養成施設ルート」と「実務経験ルート」がある。まず、前者であるが、典型的な流れとしては、外国人留学生として「留学」の在留資格で入国し、介護福祉士養成施設で2年以上就学する。その後介護福祉士国家試験を受験し、合格すれば、在留資格を「留学」から「介護」に変更し介護福祉士として就労可能となる。国家試験に合格していれば、留学終了後に一旦帰国し、改めて在留資格を変更し入国することもできる。後者の「実務経験ルート」の場合は、技能実習生や特定

技能等で入国し介護施設で3年以上実務経験を積んだ後に介護福祉士国家試験を受験し合格すれば、介護施設と新たに雇用計画を結び、在留資格変更の手続きを行える。

両ルートともに、在留資格「介護」で認められている在留期間は5年、3年、1年、または3月となっているが、在留状況に問題がなければ更新回数に制限はなく、また、配偶者や子どもを「家族滞在」の在留資格で帯同させることも可能である。これはEPAで来日し国家試験に合格した場合とも共通している。

法務省の在留外国人統計によれば、2019年6月時点で「介護」の在留資格保持者は499名であり、1名の南米出身者を除き、498名はすべてアジア出身者である。中でもベトナム出身者が258名と突出しており全体の半数以上を占めている。その他、出身者の多い順に、中国の70名、ネパールの48名、フィリピンの45名と続き、この4か国だけで85%近くとなる。同統計によれば、秋田県内の在留外国人のうち在留資格「介護」を持つものは、中国人1名のみである。筆者らも秋田県内の介護福祉士養成校での修学、国家試験の合格を経て、県内の介護施設で就労している中国人がいることは把握しており、おそらくこの統計における1名が該当者であろう。

「養成施設ルート」で在留資格「介護」の取得を目指す場合、秋田ではどのようなルートが考えられるだろうか。2019年4月時点における秋田県内の介護福祉士養成

校は、東北厚生局(2019)によれば、大学、短大については日本赤十字秋田短期大学(以下、日赤短大)と秋田看護福祉大学(以下、看護福祉大)の2校となっている。その他、福祉系高校として、秋田県立湯沢翔北高等学校の介護福祉士科と秋田県立六郷高等学校の福祉科がある。日本人が介護福祉士国家試験を受けるには、これらの介護福祉士養成施設(大学・短大、専門学校等)を卒業する「養成施設ルート」か、福祉系高校を卒業する「福祉系高校ルート」、そして実務経験3年を積む「実務経験ルート」という選択肢があるが、外国人の場合、「福祉系高校ルート」は資格取得のルートには含まれていない。そのため、秋田県内で在留資格「介護」の取得を目指す留学生の受け入れを考えた場合、日赤短大か看護福祉大に限定される。

日本介護福祉士養成施設協会(以下、「介護協」)が2019年3月にまとめたアンケート調査によれば、留学生が所属している介護福祉士養成施設は修業年限が2年制の学校が8割以上を占めている。中でも専門学校で学ぶ留学生が最も多く、7割近くとなっている。2年間の修学で国家試験の受験資格が与えられることを考えると、留学生は大学で学士取得を目指し4年間勉強するよりも、より金銭的負担が少なく済む短大や専門学校等を選ぶのは想像に難くない。それを踏まえると、今後秋田で介護の留学生の受け入れを検討する場合には、上記2校のうちでも、特に日赤短大が第一候補になるだろう。

また、同調査では介護福祉士養成施設

を卒業し介護施設等で就労している外国人に対し、介護福祉士養成施設に入学を決めた時期についても問うているが、「日本において、日本語学校に通っていたとき」(42.7%)との回答が最も多い。EPAや技能実習などの場合は、入国前から介護職に就くことが前提となっているのに対し、「養成校ルート」で在留資格「介護」の取得を目指す場合は、「留学」の在留資格で入国した時点では必ずしも介護職への就職を想定しておらず、国内で日本語学習を続けていく過程で介護福祉士養成校への進学を決めているというのが特徴の一つと言える。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2019)の調査によれば、留学生を受け入れている専門学校のうち、約4割の学校は同じグループ・法人が運営している日本語学校があり、自グループの日本語学校で学ぶ留学生をリクルートできる構造にあることが指摘される。2020年5月現在、秋田県内には進学のための予備教育を提供している民間の日本語学校は一つもないが、県内で専門学校を運営する学校法人が、2021年4月の設立に向け動いているとのことである。日本語学校と介護福祉士養成施設との今後の連携の可能性に期待したい。

(2) 外国人材に求められる日本語力

ここでは主に「養成施設ルート」について述べ、「実務経験ルート」については2-3の技能実習生や特定技能のところで触れることにする。

在留資格「介護」を取得するためには、その前提としてまずは介護福祉士養成校に入学する必要がある。前述の介護協の調査によれば、回答のあった外国人留学生を受け入れている養成校のうち、91.3%が日本語力を入学要件に課している。入学要件として求められる日本語能力は、JLPTのN2以上が最も多く67%を占め、N3以上が30.7%と続き、N1以上を課しているのは2.3%のみであった。介護協が設けた外国人留学生受入に関するガイドラインでは、JLPTの場合はN2以上のレベルにあるものを入学者として選抜することとしているが、実情としてはN3が入学基準となっている学校や、中には日本語力を入学要件として課していない学校もあるようである。外国人留学生の入学試験としては面接が最も多く97.4%の学校で利用されており、作文(51.3%)、筆記試験(44.3%)と続く。つまり、「養成校ルート」の場合は、入学要件の日本語能力を満たし、入学試験を突破することが、最初の難関となる。

入学後は、日本人学生と同じ授業を受けることとなり、そこでは授業を理解するための専門用語に関する知識や、レポートの執筆や発表などで必要となるアカデミック日本語が求められる。しかしながら入学基準となっているN3とは日常的な場面で用いられる具体的なやりとりが可能となるレベルであり、専門的な内容や抽象度の高い文章を読んで理解するには不十分であるという懸念がある。実際、介護協の調査では、介護福祉士養成校の

授業が理解できないとした留学生が9.8%おり、およそ10人に1人の留学生が授業内容を理解できていないという現状があることがわかる。また、日本語の理解度が低い留学生の方が介護福祉士養成施設を辞めたいと思う頻度が高い傾向にあることも指摘されており、中でも授業についていけないことが介護福祉士養成施設を辞めたいと思った理由の第一位となっている。

こういった留学生が抱える修学上の困難に対し、留学生に対し教育支援を行っている養成施設もある。前述の介養協の調査では、退学者率が10%未満の外語福祉士養成施設では、半数以上の学校で留学生に対し独自の教育を実施していることを明らかにしており、学校における支援体制が、いかに留学生の学習意欲や学習継続に影響を与えるかが示唆される。留学生支援と言えば、就学資金の貸与や給付等が注目されがちだが、学習環境整備も非常に重要となってくると言えるだろう。

これまで述べてきたように、介護福祉士養成施設で学ぶ留学生は、入学試験や授業理解のための日本語の習得が重要となるが、彼らに必要となるのはそれだけではない。留学生の中には生活費を賄うために、介護福祉士養成校が提携している介護施設などでアルバイトをするものも多く、就労現場で必要となる日本語も同時に覚えることとなる。もちろん、生活場面で必要となる日本語の習得も必須である。また、最終学年時には国家試験の受験も控えており、試験対策も必要と

なる。しかしながら、前述の介養協の調査では、大学や短大での学習場面よりも日常生活や介護施設におけるアルバイトや介護実習場面の方が留学生の日本語の理解度が高いことが指摘されている。介護現場の場合は、言葉による説明だけではなく、指導者の実演による実技指導や自らの体験を通じた学びなどにより理解が助けられていることが推察される。しかしながら、介護福祉士養成施設の授業や国家試験の勉強場面においては、教科書に書かれた文字情報だけを頼りに、抽象的な内容を理解しなければならない場合も多く、それが授業内容の理解を困難にしている可能性がある。

2-3. 技能実習・特定技能

(1) 制度の概要と現状

技能実習制度とは、日本の技術・知識を発展途上国や地域に伝え、その国や地域の経済発展に寄与するための技術移転を目的とした制度であり、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(以下、技能実習法)において、「技能実習は、技能等の適正な習得、習熟または熟達のために整備」されていることや「技能実習は労働の需給の調整の手段として行われてはならない」ということが明文化されている。

技能実習生の受け入れには「企業単独型」と「団体管理型」の2種類があり、前者は日本の企業の海外法人や関連企業の職員を直接受け入れるものであり、後者は管理団体の認可を受けた商工会や中小

企業団体等の営利を目的としない団体が受け入れ団体(管理団体)となり、傘下の中小企業等(実習実施者)で技能実習を行うものである。2017年11月に技能実習法が施行されたことを機に、技能実習制度の対象職種に新たに介護職が追加されることになり、優良団体・企業の場合には、最長で5年間技能実習生を雇用することが可能となった。

介護は技能実習制度の対象職種のうち、コミュニケーションが重要となる対人サービスであり、このサービスの特性に基づいた様々な懸念に対応するため、技能実習制度本体の要件に加え、実習実施者の対象範囲や実習体制などに介護職種に固有の要件が設けられ、技能実習生に対しても、技能実習制度では初めて来日時の日本語能力要件(JLPTのN4相当)が課されることとなった。介護職種に多い団体監理型技能実習の場合、技能実習生は日本で実習を行う業務と同種の業務に就いた経験があること(同等業務従事経験)が必要とされているが、介護職種の場合は、施設や居宅で高齢者や障害者の世話や機能訓練に従事した経験を有する者や外国の看護師資格を有する者、外国政府による介護士認定等を受けた者などが該当者とされている。

実習生は「技能実習」の在留資格で入国する。1年目は1号となり、まずは原則2か月間座学で講習を受ける。講習の総時間数は320時間と決められており、そのうち240時間は日本語学習である。この研修が終わると、実習実施者の元で実習

を開始することとなる。1年目修了時まで基礎級または初級の技能評価試験(実技と学科)を受け、合格すれば、2年目には2号となり、さらに2年間滞在が可能となる。技能実習2号として2年間の実習修了時には、技能評価試験(実技)の受験が必須とされ、合格すれば、4年目からは「技能実習3号」となりさらに2年間の実習ができるため、計5年間の滞在が可能となる。ただし、技能実習第3号の実習を行うためには実習実施者は優良判定基準を満たしていることなどの条件がある。

1年目、3年目、5年目の修了時に受験する介護職種の技能評価試験は「介護技能実習評価試験」と呼ばれ、シルバーサービス振興会により実施されている⁵⁾。第1号修了時には「指示の下であれば、決められた手順に従って、基本的な介護が実践できるレベル」、第2号修了時には「自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方にに基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル」、第3号修了時には、「自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方にに基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル」に到達することが目標とされている。

一方、特定技能は深刻な労働力不足を背景に、外国人労働者の受け入れ拡大のために新設された制度である。2019年4月より、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(以下、改正出入国管理法)が施行され、新たな在留資格「特定技能」が開始となった。特定技能には、一定の知識や経験を要する「1

号](介護やビルクリーニングなどを含む14業種)と熟達した技能が必要とされる「2号](建設と造船・船用工業の2業種のみ)の2つがある。1号は1年、6か月または4か月の更新で、最長5年間の在留期間が認められるのに対し、2号は在留期間の更新に制限がない。介護職については、1号のみ認められている。介護の特定技能1号の在留資格を取得するためには、技能水準として「介護技能評価試験」の他、日本語水準として「国際交流基金日本語基礎テストまたはJLPTのN4以上」及び「介護日本語評価試験」に合格することが義務付けられている。例外として、3年間介護職として働き技能実習2号を修了した者や4年間EPA候補者として就労・研修に適切に従事した者は、これらの技能試験や日本語試験が免除となる。

技能実習と特定技能は、受け入れ先の施設や事業所で介護業務に従事することを目的として来日するという点では共通しているものの、違いも見られる。まず、目的の違いである。技能実習が発展途上国に対する「技術移転」や「国際貢献」を目的としている制度であるのに対し、特定技能の目的は「日本の労働力の獲得」である。この目的の違いにより、制度設計上においても差異が生じている。技能実習は日本の技術を学ぶために実習生が来日するということが前提となっているため、外国人材に求められる技能水準は高くない。しかし特定技能の場合は「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動」と定められている。

そのため、原則として技能試験に合格することが在留資格の取得のための要件になっている。技能実習2号を修了し3年間の実習を積んだ技能実習生や、EPAで4年間就労したEPA介護候補者が試験を免除されるのは、介護技能の習熟が適切になされていると判断されるためである。特定技能の場合は即戦力としてみなされるため、就労初日から人員配置基準の中にカウントされることとなる。他にも、技能実習の場合は「送り出し機関」や「管理団体」が関与し、実習実施機関において適切な実習がなされているかを監督するが、特定技能の場合は原則として外国人材と受け入れ企業との2者間契約となる点などにも違いが見られる。特定技能については、外国人材の生活等の支援を行う「登録支援機関」の関与があるが、あくまで外国人材の支援が主な目的であり、監督責任はない。

外国人技能実習機構(2019)によれば、2019年3月時点で秋田県内における技能実習生は1,234名であり、そのうち768名が繊維・衣服関係の職種に就いており、県内の実習生全体に占める割合は60%を超えている。介護職種については、7名であり、県内の技能実習生のわずか0.5%である。

秋田県長寿社会課(2019)の調査では、7法人で介護の技能実習生の受け入れを開始していることが明らかとなっている。また、筆者らが属している研究プロジェクトチームでは、2020年2月の時点で、少なくとも3施設で9名のインドネシア人

が介護職員として働いていることを確認しており、そのうちの2施設はEPA介護人材を受け入れている法人での受け入れである。EPA、技能実習の両方の受け入れを経験している県内の2施設は、どちらも、技能実習生の働きぶりを非常に高く評価をしており、EPA人材だけではなく、技能実習生の今後の継続的な受け入れについても非常に前向きであった。

特定技能については開始から1年余りと日が浅く、秋田で受け入れたという話は聞いておらず、最新の在留外国人統計(2019年6月末)においても、秋田県内には特定技能の在留資格保持者はいない。しかしながら、メディア等では、県内で受け入れに向かって動き始めている施設もあると報じられており、今後は技能実習・特定技能ともに県内でも受け入れが拡大することが予想される。

(2) 外国人材に求められる日本語力

技能実習の場合、日本語能力要件として、第1号(1年目)はJLPTのN4に合格しているか、それと同等の能力を有するものであることが課されている。N4は基本的な日本語が理解できるレベルである。

当初は第2号技能実習に移行するためには、1年後までにN3に合格することとされていた。しかし、2019年4月より要件が緩和され、N3に合格しなかった場合であっても実習先で介護に必要な日本語を学ばせる用意があり、実習生本人にも学ぶ意思があれば、技能実習2号を取得し、さらに2年間の実習を行うことが可能となった。技能実習2号を修了すれば特定技能に移行できるため、技能実習で入国した場合は、N3に合格しなくても、技能実習で3年、特定技能で5年の最大8年間の就労ができることとなる。また、N3に合格していれば、特定技能3号が取得できるため、技能実習で5年、特定技能で5年の計10年間の滞在が可能である。そのため、入国前にはN4合格を目指し日本語学習に励むことになる。

特定技能の場合は、前述の通り、「国際交流基金日本語基礎テストまたはJLPTのN4以上」及び「介護日本語評価試験」に合格することが日本語能力要件とされている。以下の表1、表2に、2020年3月に実施された「国際交流基金日本語基礎テスト」と「介護日本語評価試験」の結果を示す。

両テストとも、国によって平均値に違

表1 「国際交流基金日本語基礎テスト」の結果(2020年3月実施)

実施場所	受験者数(人)	基準点到達者数(人)	基準点到達率(%)
フィリピン	928	365	39.3
カンボジア	166	35	21.1
ネパール	701	155	22.1
インドネシア	841	345	41.0
ミャンマー	1,165	459	39.4
合計	3,801	1,359	35.8

国際交流基金「国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)2020年3月テスト実施概要報告」より作成

表2 「介護日本語評価試験」の結果(2020年3月実施)

実施場所	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
フィリピン	414	329	79.5
カンボジア	27	13	48.1
ネパール	140	35	25.0
インドネシア	135	54	40.0
ミャンマー	578	487	84.3
国内	373	276	74.0
合計	1,667	1,194	71.6

厚生労働省「令和2年3月介護技能評価試験・介護日本語評価試験の試験結果」より作成

いはあるものの、どの国においても「国際交流基金日本語基礎テスト」の基準点到達率のほうが「介護日本語評価試験」の合格率よりも低くなっているのは共通しており、基礎的な日本語力が、在留資格取得の上で最初の壁となっていることが推察される。

特定技能に比べ、技能実習の方が日本語要件が若干低く、また「介護日本語評価試験」のような、介護に特有の日本語の試験もないため、現時点では技能実習のほうが入国しやすいと言えるかもしれない。また、技能実習2号修了者(3年間の就労)や、EPAでの任期を終えた者は、無試験で特定技能に移行できることとなっている。そのため、特定技能については、試験に合格し在留資格を取得する者だけではなく、技能実習やEPAからの移行により特定技能の在留資格を取得する選択をする者が増える可能性もある。介護分野で技能実習が開始されたのは2017年11月からであるため、介護職において技能実習から特定技能に移行することができるのは、2020年11月以降となる。今後の展開を注視したい。

ここまで、主に在留資格取得時に求められる日本語能力要件について述べてきた。しかしながら、技能実習、特定技能とともに、在留資格取得後に最も必要となるのは就労場面における日本語である。技能実習の場合は1年目、3年目、5年目修了後に受験する介護技能実習評価試験に合格するための日本語の習得も求められるが、この試験は日常の業務を問題なくこなせていれば、合格は難しくないとされている。受け入れ施設での現場の職員による支援が非常に重要となると言えるだろう。技能実習生の受け入れ施設における支援の事例については、3-2を参照されたい。

2-4. まとめ

以上、本章では、EPA、在留資格「介護」、技能実習、特定技能の4つの枠組みについて述べた。図1は厚生労働省がこれら4つの受け入れの流れをまとめたものである。また、各枠組みにおいて求められる日本語能力や求められる日本語の種類/場面などを4つの枠組みそれぞれについて整理したものを表3にまとめた。

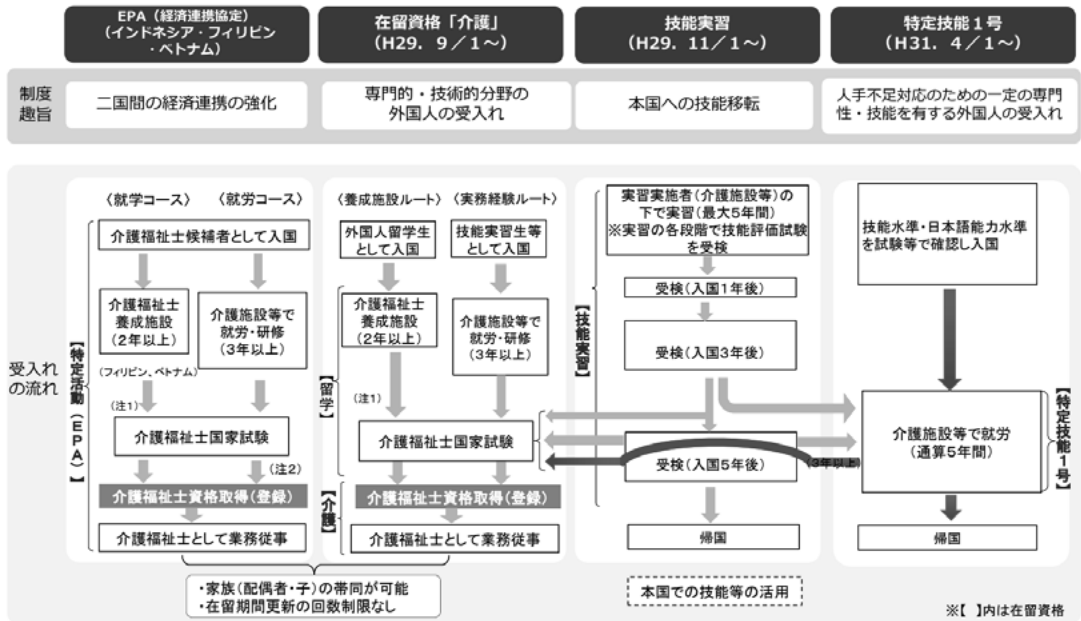


図1 外国人介護人材受け入れの仕組み
 厚生労働省「外国人介護人材の受け入れの仕組み」
 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html)より抜粋

先にも述べたとおり、この4つの枠組みについて特筆すべきは、(1)国家試験が義務付けられていない技能実習や特定技能の枠組みであっても、3年以上の実務を経れば、国家試験の受験が可能になること、(2) EPAや技能実習の枠組みで入国した介護人材が、一定の条件(EPAは4年の就労・研修、技能実習は3年の技能実習)を満たせば特定技能の在留資格に移行することが可能となるという点である。国家試験に合格し介護福祉士になれば、家族の帯同が認められ、在留期間の更新も制限なしとなるため、日本に定住するという選択肢もできる。また、定住を選ばずとも、複数の制度を利用することによりこれま

でよりも長い期間の就労が可能となり、例えば技能実習と特定技能を組み合わせれば、通算で最大10年間の就労が認められることとなる。

しかしながら、たとえ国家試験に合格し日本で暮らす道ができて、帰国を選ぶ外国人介護人材も少なくないという指摘もある(神村2017, 2019)。中長期の就労を促すためには受け入れ施設側の労働環境の改善に向けた努力も重要であるのはもちろんのこと、グローバル化や世界的な介護人材不足により、介護職の国の移動が容易になった現在、移動を前提とした受け入れの工夫や仕組みづくりも今後は必要となってくるだろう。

表3 EPA、在留資格「介護」、技能実習、特定技能の4つの枠組みの比較

	EPA	在留資格「介護」	技能実習	特定技能
日本語能力	入国時： 尼：N5相当 比：N5相当 越：N3	N2(N3を入学基準にしている養成施設もある)	入国時： N4相当	日本語基礎テストまたはN4に合格+介護日本語評価試験に合格
求められる日本語の種類/場面	日本語テスト 日常生活場面 就労場面 国家試験	日本語テスト 日常生活場面 入試/授業履修 就労場面 国家試験	日本語テスト 日常生活場面 就労場面	日本語テスト 日常生活場面 就労場面
介護福祉士国家試験の受験義務	あり(3年間の就労後)	あり(2年間以上の修学後または3年間の就労後)	なし(任意)	なし(任意)
在留資格	特定活動	資格取得前：留学 資格取得後：介護	技能実習1号 技能実習2号 技能実習3号	特定技能1号
在留期間	資格取得前： 原則4年(1年延長の可能性あり) 資格取得後： 在留期間の更新の制限なし	資格取得後： 在留期間の更新の制限なし	最長計5年 1年(1号) + 2年(2号) + 2年(2号)	最長5年
職場移動	資格取得後は可能	可能	不可	可能
家族帯同	資格取得後は可能	可能	不可	不可

3. 北東北における外国人材受け入れ事例

本章では、北東北で実際に外国人介護人材の受け入れを行っている2施設に焦点を当てる。施設に対して行った聞き取り調査⁶⁾や訪問授業における観察を基に、北東北地域における外国人介護人材受け入れにおける取り組み例や課題について述べる。まず、秋田県でEPA介護人材を受け入れている秋田県潟上市の医療法人正和会(以下、正和会)の事例を紹介する。正和会では平田が毎月施設を訪問し、EPA介護人材に対し介護福祉士国家試験対策の指導を行っている。その指導を通じ見えてきた学習の困難点や課題について具体的なケースをもとに詳説する。次

に、岩手県でモンゴル人技能実習生2名を受け入れている三陸園という施設を取り上げ、就労現場における支援について考察する。

3-1. 秋田県におけるEPA人材受け入れの事例(秋田県潟上市医療法人正和会)

本節では、秋田県におけるEPA介護福祉士候補者(以下、候補者)の受け入れ施設としては2番目となる正和会の事例を紹介する。

正和会で外国人材の受入れを担当している玉井氏は、受入れに至った理由として、人材不足の解消という観点を否定し、介護人材が、国際的に活躍できる場の提

供や介護分野における国際貢献を挙げている。2015年に外国人材の受入れ準備を始め、2017年にフィリピン人の介護士候補生が1名、2018年にフィリピン人の候補者が2名来日している。2017年に受入れた候補者は、家庭の事情によりやむなく帰国したが、2020年5月現在、2名の候補者が介護業務に従事しながら国家試験合格を目指して勉強中である。以下では、支援体制と支援内容について紹介し、実際の授業で観察された問題点と今後の課題について述べる。

(1) 学習支援体制

正和会では、2017年より国際教養大学の教員と連携し候補者の学習支援を行っている。国際教養大学の教員は、秋田県で最初のEPA候補者の受け入れを行った湯沢市の施設での学習支援を行っており(佐野ほか2013)、その学習支援モデルを正和会での支援にも応用した。候補者への学習支援体制を下記表4にまとめる。

表4にある①の生活における日本語の支援や、②就労場面で必要な日本語の学習支援については、施設で候補者担当の職員が指導に当たっている。③国家試験

対策の支援は、平田を含む国際教養大の教員2名で、月に1回の訪問授業(2020年度から月に2回)とビデオ通話指導(月に1～2回)を行っている。

首都圏や大都市の介護施設の場合、外部の日本語学校や専門学校に日本語指導、国家試験対策の指導を委託することもできる。または、首都大学東京(現東京都立大学)で開講されていたEPA介護福祉士候補者を対象とした介護の専門日本語講座といった場を利用することもできる。しかし、秋田県のように県内に日本語学校がない、外国人介護人材に特化した講座がない、仮にあったとしても県が広域で公共交通機関も限られていることから候補者の通学が難しいといった制限がある場合、介護施設独自の工夫をして支援していかなければならない。

正和会では2019年に日本語教育経験がある人材を法人の職員として採用し、法人が受け入れている外国人職員(EPA及び技能実習)に対する日本語指導を職務の一部に組み込んでいる。この職員は、法人のある潟上市出身で地域に詳しく、国内外で日本語教授経験がある。2020年5月現在、平田が支援にあたっているEPA候補者

表4 候補者への学習支援体制

場面	必要な日本語能力	支援・指導方法	担当者
①日常生活場面	買い物、教会での会話、生活における日本語運用能力	施設担当者による支援 自律学習の支援	施設の担当者
②就労場面	介護業務上の読み書き、および口頭表現の日本語能力	施設担当者による指導	施設の担当者
③国家試験受験	専門知識や専門語彙を理解し、国家試験問題を読み解く日本語能力	訪問授業による指導 ビデオ通話指導	大学の日本語教師

の2名は、この新たに配属された職員からも月に1回程度、日本語指導を受けている。

法人内に「日本語教育にも精通した人材を職員として配置する」という正和会の取り組みは、外国人材の働く現場やそこで人間関係に関する知識を持っている人間がその知識を外国人材に対する日本語教育に生かすことができるという点で大きな強みがある。秋田県のように外国人散在地域で、地域の日本語教室などが通える範囲にない場合、法人内に日本語指導もできる人材を配置したり、法人職員に日本語教育の基礎知識を身につけさせたりするなどにより、法人内に日本語学習の支援体制を築くというの是一案である。秋葉ほか(2020)が行った秋田県内の調査においても、秋田県内の介護施設には、職員に対する日本語教授法指導を望む声も多く、今後検討が必要な分野である。

(2) 学習支援内容

ここでは、EPA候補者に対する支援の中でも国家試験対策に焦点を当てる。平田は、2019年4月より訪問授業を担当している。以下では、具体的な支援内容を紹介するとともに、国家試験問題や、訪問授業時の候補生の観察を基に、国家試験対策の学習における困難点について述べる。

まず、国家試験の問題文に着目する。介護福祉士国家試験では、介護実践の基盤となる教養、倫理的態度、技術などの知識を問われる問題や、事例を通じ介護

職のとるべき対応を問われる問題などが13項目に分けて出題されている。試験問題には、「長期臥床」(第31回問題48)、「冷罨法」(第31回問題59)など難解な専門用語が多く用いられる。設問形式は以前に比べ改善され、2012年第24回以降、五肢択一式に統一されている(三枝2018)。しかし、候補者にとって、指示理解の困難がなくなったわけではない。第31回の試験を見ると、指示形式は「最も適切なものを1つ選びなさい」というものが最も多くみられる。この場合、選択肢の中には一見適切に見えるが、「最も適切か」と言われると正答とは言えない「ひっかけ」が選択肢に含まれることがあり、候補者をよく悩ませている。

さらに、指示の中にある条件と選択肢を結びつける能力を要する問題もある。例えば、事例問題で「Jさんに対する長期目標の方向性として最も適切なものを選びなさい」(第31回問題66)という指示がある。選択肢の中には短期目標、生活の目標など色々な目標があり、どれが「長期目標」に当たるのか読み解かなければならない。

このように候補者は、専門用語や、介護や諸制度に関する知識の習得に加え、国家試験の問題では「何」について「何を」聞かれているのか読み解く日本語力をつけなければならない。

次に、行っている支援について概観する。平田が学習支援を担当している2名の候補者は、以下の表5に挙げた内容を国家試験対策として学習している。①専門

的な漢字語彙の習得は、佐野ほか(2013)で報告されている漢字語彙学習シート(以下、トレーニングペーパー)を用いている。教員は、1日10個程度の漢字語彙を学習範囲としたトレーニングペーパーを作成し、訪問授業の際に習得状況を確認している。

就労1年目は、候補者から「先生、トレーニングペーパー難しい」という声が毎回聞かれた。就労2年目から「トレーニングペーパーは難しいけど、テスト(JICWELSの通信添削による定期テスト)の漢字がわかります。」といった前向きなコメントも見られ始めた。就労2年目の後半になると、より積極的にトレーニングペーパーに取り組むようになった。2名の候補者は、2018年4月から2020年5月現在までに、480日分のトレーニングペーパーをこなしている。②国家試験の出題形式による問題演習は、市販のテキストである『クエスチョン・バンク介護福祉国家試験問題解説』(以下、クエスチョン・バンク)を使用

している。これは、日本人で介護福祉士の国家試験合格を目指す人のために書かれている問題集である。実際の国家試験では、ほかの日本人受験者と同じ問題を解かなければならないため、国家試験と同じ出題形式の問題を読み解く力をつかなければならない。そのため就労1年目から少しずつ国家試験の演習問題に取り組んでいる。

また、候補者は③ JICWELS提供の教材『外国人のための介護福祉士国家試験対策2020 新カリキュラムⅡ』(以下、新カリキュラム)の項目別テキストを使用しながら、自律学習も進めている。このテキストは、外国人介護人材向けに書かれているものである。候補者は、このテキストで学習し、年に7-8回の通信添削テストを受ける。施設側にとっては、この通信添削の結果が国家試験対策の学習の指針となる。就労1、2年目は、このJICWELSの通信添削テストの対策に自習時間の大半を費やしていた。

表5 国家試験対策としての学習内容

学習内容	教材	学習方法
①専門的な漢字語彙の習得	トレーニングペーパー (教師作成)	<ul style="list-style-type: none"> ・教師作成の語彙リストで1日10-12語彙ずつ覚える。 ・トレーニングペーパーで覚えた語彙の確認をする。
②国家試験の出題形式による問題演習	日本人向けのテキスト (クエスチョン・バンク)	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者の自律学習(予習) ・訪問授業時に読み合わせ
③JICWELSの通信添削テスト準備のための学習	外国人向けのテキスト (新カリキュラム)	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者の自律学習 ・訪問授業時に不明点の確認

(3) EPA候補者が抱える学習困難点

本節では、実際に2019年5月の訪問授業で取り組んだ演習問題を事例に、EPA候補者が抱える学習困難点について(1)カタカナ語の習得、(2)概念の理解に焦点を

当てて紹介する。

候補者は、まず、日本人向けに書かれているクエスチョン・バンクの問題に取り組んだ。その時の問題を以下に示す。

リハビリテーションの理念を表す用語として、最も適切なものを1つ選びなさい。

1 機能回復訓練

2 就労移行支援

3 全人間的復権

4 地域定着支援

5 特別支援教育

『クエスチョン・バンク介護福祉士国家試験問題解説2018』p.137より抜粋

候補者は、まず「リハビリテーション」を「リ・ハ・ビ・リ・テ・ショ・ン」とカタカナ一文字ずつに分けて読み上げ、読み終えた後でもそれがカタカナ語の「リハビリテーション」で、英語の「Rehabilitation」と同じであるという理解には達しなかった。しばしの間があってから、「リハビリテーション=rehabilitation」であると気づいた。候補者は2名とも「あー、カタカナ、わからない。発音ちがいます。」と述べている。

カタカナ語の問題は、正和会の候補者に限らず、他のEPA候補者にも共通の課題のようである。デウィ(2018)は、EPA看護師という当事者としての立場から同様の指摘をしている。デウィは、カタカナ語は英語話者にとっては、英語の発音が念頭にあるため、日本語の発音になじむことができず、漢字より難しいと報告している。

国家試験で用いられるカタカナ語につ

いては、外国人受験者に対する配慮の一環として、2013年の国家試験以降、「ハヴィーガースト(Havighurst,R.)」のように、外国人名等に原語が併記されるようになった。しかし、「ワークライフバランス」「パーソナリティ」「レクリエーション」「リュックサック」「キャスター」など試験問題には、原語併記されていないカタカナ語も数多くある。これらのカタカナ語は候補者にとって、カタカナの発音から原語にたどり着く術はなく、新たな語として習得しなければならない。

また、言葉の意味ではなく、概念自体の理解が問題となることがある。上記の演習問題で、「リハビリテーションの理念」とは何かを尋ねると、候補者は英訳し「Philosophy of rehabilitation」と答える。しかし、その言葉が指す内容はわからないと言う。そこで、テキストの説明を読むことにした。テキスト説明文は次の通りである。

リハビリテーションは単なる機能回復訓練ではない。
心身に障害のある人々の「全人間的復権」（人間的尊厳、権利などの回復）を
理念とし社会への参加や自立を促し、生活の質の向上をもたらすものである。

『クエスチョン・バンク介護福祉士国家試験問題解説2018』p.138 より抜粋

候補者は2名とも「全人間的復権」がわからないため説明がわからないと言った。候補者Aは「人はわかります。人間はわかりません。でもどうして人間」と述べ、候

補者Bも同じく、「人間的も復権もわからない」と述べている。そこで、外国人介護人材向けに書かれた新カリキュラムのテキストも確認した。

リハビリテーションは、名誉回復の意味もあり、人間としての権利を回復する
全人間的復権をめざしています。

『外国人のための介護福祉士国家試験対策2020 新カリキュラムII介護-1』p.37 より抜粋

「全人間的復権」は、「リハビリテーション」というものの考え方を集約した用語である。しかし、日本人向けのテキストも外国人向けのテキストも、この専門的な用語を候補者が理解できるように説明されているとは言い難い。候補者は「全人間的、いつ使いますか」「復権は、いつ使いますか」と質問を続けた。自律学習の際にわからない言葉があるとどうしているか尋ねると、自分で調べるが英訳を読んでもわからない言葉も多いという。また、忙しい職員に聞くのが悪いと感じ、聞きにくいとのことである。なぜなら、聞きたい語彙や項目は1つ2つではなくたくさんの「わからない」があるからだそうだ。

この国家試験の問題演習でのやりとりから浮かび上がった問題は2点ある。まず、候補者は漢字語彙だけでなくカタカナ語も習得しなければならないということである。また、国家試験の問題は専門

的で難解な用語が多く、それらの用語を理解するには自律学習では十分に理解できないこともあり、理解を助ける支援が必要であるという点である。

これまで、正和会の候補者を事例に国家試験対策の学習支援について述べてきた。国家試験合格を目指すEPA候補者にとって、施設による国家試験受験に向けた学習支援は、大きな役割を占める。介護の専門家である施設の職員、日本語教師が連携をとり効率的な学習支援体制を整えなければならない。正和会では、施設の職員と大学の日本語教師と連携を取り学習支援をしているが、必ずしもどの法人や施設もそれが整えられるわけではない。また、連携が取れている正和会であっても、地理的に離れたところに住んでいる日本語教員による訪問授業はどうしても時間的制約を受けやすく、支援に十分な時間がかけられないという課題も

ある。

先に紹介した湯沢市にある他のEPA候補生の受け入れ施設では、ハローワークを利用して定年退職した元教員を日本語指導スタッフとして募集・採用している。採用された人材は、施設のある地域の住人で地域の事情にも詳しく、毎日のように施設にてEPA候補者や技能実習生への日本語学習支援を行っている。今後、このような地域人材を活用した取り組みも必要なのではないだろうか。

3-2. 岩手県における技能実習生受け入れの事例(岩手県大槌町社会福祉法人堤福祉会)

本節では、岩手県大槌町の社会福祉法人堤福祉会が運営している特別養護老人ホーム三陸園(以下、三陸園)で受け入れている技能実習生について、2020年2月に行った訪問調査をもとに施設における受け入れの体制や課題について述べる。

三陸園では、2019年5月末からモンゴル人の技能実習生を2名受け入れている。この2名は2019年3月に日本に入国し、講習を受けた後三陸園での実習を開始した。技能実習生の受け入れの経緯について総合施設長の芳賀潤氏に話を聞いたところ、芳賀氏は真っ先に東日本大震災の影響を挙げた。震災前から介護人材の不足が続いていたところに、震災でさらに状況が悪化したという。求人を出しても人が集まらないことから、法人では日本人学生に対し介護福祉士養成施設での学費の支援や生活費の貸付を行い、卒業後に

は同法人で就労してもらうという奨学金制度を設けるなど、人材不足解消のための対策を講じており、その一環で以前から外国人材の雇用も視野に入れていたそうである。技能実習に介護職が追加されてからは、多くの管理団体から声がかかる中、モンゴルから介護の技能実習生を受け入れている管理団体と縁があり、法人としては初めて外国人介護人材を受け入れることになったという。

(1) 受け入れ体制の整備

三陸園では、技能実習生の受け入れに対し、事前の受け入れ準備や指導体制の整備(生活、実習)、生活のサポートが行われている。事前準備としては、実習担当者による介護職種の技能実習指導員講習の受講のほか、実習生が実習する現場となるユニットで働く職員を対象にした勉強会の開催、会議等での実習生の受け入れの周知など、施設全体で職員の意識化がなされた。一方、技能実習生に対しても、入国後約2か月にわたって入国後講習を受けている間に、講習の休日を利用して、施設見学や利用者とのふれあい、周辺地域や入居予定のアパート、近隣の商業施設の見学などの機会を設け、実習開始前から生活に慣れるための工夫がされていた。

また、生活面については、アパートの家電等生活用品はすべて支給し、家賃についても半額を法人側で負担するなど、技能実習生の生活環境を整えると同時に、経済的負担も軽減している。通勤につい

でも実習生1人1人に電動自転車を支給し、雨や雪など悪天候時には職員による送迎も行われており、非常に手厚くサポートがされている。通勤に対する支援については、大槌町の地域性の影響も大きいようである。大槌町は震災で甚大な被害を受けており、施設周辺には復興工事中であったり地盤沈下を起こしたりしている箇所もあり、総じて街灯が少なく、道路は未舗装の部分も多い。雨天時には道路が冠水してしまうという状況だという。熊が出没することもあり、また、技能実習生が女性2名であるということもあって、安全面の確保には十分注意を払っているとのことであった。また、地域の消防団の活動や祭りなど地域行事への参加を通し、積極的に地域住民に技能実習生を紹介し、地域の理解を図っているという。その背景には、技能実習指導員がいない生活の場では、ごみの出し方など地域住民から教えてもらうことも多くなるため地域との交流が必要であること、地域住民に顔を覚えてもらうことで防犯にもつながり安全対策が強化されることなどの狙いがあるとのことであった。

最後に、買い物支援についても触れたい。最寄りのショッピングセンターまでは7キロ離れているということで、通常はバスを利用しているそうである。最初は職員が付き添いバスの乗り方を教えたという。また、重いものや大量に購入する場合など、職員が定期的に買い物に連れていくなどの配慮もしているそうである。

(2) 実習体制と指導内容

三陸園に着任してから約三週間の間は、介護の参考書を参考にしながら技能実習指導員の指導の下で、実技と座学が行われた。以下の表6は、実習開始直後の実習生のスケジュールである。訪問調査時に三陸園から提供された資料を基に作成した。なお、実際のスケジュールには実習生のために、すべての漢字にルビが振られている他、実習生や担当する実習指導員の氏名等が記載されており、実習生の理解のための配慮がなされている。

この表を見ると、実習の早い段階から、食事介助などの必須業務の他、食事準備や食堂の片づけなどの関連業務についての指導が行われていることがわかる。技能実習生の2名は、2人とも同じユニットに配属され、同時に指導を受けているという。当初は別々のユニットに配属するという案も出たそうだが、一緒の方が実習生も安心するだろうし、コミュニケーション上の問題も助け合えるのではないかとということで、同じ配属にしたとのことであった。実際、2名のうち、より日本語力の高い実習生が、実習指導員から受けた指導や説明を、もう一人の実習生にモンゴル語で通訳している場面も多いという。日本語力が高いとされる実習生はすでにN3に合格しており、N2についても合格点まであと数点だったとのことである。実際に訪問調査時に施設で本人に直面し、日本語で会話をしたときも日常会話には全く問題ないレベルであった。もう一方の実習生はN4合格のレベルとのことである。

表6 実習のスケジュール例

時間	日課表	13日(月)	14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)
7:30	朝食					
8:30	出勤	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助
9:00		食堂片付け	食堂片付け	食堂片付け	食堂片付け	食堂片付け
9:30		座学・実技	座学・実技 (整容)	座学・実技 (移動の介助)	座学・実技 (移乗介助)	座学・実技 (入浴介助)
11:30		食事準備	食事準備	食事準備	食事準備	食事準備
12:00	昼食介助	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助
12:30	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩
13:30		ミーティング	ミーティング	ミーティング	ミーティング	ミーティング
14:00		座学	座学・実技 (衣類着脱)	座学・実技 (食事介助)	現場	現場
16:30		食事準備	食事準備	食事準備	食事準備	食事準備
17:00		食事介助	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助
17:30	退勤					
18:00	夕食					

会話においてはスピードや語彙の選択など、かなり日本人側の発話調整をすれば、何とか伝わるという状況であった。実習生2名を同じ場所に配属したことが、結果的に日本語力の弱い実習生に対しても指導内容をしっかりと理解させる上で有効であるようだ。

訪問調査を行った2020年2月の時点では、三陸園での実習が5月に開始されてから約9か月が経過していた。すでに、受け入れた実習生は2名ともパソコンを使い介護記録も書いているとのことである。ローマ字の指導から始めたとのことだが、記録の指導をすると、本人たちは自発的に自宅に帰ってからも習ったことを勉強していたという。現在では、実習生が書いた記録にあまり手を入れる必要がなくなってきたとのことである。実習生に話を聞いたところ、利用者とのコミュニケーションを取ることがとても楽しい

と話してくれた。最近では、利用者の話す方言もかなり理解できるようになってきたという。利用者が服を着た状態で、「いんずい」というと、それはどこか着心地が悪いという意味だと教えてくれた。日本には働くために来たのだから、今はできる限り日本語や介護技術を身につけたいと話していたのが印象的であった。

(3) 実習生に対する評価

三陸園にとっては、現在受け入れている2名の実習生が初めての外国人であり、受け入れの決定を伝えられた際には、戸惑いと不安が広がっていたようだ。しかし、実際に技能実習生を受け入れてみると、彼らの働くモチベーションの高さに驚かされたという。日々実習生の指導にあたっている実習指導員は、彼らの学びの意欲について、以下のように述べている。

やる気は日本人以上にあります。学びたい、働きたい、教えてください、私がやります、は本当に自分たちが真似しなきゃならないぐらい。すごいですよ、意欲。なので、逆に本当に自分たちが刺激される。このままじゃダメだっという焦りがあります。教える側でも。(技能実習は)やっぱり、ただただ働く労働者とはまた違うんですね。制度的にも。なので、根拠がある指導して行かなきゃいけないので、指導する方もどうしてこういう風な介助をするのか、本当に根拠から教えて行かなきゃいけないので。自分達は知って当たり前じゃなきゃならないというところでのいい刺激に。本当に学びたい意欲があるので、何でそうしたの、何でそうするの、さっきはこうしたのに何でこうするのってすごい質問してくるんですよ。なので、やっぱりそれに答えられなきゃならないですね。

(2020年2月16日 実習指導員)

上記のコメントでは、実習生がいかに意欲的に仕事に取り組んでいるかだけではなく、彼らの指導にあたることによって、日本人職員の刺激にもなっていることが非常に強く語られている。教えることにより、指導する立場にある日本人職員にとっても、学びの場になっていることが窺える。同実習指導員は、今回の実習生に教えた経験が、今度は日本人の新人職員に教える際にも役に立つと述べていた。また、実習生は土日の勤務や、慣れれば夜勤にも入りたいとのことで、施設側は、今後実習生が職員の確保がしにくい時間帯における貴重な戦力となることを大いに期待しているようである。

(4) 実習指導における課題

実習生の働きぶりを評価する一方で、施設側にとっては実習指導を続ける上での課題も認識されている。まず、指導者側にかかる時間的な負担である。今回が初めての実習生の受け入れであり、制度上必要な手続き等、これまでに経験のない業務であるため、日々、情報を収集し確認しながら進める必要がある。また、実習生との日本語でのコミュニケーションに難しさが残り、意思伝達に時間がか

かるという。指導の際には、実習生が理解できない言葉がある度に、辞書で一つ一つ確認しなければならず、基本的な技術を教えるにも、非常に多くの時間が割かれるという。コミュニケーション上の課題に対しては、漢字にルビを振り、文は短くゆっくりと、簡単な単語を使って話などの工夫をしているそうである。また、利用者とのコミュニケーションを想定し、方言についても教えるようにしているとのことである。日本語の理解さえできれば、介護技術の習得には全く問題がないとの意見であった。ただ、2名の日本語や介護技術の習得には個人差があるため、個人の特性に応じた配慮が必要とのことである。

もう一つの課題としては、生活習慣の違いや孤独感への対応など、生活面での懸念が挙げられていた。実習開始当初は、米や魚を食べる習慣がなく、食べ物が口に合わず、施設の給食に全く手を付けないこともあったという。職員が実習生の好物を差し入れたり、職員が食事やドライブに連れ出したりするなど、なるべく実習生だけで放置しないようにしているとのことであった。

最後に、施設が技能実習生を受け入れるにあたり、受け入れ施設が最も必要としている支援について触れたい。外国人材を受け入れるにあたり、行政に期待する支援について施設側に問うたところ、財政援助であると即答された。すでに役場や県庁、衆議院会館等を訪問しその必要性を訴えているとのことである。技能実習生の家賃負担をできるだけ軽くすることが人材の勧誘には効果的であるが、事業所だけで賄うには負担が大きく、行政が補填するという制度設計を強く求めるとのことであった。外国人を受け入れるというのは施設にとってはリスクもあり、受け入れのための補助金があれば、技能実習生の生活環境や日本語学習環境の整備を進める上では非常に有効だという。本研究班の調査でも、外国人介護人材の日本語教育や生活環境整備において行政に求めるものは助成が最も多いということが明らかとなっている。実際に受け入れを行っている施設にとっても、行政による財政支援が強く望まれている。

以上、本節では岩手県にある三陸園における技能実習生の受け入れ事例について述べた。訪問調査から明らかとなったのは、実習指導員を始めとした職員のこまやかな配慮である。買い物や通勤のための交通手段の提供や、孤立化させないために余暇を実習生と楽しむ工夫などがその一例である。公共交通機関の利用が限られる環境においては、こういった配慮が、実習生1人1人の生活の質を向上させるのだろう。それが結果として外国人

材の定着や人材確保につながるのではないか。

5. おわりに

本稿では、現在日本国内において外国人介護人材受け入れについての4つの枠組みや、実際に介護人材を受け入れている施設における支援の実践例について紹介した。秋田県における外国人介護人材の受け入れの場合、給与など待遇面ではどうしても大都市には敵わない。しかしながら、本稿で紹介した2施設のように、日本語学習環境の整備や、きめ細やかな生活支援など、賃金以外のメリットをどのように打ち出せるかが、今後外国人介護人材の誘致には重要な要素となってくるだろう。

折しも、昨年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行となった。そこには、在留外国人との共生多文化共生社会の実現のために日本語教育が重要であることが明記され、また、国、地方公共団体、事業主がそれぞれ、日本語教育の推進や学習環境整備に努めることが求められている。世界的な人材獲得競争が激化している介護分野において、外国人に日本語習得を求めるだけでなく、受け入れ側がいかに学習機会を提供できるか、支援体制の強化が急務である。

謝辞

本研究は独立行政法人日本学術振興会の課題設定による先導的人文学・社会科学的研究推進事業の委託を受けて行われた

研究成果の一部である。調査へのご協力ならびに、施設名の公表についてもご許可くださった医療法人正和会及び社会福祉法人堤福社会の皆さまに感謝申し上げます。

注

- 1) 受け入れ要件や受け入れ枠組みの詳細については、厚生労働省2020a「インドネシア・フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れについて」を参照のこと。
- 2) EPAの看護人材については、秋田県内で1名の国家試験合格者がいる。
- 3) 3年の実務経験の後に国家試験を受験するルートその他、フィリピンとベトナムには2年以上介護福祉士養成施設で介護を学び、国家試験を受験するという就学コースもある。しかしながら、就学コースについては、フィリピンは2011年度以降送り出しを行っておらず、ベトナムは2014年度の受入れ開始当初から送り出しを行っていない。
- 4) 「日本語能力試験(JLPT)」の概要については以下を参照のこと。<https://www.jlpt.jp/>
- 5) 「介護技能実習評価試験」については、シルバーサービス振興会「外国人技能実習制度における介護技能実習評価試験」を参照のこと。<http://www.espa.or.jp/internship/care/>
- 6) 訪問調査は、学内の倫理審査委員会の審査を経て、協力施設からの研究協力への同意を得た上でを行っている。

引用文献・資料

秋葉丈志・嶋ちはる・平田友香・橋本洋輔,
2020「外国人介護人材受け入れに関する秋

田県内の施設の意識調査」『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要』第11号, 57-70.

秋田県健康福祉部長寿社会課, 2019「外国人活用ニーズ調査結果について」<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/45727>.

医療情報科学研究所『クエスチョン・バンク介護福祉士国家試験問題開設2018』メディックメディア.

外国人技能実習機構, 2019「平成30年度業務統計」https://www.otit.go.jp/gyomutoukei_2018/.

神村初美(2017)「外国人介護人材のための持続可能な日本語教育—EPA介護士を起用した「日本語アシスタント」の試みを通して」『2017年度日本語教育学会春季大会予稿集』245-250.

神村初美(2019)「日本の福祉をめぐる外国人材受け入れの諸相」神村初美(編著)『介護と看護のための日本語教育実践：現場の窓から』ミネルヴァ書房, 1-29.

厚生労働省, 2020a「インドネシア・フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れについて」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html.

厚生労働省, 2020b「令和2年3月介護技能評価試験・介護日本語評価試験の試験結果」<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000624807.pdf>.

厚生労働省, 2020c「外国人介護人材の受け入れの仕組み」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html.

国際厚生事業団, 2020「経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受け入れ説明会」(第1部資料)<https://jicwels.or.jp/?p=12708>.

国際交流&日本語支援Y, 2019『外国人のため

- の介護福祉士国家試験対策2020 新カリキュラムⅡ介護-1』光洋スクエア.
- 国際交流基金, 2020「国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)2020年3月テスト実施概要報告」<https://www.jpfi.go.jp/jft-basic/report/index.html>.
- 三枝令子, 2018「世界に開かれた資格試験—介護福祉士国家試験のあり方」宮崎里司・西郡仁朗・神村初美・野村愛(編著)『外国人看護・介護人材とサスティナビリティ 持続可能な移民社会と言語政策』くろしお出版, 108-117.
- 佐野ひろみ・杉山朗子・橋本洋輔・中川健司, 2013「EPA看護師候補生のための医学術語トレーニングペーパー」『2013年度日本語教育学会秋季大会予稿集』350-355.
- 出入国在留管理庁, 2016「平成28年入管法改正について」http://www.immi-moj.go.jp/hourei/h28_kaisei.html.
- デウィ・ラッハマワティ, 2018「当事者の視点からEPAを振り返る—10年目の節目にあたって」宮崎里司・西郡仁朗・神村初美・野村愛(編著)『外国人看護・介護人材とサスティナビリティ 持続可能な移民社会と言語政策』くろしお出版, 185-197.
- 東北厚生局, 2019「介護福祉士養成施設の一覧(東北厚生局所管)」https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shinsei/shido_yosei/kaigofukushi_shisetsu.html.
- 日本介護福祉士養成施設協会, 2019「介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業」<http://kaiyokyo.net/news/2019/000718/>.
- 法務省, 2019「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」, http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html.
- 三橋麻子・丸山真貴子, 2019「国家試験合格を目指すEPA候補者へのストラテジーを促す日本語教育とは—介護施設での日本語教育の実践を通して」神村初美(編著)『介護と看護のための日本語教育実践：現場の窓から』ミネルヴァ書房, 215-235.
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究事業報告書(平成30年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業)」https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_07/houkatsu_07_5_5.pdf.

男鹿のナマハゲ行事の観光化と外部者参加の受け入れ

成 澤 徳 子

要旨

秋田県を代表する民俗行事のひとつ「男鹿のナマハゲ」は、1978年に国の重要無形民俗文化財に指定され、2018年には「来訪神：仮面・仮装の神々」のひとつとしてユネスコの無形文化遺産に登録された。この40年間にナマハゲ行事は、少子高齢化による担い手不足や迎え入れる家の減少といった要因によって半数近くの集落で途絶えた。本稿では、ナマハゲ行事を実施している3つの集落での調査に基づき、観光客や外国人留学生などを助っ人として行事に取り込んでいる事例や、行事の再開や再興の契機に地域への移住者が重要な役割を果たしている事例等から、行事の継承に関する現状と課題を整理する。

キーワード：男鹿のナマハゲ、無形文化遺産、継承、観光、外部人材

Issues with Outsiders' Participation and Tourism in “*Oga no Namahage*”

NARISAWA Noriko

Abstract

"*Oga no Namahage*", one of the folk events representing Akita Prefecture, was designated as an important intangible national folk cultural property in 1978, and a UNESCO intangible cultural heritage as one of "*Raiho-shin*, ritual visits of deities in masks and costumes" in 2018. During these forty years, *Namahage* events have been disrupted in nearly half the local communities in Oga due to factors such as lack of successors caused by the declining birthrate, aging society, and a decrease in the number of households inviting them. I discuss the current issues regarding the succession of *Namahage* events, based on my surveys conducted on the residents of three communities. There were cases of tourists and foreign students being incorporated into the events as assistants, and cases in which newcomers played important roles in the resumption or revival. While local people have already been flexibly adapting to the social changes, seeking successors among unrelated people from outside, and especially accepting women as *Namahage* performers are essential elements for local people which disrupt the very foundation of the events.

Keywords: *Oga no Namahage*, folk event, succession, tourism, external human resources

1. はじめに：来訪神行事の観光化は可能か？

秋田県の男鹿半島に伝わる民俗行事「男鹿のナマハゲ」は、2018年11月、他の国内7県9行事とともに「来訪神：仮面・仮装の神々」としてユネスコ(国連教育科学文化機関)の無形文化遺産に登録された。登録を記念して2020年2月7日に男鹿市で開催された「来訪神サミット2020 in Oga」では、10件の来訪神行事のうち8行事¹⁾の保存会関係者が一堂に会し、一般参加者約500人が傍聴するなか、行事の保存や継承に向けた意見を交わした。

同サミットのシンポジウムで最初に行事紹介をおこなった「甕島のトシドン」(鹿児島県)の保存会会長は、大晦日の行事を見学しに島へ訪れる観光客への対応について、次のように否定的に言及した。「ご覧のとおり、日本海側は冬になりますと季節風が吹いてですね、けっこう船が欠航するんです。それで私はいつも、来なさんな、と。わざわざ遠くから見に来なくてもいいやうて言うんですけれども、どうしても見たいと・・・」。

説明を聞けば、郷中教育(薩摩藩伝統の異年齢集団間の縦割り教育)による子どもの躰を目的としたトシドン行事は、門外不出であり、観光客に対する実演や商標使用なども禁じている。離島の不便な交通・宿泊事情もさることながら、そもそも地元ではトシドンを観光資源として地域振興に結びつけようとはしていない。ユネスコ無形文化遺産に登録されたことで²⁾全国から押し寄せるようになった観光

客や取材者に対し「できるだけ来ないでください」と伝えているが、相当数の見学希望者が毎年訪れるという。

男鹿のナマハゲ行事に類似する「遊佐の小正月行事(アマハゲ)」(山形県)の地元でも、観光客の増加はあまり歓迎されていない。理由は、女鹿集落³⁾のアマハゲ保存会会長いわく、交通の不便さや、前年に不幸があり行事をおこなえない家が年々増えていることに加えて、「神事なものですから、邪魔が入ってもまずい」という点にある。

来訪神行事は、正月や季節の節目に、仮面・仮装をモチーフとした異形威風の神霊が現れ、家々を訪れては子どもや怠け者を戒めたり、人びとの災厄を祓い、地域に幸福をもたらす伝統行事である⁴⁾。ユネスコ無形文化遺産登録の影響や課題は行事によって様ざまであるが、共通する点として、伝承地は何処も地方の小さなコミュニティであり、財源も少なく、少子高齢化や人口減少の影響による行事の継承課題を抱えている。

国の文化財や無形文化遺産の指定を受けた祭礼は、観光による地域の振興と結びつけられやすい。一方で、来訪神行事は都市祭礼などと異なり、外部者に対して「見せるもの」ではない。集落全体の祭祀というよりも、各家の年中行事の側面が強く(福原2018: 24)、家廻りをすることもあり、総じて秘匿性が高い(小林2019: 7)。加えて、離島の伝承地であれば、観光客を受け入れるための交通手段や宿泊施設も限られる。

すなわち、来訪神行事は本質的に、観光になじまないものである⁵⁾。

しかしながら、観光化になじまないということは、必ずしも閉鎖的であることを意味しない。本稿では、ナマハゲ行事の観光化の難しさを指摘した上で、ナマハゲ行事の開放性をめぐる取り組みの状況についていくつかの事例を検討し、伝統と継承のジレンマの一例として、ナマハゲ行事をめぐる研究の課題の提示を試みたい。

2. ナマハゲ行事の観光化

来訪神行事は、前述したとおり、行事そのものの観光活用には向かない性質のものである。前出のとおり、「甕島のトシドン」の保存会会長も「トシドンは門外不出」と指摘しており、保存会は行事の観光面への活用は考えておらず、薩摩川内市もその考え方を尊重している(上川201: 16)。

実はナマハゲも、過去には門外不出の行事であった。男鹿市と若美町によって1977年に実施された男鹿のナマハゲ行事の実態調査によれば、北浦地区の真山集落の関係者は「過去は内外不出で、どんな人を見せてくれと頼んでも、それが許されなかった。しかし現在では、心ある者や、報道関係者には見せている」と回答している(男鹿市・若美町1981: 104)。

男鹿では、1950年代以降の観光化を通じて、伝統行事のナマハゲが民芸品などの観光資源「なまはげ」として商品化された。また、真山神社で毎年開催される「な

まはげ柴灯まつり」での「なまはげ踊り」や「なまはげ太鼓」の実演、1990年代に開館した男鹿真山伝承館でのナマハゲ行事の再現など、観光客に見せるための「ナマハゲ」が観光文化として創造された(平2008: 33-34)。

しかし、その男鹿においても、年中行事としてのナマハゲに外部者を受け入れることは容易でない。

ユネスコ登録を契機に、ナマハゲ行事の観光活用について新たな試みがなされている。例えば、男鹿市観光協会が、地域の協力を得ながら、観光客が大晦日に集落のナマハゲ行事を体験できるツアー(募集型企画旅行)⁶⁾の実施を始めた。同ツアーは「男鹿で最もプレミアムな体験を」と銘打つとおり、観光客は見学だけでなく、男性であれば(女性はナマハゲを穢す者として古くから禁じられている)希望すれば自らもナマハゲ役として行事に参加することができる。

ツアー参加者は、12月31日午後1時にJR男鹿駅をバスで出発し、なまはげ館と男鹿真山伝承館を見学、早めに夕食をとった後、地域のナマハゲ行事に同行する。日帰りコースと、行事参加後に地元のホテルへ宿泊する1泊コースがある。

初回の2018年は、各コース15名(計30名)が募集され、4日で締め切られるほど好評で、申し込みの多くは東京都や埼玉県など県外からであった(朝日新聞2018)。

ユネスコ登録直後であった2018年大晦日のツアーに比べて、2回目となる翌2019年のツアーは、各コース20名(計40

名)の募集に対し、計5名しか申し込みが集まらなかった⁷⁾。5名のうち、1泊コースに申し込んだのは1名のみで、ツアー企画の採算がとれないため計画を変更し、ツアー客5名とも日帰りコースに参加してもらった。男性客は計4名で、そのうち、ナマハゲ役に扮することを希望したのは1名のみであった。残り3名のなかには外国人も1名いたが、東京在住で日本語が堪能であったため、行事見学に支障はなかった。

ツアー客が支払う旅行代金の一部は、彼らを受け入れた集落に還元される。ナマハゲ役を務めるか見学のみにするかを、ツアー客が申込時に選び、その結果をもって、男鹿市観光協会が集落と調整するわけだが、受け入れてくれる集落を探すのはそれほど簡単ではなく、男鹿市役所の職員の関係先などをあたるという。

2018年のツアーでは、4つの集落が受け入れに協力した。翌2019年は3つの集落にツアー客を受け入れてもらう予定であったが、ツアーの参加者が少なく1泊コースが中止されたため、日帰りが難しい場所にある1集落を除き、2つの集落での受け入れが決まった。

参加者が少ないにもかかわらず、受け入れ集落が複数ある理由は、見学者の受け入れについては承諾しても、彼らがナマハゲ役に扮することは認めない集落があるためである。同ツアーはあくまで、行事の保存伝承に活かすためというより、観光イベントではなく大晦日の伝統行事を実際に体験したいという観光客の要望

に応えるために催行されている。

3. ナマハゲ行事の秘匿性と開放性

上述のとおり、本来、ナマハゲ行事は他の来訪神行事と同様に、その地域に暮らす人びとの行事であり、地域外の第三者が介在する性格のものではない。例えば、1977年の実態調査(男鹿市・若美町1981)の回答票を見る限りでも、各集落のナマハゲ行事において、外部参加者は基本的に受け入れていなかった様子が窺われる。それが、約40年後の2015年の実態調査(男鹿市教委・男鹿市菅江真澄研究会2017)では、行事を実施している83集落⁸⁾のうち、8つの集落が外部者の参加を認めていると回答した。どのような外部者の参加を認めているか、回答票の記載のまま転記すれば、以下のとおりである。

「市外県外の友人」

「メンバーの紹介による飛び入り参加を認めている」

「他町村観光客も参加を認めている」

「観光客に飛び入りでナマハゲの体験をさせたことがある」

「観光客等参加自由」

「外国からの留学生にもナマハゲをやってもらう。外国人のノリは最高」

「飛び入り参加も可」

「飛び入り参加も認めている」

外部者の参加可能性について明示的に回答しなかった集落もあり、83集落のうち8集落だけが外部者を受け入れている

ということではないが(上述のツアーを受け入れた集落は、いずれも上記8集落に含まれていない)、依然として、ナマハゲ行事への外部者参加には一定の制約があると言ってよいであろう。なかには、見知らぬ観光客ではなく、「友人」や「メンバーの紹介」など、集落の住人との何らかの関係性が、行事への参加につながるケースもある。

4. 外部者参加受け入れの実例

以下は、主に、男鹿の集落の代表らが、2019年10月19-20日に学外学習で男鹿に訪れた国際教養大学の学生に話した内容であり、学生らに同行した筆者による書き取りに基づいている。

(1) 外国人等の受け入れ

外部者の参加受け入れには、観光客のほか、日本人学生や外国人留学生の受け入れがある。根岸・長谷川(2019: 74-75)では、ナマハゲの役割を外国人に開放した珍しい取り組みを近年おこなっている事例として、椿地区の双六集落を紹介している。双六集落は、20年ほど前に双六ナマハゲ行事保存会を立ち上げ、その代表に三浦幹夫氏が就任してから、内外から批判的な意見を受けながらも、外国人を含む外部参加者を積極的に受け入れている。本稿では、三浦氏が外部者の受け入れを考えたきっかけについて紹介したい。

なお、三浦氏によれば、双六集落の人口は現在102人(15世帯)で、集落には高

校生が1人いるが女子のため、ナマハゲ役を担える若者は1人も残っていない。自身の子どもの同様に、町内の子ども世代が皆、秋田市や東京方面へ就労のために移住し、ナマハゲ役を担う若者がいなくなった。現在のナマハゲ役は保存会のメンバー5人で、平均年齢70歳である。

三浦氏は、外部参加者の受け入れを考え始めた当時、母校の男鹿海洋高等学校で教鞭をとっており、ナマハゲ太鼓同好会(現郷土芸能部)の顧問をしていた。双六集落のナマハゲ行事の後継者をどのように探していこうか考え、教え子に応援に来てもらうなかで、大学生や留学生にナマハゲ役を一番やりたい人がいるのではないかという考えに至ったのが約10年前だという。そこで、県内にある秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学や、隣県の東北大学などを訪問して依頼を始めた。最初に受け入れが実現したのは、南米2カ国、コロンビアとウルグアイからの留学生、計5人であった。ウルグアイ出身の男子留学生について、受け入れ時のようすを三浦氏は以下のように振り返った。

髪の毛がチリチリで、うまい具合にちょっとこう、顔がごつい方で、お面が要らないくらいの、さらにお面を被ってもらって、ちょっと練習させたんです。ナマハゲの「ウォー、ウォー、泣く子はいねが」という風に教えたら、いとも簡単に、大きないい声を出してね。そいで、ナマハゲいいねと振ったら、すぐやりたいと。じゃあ俺と一緒にや

るか、と。赤と青と、二人で結んで、わたしの隣で一緒に振る舞いをしてくださいと。実際にやったら、いい声を出して。後で各家々を回って歩いたら、「今年のナマハゲはすごく怖かった」と。「どちらのナマハゲ」と聞いたら、青鬼だって。いやあ、わたし、負けましたね。本人にも「ナマハゲいいね、また来年も来てください」という話をしたら、ほんとに嬉しがってね。「また来るよ」と言って、来なかったけどね。あのノリを見て、誰でも外国人の方が、日本人よりナマハゲに向くんじゃないかなと、そう思いました。

留学生に初めてナマハゲ役を任せた結果、外国人がナマハゲ役に適しているという手応えを三浦氏が感じた主な理由が、学生の声量と声質であることがわかる。男鹿のナマハゲ行事においては、かつて、ナマハゲ役の選任に、声量と声質が重要であったと指摘する先行研究があり⁹⁾、同じことが外国人参加者についても当てはまるということは、ある意味では当然のことかも知れない。

三浦氏が、前回(2018年)の大晦日に受け入れた参加者のうち、一番印象に残っていると語るのが、地中海の島国であるキプロス出身の男子大学院生(国際教養大学)である。彼について、こう振り返る。

身長が高くて、180ちょっと上くらいで、顔の彫りも深いし、髭も生やしているし。何世帯かを回ってもらったんです。

そしたらね、お酒は入るし。彼はおかわりしてましたね。普通はおかわりしないんだけど、我々もしないんだけど、やっぱり日本人と外国人の違いかなあと。いいなあと思いましたね。ナマハゲのお膳も、わたしはできるだけ1回ぐらいいは食べるように心がけてるんです、せっかく準備してくれているので。彼は箸の使い方はあまり上手じゃなかったんだけど、「うめえなー！」って。「うまい」じゃなくて「うめえなー！」と。だからその家の人は、外人だとは思わなかったって。そういうことで、わたしは、外からの人、ナマハゲをやりたい人は誰でも、ナマハゲをやらせています。

かつてのナマハゲ役の選任においては、酒の強さ¹⁰⁾や体格の良さも重要であった。ここでも、三浦氏は、外国人であるか否かに関係なく、ナマハゲ役に伝統的に求められる資質をもって、当該大学院生の参加を高く評価したのである¹¹⁾。三浦氏にとっては、「地元の人が知らない相手の方がかえっていい。外国人も含めているんな声で入っていくから、双六のナマハゲは怖くて迫力がある」(朝日新聞2020)のである¹²⁾。

三浦氏はさらに、伝統的には決してナマハゲ役になれない女性の参加について次のように述べた。

大晦日の本番に、女性にお面をつけさせてナマハゲをやらせたいんだけど、

わたし批判されるんです。この地域の三浦幹夫が、また変なことをしてると。なので去年は、大晦日のナマハゲが一旦終わった後に、女の子にお面をつけてもらった。これからはずっとわたしが生きているあいだ、ナマハゲをやっていきますが、5人も順番に1人ずつ減っていきますのでね。わたしが最後に残るかはわかりませんが、助っ人を常に考えています。だから男鹿のナマハゲを続けられる範囲で、最後の独りになっても、わたしは続けていきます。

三浦氏が「また変なことをしてると」、再び批判される可能性があると言るのは、女性ではなく男性であっても、よそ者や外国人にナマハゲ役を担わせることに対して、いまだに批判的な意見もあるからであろう。

(2) ナマハゲ継続のモチベーション

上述の三浦氏は、ナマハゲ行事を継続するモチベーションについて、次のように述べている。

一年に一度よりやらなければ、横のつながりが薄れるじゃないですか。なので、わたしの場合は、メンバー5人で何かイベントとかあるたびにみんなで協力して、たまにはお酒を飲んだり、ナマハゲの話をしたり、地域の話をしたりして、衰退させないようにしているんです。年に1回以外は、大晦日以外はやってないという地域はほんとに

だんだん廃れていってるんです、逆に。わたしは廃れないように、横のつながりを大事にしているだけで。観光用のもありかなと。

また、船川地区の羽立駅前集落において、ナマハゲ行事の中心的人物の一人である40代の男性、鎌田直哉氏は、ナマハゲを続けるモチベーションについて、次のように語った。

一旦途切れた期間はあったんですけど、何年か前に復活したきっかけは、自分の子どもたちにナマハゲを見せておきたい。大人になってから、ナマハゲあったよね、と思いをちゃんと残してもらいたい。もうひとつは、この地域がナマハゲをやっている地域なので、伝統として残しておきたいという気持ちで。(中略)家にナマハゲくると怖くて、押し入れに隠れたりして。わたしの場合は3人兄弟で、押し入れに隠れて、フーンとおいがしてきたら、一番下の弟がうんこもらしてた。そういう思い出も作ってもらいたい。

他方で、鎌田氏が「伝統」について次のように語ったことにも注目したい。

当事者としては、まあ外向けには伝統、伝統って言っていますが、あまり伝統って全然考えてはいない。要は、続けようっていうだけ。とりあえず、いまやっているナマハゲをずっと続けて

いけたらいいなあ、ぐらいにしか考えていない。それを実際どうやったらつなげていけるかとか、そういうところは考えているんですけど。古くからやっているナマハゲを、とか伝統とかって意識してやったことはないかなあ。普段やって毎年やってる、当たり前前を当たり前前に続けていけたらなあ。絶対に昔からの面じゃないといけないというこだわりはあまりない地区。

すなわち、当事者にとって(少なくとも鎌田氏にとって)、伝統は、「子孫代々に受け継がれなければならない文化的遺産」などといった大げさなものではなく、親父や爺さんの代から続けている「当たり前前前」の行事」なのである。そこにあるのは義務感ではなく、生活の中に溶け込んだ自然な営みなのではなからうか。「伝統の本質は何か」ということを考える際には、このことを心にとめておく必要があるであろう。

表1 男鹿市のナマハゲ行事実施集落数
(計148集落=100%、男鹿市調べ)

2012年	77 (52.0%)
2013年	82 (55.4%)
2014年	81 (54.7%)
2015年	79 (53.4%)
2016年	86 (58.1%)
2017年	85 (57.4%)
2018年	92 (62.2%)

(出展)稲2019: 16

(3) 移住者による再興の例

男鹿では、伝統行事のナマハゲを継承するための方途の模索だけでなく、過去に途絶えてしまった行事を復活させる取り組みも見られ、行事を実施する集落数は近年増加傾向にある(表1)。ここでは、男鹿市に移住した60代男性による取り組みの事例を挙げておきたい。

船川地区の増川は、ゲストハウス男鹿のオーナー三浦豊氏が中心となり、男鹿市地域おこし協力隊員の協力も得て、2018年にナマハゲ行事を12年ぶりに復活させた集落である。行事を引き継ぐ若者がいなかったところを、男鹿市地域おこし協力隊員に依頼し、SNSを通じて全国の若者に呼びかけ、文化を学ぶワークショップなどを開催して行事を実現させた。ゲストハウス男鹿はそうした活動と人材交流の拠点になっている。

秋田市出身の三浦氏は、若い時からダイビングが好きで、男鹿にはよく来ていたが、8年前に増川へ移住した。木工家具の職人で、通りに面したギャラリーと工房を探していた三浦氏は、雑貨と建材を扱うホームセンターの走りのような店だった建物を買い取り、秋田市内から5年間リフォーム作業に通い、観光客がオーシャンビューとマリンスポーツを楽しむことのできる宿を完成させた。アウトドアスポーツをおこなってきた経験から、自然が好きで、自然を大事にする気持ちが強いという。

全国から集まる宿泊客には、企業勤めを辞めて自転車やバイクで日本一周、自

分探しの旅をしているような若者も多い。外国人の宿泊客も全体の1割ほどいて、言葉の壁はあるが、日本語をある程度勉強してくる人も多い。男鹿半島はまだ自然が豊かなので、マウンテンバイクの大会など、アウトドアスポーツの大会が開催できる市にしたいという目標をもち、そのための横のつながりをつくっているところだという。

いま、体験型の旅行をする人が増えてきており、例えば台湾の小さな旅行代理店が子どもたちを体験型で受け入れるという話を知人から聞いたため、海外の旅行代理店にも、宿で提供している男鹿の自然を体験できるアクティビティをアピールできればと考えている。そうしたアクティビティの発想には、若い頃に、沖縄県の西表島のホテルでダイビングガイドとして働いていた時の経験(ガザミ捕り)などが生かされている。

そんな三浦氏は、現在、大晦日の行事のためのナマハゲ面を製作中だという。作るのは初めてで、誰かに習ったわけではない。集落に残っていた写真を参照して、まず半分程度作った。この集落の面は20年ほど前から無く、伝承館(なまはげ館)には2つ残っている。昨年ナマハゲ行事を再開したときに、市販されている面が使われるのを見て、この集落の面はもう無いと聞き、新たに作ろうと提案した。山から木を運んで、伝承館に保管されている面を見て、特徴を掴みながら作っている。面の塗装も植物性の自然塗料にこだわっているとのことである。

ナマハゲの面は、ナマハゲ行事にとって最も大切なもののひとつであるが、そうした面の制作に、移住者が主体的に関わっているのである。前出の羽立駅前集落でも、男鹿市地域おこし協力隊員(増川集落の事例とは別の隊員)が協力して面を刷新した。鎌田氏によると、羽立駅前のナマハゲ行事は一時途絶えながらも、なんとか続けられている。2つの面は一昨年に、協力隊員と一緒に新しく制作したものである。それまではプラスチック製の面を使用していた。裏にキャッチャーミットなどを貼っているため、かなり重さがあり、長く使っていたので、角も壊れてきた。そこで、集落のなかで、面を新しくしようという話になった。そのときに、美術大学を卒業して男鹿に赴任した協力隊員の新聞記事を見て、せっかくだから隊員に協力してもらい、みんなで作ったら話題にもなるのではないかと考えたという。

面のデザインは隊員に任せたが、その際に、氏神様がいる八幡神社のことなど、羽立駅前の歴史を調べてもらった。すると、この地域は昔から雨が降らず、池に地蔵を投げたりして雨乞いをし、龍神を祀っていることなどがわかった。比較的新しい地域だということで、龍をナマハゲにしてもよいのではないかとという提案を受け、デザインを隊員と集落の住人で話し合っただけで決めた。隊員は、地元の子どもたちにも新しいナマハゲ面に愛着をもってもらおうと考え、眉毛の形や目の色などを子どもたちからも提案しても

らった。

5. おわりに

以上に見たように、来訪神行事は観光化になじまないものの、男鹿のナマハゲ行事の事例から、外部者の受け入れには、各集落の文化、さらには関係者の個人的事情に左右される要素があることがわかる。移住者が行事の再興の中心人物となっているケースもあり、興味深い。男鹿では現在、ナマハゲの担い手不足もさることながら、ナマハゲを迎え入れる家の減少をより深刻に受けとめている集落もある。今後の研究においては、ナマハゲ行事の継承に関与するアクターの多様性に着目し、行事の本質への理解につとめて、伝統文化の継承の実相にさらに迫っていきたい。

謝辞

本稿は、日本学術振興会「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」(実社会対応プログラム「人口減少社会における包摂と継承—『最先端』秋田からの提言」)の委託を受けておこなわれた研究成果の一部である。学生の受け入れと調査にご協力頂いた男鹿の皆様に感謝申し上げます。

注

1) 「宮古島のパーントゥ」および「見島のカセドリ」を除き、来訪神行事8件(「甕島のトシドン」「男鹿のナマハゲ」「能登のアマメハギ」「遊佐の小正月行事」「米川の水か

ぶり」「吉浜のスネカ」「薩摩硫黄島のメンドン」「悪石島のボゼ」)の保存会・自治体代表が出演した。

- 2) 1977年に国の重要無形民俗文化財に指定された「甕島のトシドン」は、ユネスコの無形文化遺産としては、2009年に単独で登録され、2018年に再び「来訪神：仮面・仮装の神々」のひとつとして登録された(福原2018: 8-10)。
- 3) 1999年に国の重要無形民俗文化財に指定された「遊佐の小正月行事(アマハゲ)」は、山形県遊佐町吹浦地区の女鹿・滝ノ浦・鳥崎集落に伝わる民俗行事で、昭和12年頃までは1月15日におこなわれていたが、現在は滝ノ浦が1月1日、女鹿が1月3日、鳥崎が1月6日と実施日が異なる(遊佐町教育委員会2019: 25)。三集落のアマハゲ保存会会長によれば、1月3日に行事をおこなう女鹿集落に観光客が集中しやすい。
- 4) 文化庁の「別紙1『来訪神：仮面・仮装の神々』の提案概要」(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2018/11/29/a1411125_02.pdf)および小林(2019: 5)を参照。
- 5) もちろん例外もある。宮城県登米市東和町米川地区に伝わる「氷川の水かぶり」は、毎年2月の初牛の日におこなわれ、毎年、約5千人もの観光客に沸く、一大観光行事となっている。「しめなわ」と被り物をまとった奇形な姿の者たちが、火災除けを願って沿道の家々に水をかけながら社寺等を参詣する火伏せ行事で、厄払いや新たに地域の集団に迎え入れる男性の成人儀礼と通過儀礼の意味も有する(小野寺2019)。
- 6) 「男鹿で最もプレミアムな体験を。大晦日に行われる男鹿のナマハゲ行事を体験する！プレミアムツアー(2019年)」(<https://>

oganavi.com/news/2019/11/01132833/)。

- 7) 2019年ツアーについては、2020年6月5日に男鹿市観光協会のスタッフにおこなった聞き取りの内容である。2019年の申し込みが少なかった要因のひとつとして、宿泊施設の変更によるツアー料金の大幅な値上げが考えられる。男鹿なびに掲載された同ツアーのポスター内容を比較すると、2019年の日帰りコース(夕食付き)1名当たりの旅行代金23,000円(小学生以下21,000円)は、前年の18,000円(大人・子ども同一料金)に比べて5,000円(小学生以下は3,000円)値上がった。2019年の1泊コース(夕食・朝食付き)1名当たりの旅行代金45,000円(小学生以下35,000円)は、前年の23,000円(小学生以下15,000円)に比べて倍増している。
- 8) 調査記録の行事实施集落数が本稿の表1の数字と一致しないのは、集落によって1～2年の行事中止などがあるため。数年間(2012～15年)で見た場合、行事を実施しているのは計83集落である(天野2017: 92)。
- 9) 1938～39年に北浦地区の相川集落で調査した高橋(1941: 3)によれば、ナマハゲ面を被る者はその年の災難から逃れるという信仰があり、ナマハゲに扮することを誰しも念願する傾向が見られた。加えて、1987～88年に同集落で調査した李(1989: 288-289)によれば、ナマハゲに扮する動機には、普段言い出せない願い事を目上の者に約束させる効果があること、あるいはナマハゲに愛着を感じ、それを演じることが好きな者もいる。従って、まだ担い手の青年が大勢いた時代は、一定の尺度でナマハゲ面の被り手が選ばれていた。例えば、訪問の際に、大きな声を出して予祝言葉を唱えたり、子どもを脅か

しては戒めたり、また時には座興を添えるために歌などを歌ったりするので、特に声が大きく良い者が歓迎される傾向にあった(高橋1941: 3)。

- 10) 三浦氏によれば、ナマハゲ行事の実施率が低下した背景には、少子高齢化による担い手不足以外の要因もある。例えば、ナマハゲが酒を飲み過ぎて帰りに川に落ちたため、ナマハゲ行事の実施を止めた集落があるという。
- 11) ナマハゲは面を被るため、容姿のみでは外国人であると判別されにくい。にもかかわらず、留学生の顔の彫りの深さや髭の濃さ、強度のくせ毛、身長の高さといった日本人離れした外見の特徴も、三浦氏が思う「いいナマハゲ」の要素として語られた。それは、三浦氏およびこの地域の住民がもつナマハゲのイメージとも関係があると思われる。

男鹿のナマハゲの起源には諸説があり、主として、漢の武帝説、異邦人漂流説、修験者説、山の神説、アマノジャク説、罪人説などが伝承されている(稲2019: 21-22, 90-102)、三浦氏は双六のナマハゲ行事の由来について「ナマハゲは、遭難船から助かったロシア人の髪ボサボサで、その形相が鬼のようだったと小さいときから聞いていた」(男鹿市2017: 47)と記している。こうした起源説の信仰も、三浦氏がナマハゲ役として外国人留学生の受け入れを発案し、集落に受け入れられた素地であろう。

- 12) 三浦氏が外国人留学生受け入れの着想を得た背景には、海外で働いた自身の人生経験も関係している可能性がある。彼は高校を卒業後、神奈川の水産会社でマグロ漁船の乗組員として世界を回った。約10年で退社し地元に戻った際に、先輩か

ら声を掛けられたことが、ナマハゲを本格的に始めたきっかけだった(日本経済新聞2018)。

引用文献

朝日新聞, 2018,「ナマハゲ 本物知る機会 無形文化遺産に登録」, 2018年12月30日, 19面.

朝日新聞, 2020,「ナマハゲ存続へ『外の人』受け入れ 交流に期待」, 2020年1月22日, 21面.

天野荘平, 2017,「ナマハゲ行事の現状をどう見るか—これからも行事の伝承を続けるため」男鹿市教育委員会・男鹿市菅江真澄研究会編『男鹿市の文化財 第19集 重要無形民俗文化財 男鹿のナマハゲ—行事実施状況調査報告書(付・講演記録ほか)』92-97頁.

稲雄次, 2019,『ナマハゲを知る事典』, 終風舎.

上川雄之, 2019,「甌島のトシドン—地域ぐるみで子供を育てる年神様」『月刊文化財』第666号, 15-16頁.

男鹿市・若美町編, 1981,『記録 男鹿のナマハゲ 第2集』.

男鹿市教育委員会・男鹿市菅江真澄研究会編, 2017,『男鹿市の文化財 第19集 重要無形民俗文化財 男鹿のナマハゲ—行事実施状況調査報告書(付・講演記録ほか)』.

小野寺和伸, 2019,「氷川の水かぶり—先人の思いを伝える火伏せの奇祭」『月刊文化財』第666号, 27-28頁.

小林稔, 2019,『「来訪神」行事の保存と活用』『月刊文化財』第666号, 4-8頁.

平辰彦, 2008,「男鹿のナマハゲ系儀礼における観光と民俗—エコミュージアムの視座を通して」『雪國民俗』第33号, 31-46頁.

高橋文太郎, 1941,「男鹿のナマハゲ」『旅と伝説』第14巻3号, 1-12頁.

奈良環之助, 1971,「秋田の正月行事—男鹿半島」文化庁文化財保護部編『無形の民俗資料 記録 第14集 正月の行事 4』平凡社, 59-69頁.

日本経済新聞, 2018,「ナマハゲの継承に尽力 大切な文化、後世に」電子版, 2018年11月30日(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO38364860Q8A131C1000000/>).

根岸洋・長谷川綾子, 2019,「男鹿のナマハゲ行事の変容と外部参加者受け入れの動向」『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要』第9号, 65-79頁.

福原敏男, 2018,「無形文化遺産の来訪神行事」, 保坂達雄・福原敏男・石垣悟『来訪神 仮面・仮装の神々』岩田書院, 5-39頁.

遊佐町教育委員会, 2019,「遊佐の小正月行事—神訪れる三集落の三行事」『月刊文化財』第666号, 25-26頁.

李活雄, 1989,『鬼の研究—鬼の系譜論的な考察と民俗像』筑波大学文学博士学位論文.

「秋田の竿灯」と外部参加者に関する基礎的検討

根岸 洋・上野 祐衣・熊谷 嘉隆

要旨

江戸時代の「ねぶり流し行事」を原型とする「秋田の竿灯」は、1980年に国の重要無形民俗文化財に指定された文化遺産である。1931年に発足した秋田市竿灯会は妙技会を初めて開催し、その後「竿燈」の用語が広く用いられるようになった。実行委員会が主催する「竿燈まつり」となったのは1965年以降である。現在行事の後継者不足は顕在化していないものの、今後の少子高齢化が予想されることから、若年層確保のための取り組みが幾つか行われている。また本行事に外国人参加についてのガイドラインは設置されておらず、国際教養大学およびその前身であるミネソタ州立大学秋田校の竿燈会という組織単位で、外国人留学生が継続的に参加している。他方、各町内会の竿燈会のメンバーになるためには町内に一定期間住むことが求められるため、滞在期間が限られる留学生にとってはハードルが高いのが現状である。

キーワード：竿灯行事、竿燈まつり、重要無形民俗文化財、後継者不足

“*Akita no Kanto*” and External Participants

NEGISHI Yo, UENO Yui and KUMAGAI Yoshitaka

Abstract

“*Akita no Kanto*”, which originated from the “*Neburi-nagashi*” folklore event of the Edo period, is a cultural heritage designated as important intangible cultural property in 1980. The performance competition of *Kanto* was first held by the *Kanto* society of Akita city. The term “*Kanto*” later became widely used. “*Kanto-matsuri* (festival)” has been sponsored by the executive committee since 1965. While the successors of this event are not lacking today, several projects attempting to secure younger generations aim to tackle the decreasing birthrate and aging society in the near future. Since no guideline exists for the participation of non-Japanese people in this event, a number of international students have been continuously participating as members of the *Kanto* club of Akita International University and its predecessor, Minnesota State University-Akita campus. On the other hand, it is difficult for international students staying at Akita city for a limited time to join in the *Kanto* society of each neighborhood association (“*Chonai-kai*”), because it is highly required for them to stay at each town for a period of time.

Keywords: *Kanto* Event, *Kanto* Festival, important intangible cultural property, shortage of successors

1. はじめに

「秋田の竿灯」は昭和55年(1980年)に国の重要無形民俗文化財に指定され、東北三大祭りにも数えられる秋田県を代表する夏祭りである。8月3日～6日の四日間毎年100万人以上の観光客が訪れることから、観光資源としての魅力や価値が多くメディアによって報じられて来た。

本稿は、竿燈行事を外部参加者との関わりという視点から見つめ直すための基礎的研究である。本行事の文化財、すなわち「秋田の竿灯」としての特徴については、行政のみならず行事当事者によって調査研究が行われ、いくつかの研究成果が出版されている。それらには参加者の枠が次第に拡大していった歴史的経緯が記録されているため、「人口減少社会において、伝統的な祭礼や行事が近い将来どのような形で継承されていくべきか」を研究課題とする筆者ら(根岸・長谷川2019、本紀要の成澤論文)にとって重要な調査データと言える。

本行事には筆者らが所属する国際教養大学の外国人留学生が演技者として参加しており、中には複数回参加する留学生も報じられている¹⁾。主催団体である秋田市竿燈会のみならず、行事参加者としての外部参加者をも研究対象に加えることで、本行事の将来的な継承のあり方についても考える手がかりとしたい。

他方、令和2年(2020年)度の「竿燈まつり」は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえて中止となった²⁾。本行事が中止となったのは戦時中の1938～1945年以来

初めてであるが、県内外の様々な祭りが中止となったのは極めて異例の事態と言える。もちろん本行事の場合、祭としての実施は中止と表明されたものの、伝統行事そのものが押し並べて中止になったわけではない。しかし年間で最も多くの観光客を集める「竿燈まつり」が中止となることで、県内の観光業界に与えるダメージは計り知れない。

本行事の個人練習も新型コロナウイルスの感染が収束するまでの自粛が呼びかけられており、県をまたいだ移動も長く中断されていたため、行事の継承に与える影響は思った以上に大きくなるかもしれない。特に全国最速のペースで少子高齢化が進む秋田県においては、伝統継承のあり方そのものを再検討せざるを得ない局面に来ていると言えよう。

かような状況において、外部参加者との関わりに着目して本行事の過去と現在を振り返ることは、今後の継承のあり方を探る上で一定の意義をもつと考えられる。本稿では筆者らの問題意識と研究目的(1)を踏まえ、行事の歴史および文化財としての特徴と移り変わりの観点から、竿燈行事および竿燈まつりの先行研究についてまとめる(2)。次いで平成30年(2018年)12月に実施した、参加単位と行事参加者に関する聞き取り調査をもとに本行事の参加形態について論じる(3)。また担い手の現状と課題についても考察し(4)、今後の研究の方向性について予察を加える(5)。

2. 竿燈行事の先行研究

(1) 竿燈行事の歴史

竿燈行事の起源は諸説ある³⁾が、堀田正治氏の著書(1967・1983・1995)や秋田市竿燈祭り実行委員会の公式WEBサイト⁴⁾では、睡魔払いのお盆行事である「ねぶり流し」行事の一つと説明されている。以下、堀田(1995:50)、秋田市民俗芸能伝承館(編)(2003)および秋田市竿燈会編(2012)を元に、竿燈行事および「竿燈まつり」の歴史を略述しておきたい。

その成立時期について史料の検討を行った堀田(1995)は江戸時代中期の宝暦年間(1751～64年)と推定しており、お盆行事に関連する高張提灯や高灯籠などから生まれたと論じている。国学者の津村淙庵(正恭)が著した寛政元年(1789年)の紀行文『雪の降る道』には、長い竿を十文字に構え、それに灯火を沢山つけて、太鼓を打ちながら町を練り歩く様が記されている。五穀豊穡や技芸上達を祈って、七夕と共にお盆を迎える為の行事として発展した民俗行事と考えられ、いわゆる風俗慣習に分類できる。

江戸時代における久保田城の城下町(現在の秋田市中心部)は侍町である「内町」と町人町である「外町」に分かれており、いわゆる「竿燈行事」は江戸時代中期以降に外町に広まったとされる(3で後述)。江戸時代後期には、藩主も足を運ぶほどの城下の名物行事に発展した。ただし江戸時代から大正時代にかけて、「ねぶり流し」、「七夕祭り」、あるいは「星まつり」

と呼称されていた。

「竿燈」の名称が初めて使われたのは、明治14年(1881年)のことである。明治天皇の秋田巡幸に際して、秋田市長などを務めた大久保鐵作が北宋代の禅書「景德傳燈録」にある「百尺竿頭須進步」からヒントを得て名付けたとされる(堀田1995:88-89)。明治初期まで「ねぶり(眠り)流し」と呼ばれていた名称が、次第に「竿燈」に変化したことは確からしい。明治時代には街中で行われる祭りとして盛況を極めていた。特定の時期に行われる行事に、祭りとしての色彩が加えられたと考えられる。

竿燈行事は明治～大正時代に場所の変更や何度かの中断を含むも続けられ、昭和に入って主会場が千秋公園となり、他県からも見物客が訪れる秋田市を代表する行事となった(秋田市竿燈会編2012)。昭和6年(1931年)に結成された秋田市竿燈(竿燈)会⁵⁾を母体に、妙技を競う「竿燈妙技会」が初めて開催され、県外での妙技披露(「出竿」)も実施された。これらに相まって「竿燈」の名称が広く普及するようになった。

昭和13年(1938年)～昭和20年(1945年)の間は中断されていたが、昭和21年(1946年)に復活してからは秋田市観光協会が協賛するようになり、また昭和41年(1966年)に実行委員会方式となってから祭りの規模も拡大した。テレビの普及や観光客の増加、県外でのPRや海外公演で知名度が上がり、観光資源としての性格が強められたと言える。

(2) 文化財としての特徴と移り変わり

「竿燈行事」は秋田市に根付いた文化遺産である。その「ねぶり流し行事」としての本質的価値は、観光資源としての側面が加わったとしても変わっていないものと考えられる。本行事は、秋田市竿燈会を保護団体とする「風俗慣習」として位置づけられていることに留意しておきたい⁶⁾。

本行事は昭和41年(1966年)3月30日に「秋田の竿燈」として秋田市指定文化財に指定され、昭和55年(1980年)1月28日に「秋田の竿灯」として国の重要無形民俗文化財として指定された(秋田市教育委員会(編)1983)。無形文化財としての真正性(authenticity)を定義づけることは本行事に限らず難しいが、先行研究では祭具と職人、伝承される竿燈技および竿燈囃子、あるいは竿燈に関わる儀式が挙げられている(秋田市民俗芸能伝承館編2003)。

本行事の無形文化財としての根本は変化していないと考えられるものの、付随する要素は歴史的に移り変わってきたと考えられる。

第一に名称である。既に1で述べた通り、本行事の名称は江戸時代の「ねぶり流し」から現在の「竿燈」へと移り変わったとされる。その変容過程において、「竿頭」、「かん灯」(昭和30年【1955年】～昭和52年【1977年】)および「竿灯」(昭和53年【1978年】～平成4年【1992年】)と呼ばれていた(秋田市民俗芸能伝承館編2003)。明治～大正時代の新聞記事においては、「竿燈」と記載されつつも「ねむりながし」と

ルビが振られていたが、次第に「かんとう」という読み方に変容したとすることらしい。国による文化財指定後に「竿灯」表記となるが、平成4年以後は「竿燈」表記に統一されることとなった。

第二に行事日程である。旧暦で開催された頃は7月6日に行われていたが、社会の要請に応じて変化してきた。昭和31年(1956年)～昭和38年(1963年)に2日間、昭和39年(1964年)に3日間となり、昭和63年(1988年)以降は8月4～7日の4日間となった。なお平成13年からは一日繰り上げられて8月3～6日となり、今日まで受け継がれている。

このほか祭りの場所や形式、衣装、提灯、竿燈に付随した催し物などが移り変わってきたことが、先行研究にまとめられている(堀田1995、秋田市民俗芸能伝承館編2003)。本節で触れた変化の多くは都市化や観光資源化に起因するものと推測されているが、風俗慣習としての特徴に何らかの変容があったかどうかは、行事の実際を担う各町内単位で判断すべきものであろう。

3. 竿燈行事への参加形態

(1) 参加単位

先行研究において竿燈行事は、江戸時代以来「外町」のものともみなされるのが一般的であった。堀田(1995:112-113)は、「竿燈に携わる人たちもその殆どが職人で、他は商人でも威勢の良い腕力のある魚屋さんや米屋さんたちであった」とし、

「昭和初期までの竿燈は職人とともに歩んできた」と論じている。昭和前半期までの「職人町」の様子と竿燈との関わりについては、長年差し手を務めた方の聞き取り(石井2004)から窺い知ることができる。

本行事の参加単位について、聞き取り調査の成果を付け加えておきたい。江戸時代から近代にかけて、「竿燈は商人や職人が行うものであり武家はやらない」という認識があったと言う。久保田城を中心に見て旭川の内側が武士の町である「内町」とすれば、外側が「外町」(町人町)にあたる。元来この「外町」で生まれ育ち、「外町」に住む者によって本行事が実施され、「外町」以外の人の参加者としての受け入れは認められていなかった。同じ町人町(外町)でも大町・茶町からは出竿されず、威勢の良い職人町から出されたと言う。

第二次世界大戦後に竿燈祭りの全国的知名度が上がってきた頃から、「外町」以外の町内も本行事に参加するようになった。具体的には、「外町」出身であっても「外町」近郊に住む者(主に「外町」に近い檜山登町の住民ら)が「外町」に働きかけて、昭和28年(1953年)頃から本行事に参加するようになった。その後、新屋や南通りも参加するようになり、徐々に参加町内が拡大していった。

また、昭和30年から40年代⁷⁾に企業の竿燈会(「職場竿燈」、堀田1995:144)が参加するようになった。「職場竿燈」(あるいは「企業竿燈」)で一番古いのは「秋田いすゞ」と秋田銀行であり、「当時の専務が

鶴の一声で竿燈会を結成した」とのことである。このような企業による竿燈のほか、「スポンサー(広告)竿燈」も多く見られるようになった。

さらに学校単位の竿燈会⁸⁾も結成された。「学校竿燈」で一番古いのは山王中学校の「郷土芸能クラブ」で、昭和44年(1969年)に発足したという。次いで旭北小学校は翌昭和45年(1970年)、旭南小学校は平成2年(1990年)にそれぞれ発足したものである。また平成7年(1995年)には秋田南中学が参加したが、この他にも幾つかの小中学校が参加している。各校の参加形態は変化に富んでおり、部活動や正課クラブ、竿燈期間前から募集して短期間の参加と、それぞれの学校で異なるらしい。近年では大学(秋田大学、秋田県立大学および国際教養大学)も参加するようになってきている。

2018年12月時点で把握されている参加団体は、38の町内会と36の企業・団体である。過去20年間、この参加団体数に大きな変化はないと言う。新団体を立ち上げるには多額の費用がかかってしまうため、今後参加団体の増加は見込まれず、既存団体が主となると予想されている。

秋田市竿燈会の立場としては、基本的に「やりたいという団体があれば受け入れる方針」を持っている。その一方でどんな団体でも参加可能というわけではなく、「竿燈には伝統的な技の習得も必要とされ、観光との棲み分けも必要」という考えから、保存会や竿燈会が参加団体を厳選する場合もあるとのことである。

(2) 行事参加者

本行事は演技場所および観光行事としての物理的制約もあり、演技側と見物側が明確に分かれる性格が強いものである⁹⁾。そのため、秋田県民や秋田市民であって本行事への参加者となるためには、(1)で触れた参加単位の一員となることが求められる。本項では女性と外国人に絞って、行事参加者の制限とその現状についてまとめておきたい。

まず竿燈の演技者(「差し手」)は男性に、それも長男に限られていたとされる(秋田市民俗芸能伝承館(編)2003:19)。本行事は神事ではないため女人禁制思想が強くないものの、禊の行事としての性格のためか、長く女性の参加は認められてこなかった。女性の参加は昭和42年(1967年)の企業による竿燈(「秋田日産」)が初めてで、その後増加傾向にあるものの「囃子方」のみに留め、特に大型の竿(「大若」)には触れさせない町内が多かったという(堀田1995:137-138)。女人を禁ずる性格については、国の無形民俗文化財指定を受けた昭和55年(1980年)に全国的な話題となった(前掲:135-136)。

秋田市竿燈会への聞き取り調査では、今日、女性の「囃子方」に占める割合はかなり高いという説明を受けた。現在でも女性参加を認めていない町内もあるものの、基本的に行事参加者は各町内会や団体が主体となって決めることなので、一律的に決められるものではないという。

次に、本論文の研究課題である外国人参加に関しての聞き取り調査成果をまと

めておこう。重要なのは、外国人の竿燈行事の参加を禁止する規定やその動きはないという点である。本行事に継続的に参加している外国人は国際教養大学竿燈会に所属する留学生であるが、本大学の前身であるミネソタ州立大学秋田校の時から外国人の参加自体は見られたらしい。つまり本行事は、少なくとも20年以上に渡って外国人留学生を参加者として受け入れているということである。他の類似行事と詳細な比較が必要であるが、柔軟な受け入れがなされている点は本行事の特徴と言えるのではないだろうか。

ただ、秋田市竿燈会では当該事例以外で、企業や団体による竿燈に外国人が参加した事例は確認したことがないという。町内会竿燈への外国人参加はハードルが高く、明文化されている訳ではないが「竿燈への強い情熱とその町内に長期間住む意思があるかどうか」が問われることになる。従って、中短期滞在の留学生や外国人は、少なくとも町内会による竿燈会に入るのが難しいのが現状である。

外国人留学生を竿燈行事に参加させるにあたり、当初は「行事の歴史や変遷をしっかりと学ばないままスポーツ感覚で参加するものが増え、竿燈の精神を継承してもらえないのではないか」という懸念があったと言う。そのため秋田市竿燈会では、25歳以下の若者を対象にした「竿燈セミナー」などの勉強会を定期的で開催し、外国人留学生も含む若者が竿燈の歴史や精神を学び、後世に継承出来るように取り組んでいる。

4. 行事の担い手についての現状と課題

秋田県内の他の無形文化財に比べると、県庁所在地である秋田市で実施される本行事は、後継者不足という文脈で取り上げられることが殆どないように思う。「竿燈まつり」の見物人からすれば、特に大学生以下の若い世代の活躍が目立つように感じられるためであろう。

しかしこれまでの歴史を振り返ると、古くから「囃子方」で後継者不足の問題があったことが見て取れる。「囃子方」も古くは男性のみに許されてきたが、笛・太鼓の後継者が不足するようになり、秋田市竿燈会では昭和28年(1953年)から一般に呼びかけて講習会を開くようになった(堀田1995:127)。今回行った聞き取り調査では、昭和50年前後に「囃子方」の人手不足が深刻化した際に、当時の秋田市竿燈会会長が女性を受け入れることを決断したということである。導入当初は年配者を中心に反対する声があったものの、深刻な人手不足から最終的にはやむを得ず女性の参加を受け入れることになった。つまり本行事に女性が参加するようになった背景には、行事に欠かせない「囃子方」の後継者不足があったのである¹⁰⁾。

次に、現代的な課題としての後継者不足について触れておこう。平成14年(2002年)の秋田市竿燈会による調査によると、町内竿燈会に所属する会員数は2,298名で、そのうち町内在住の会員は753名であった(秋田市民俗芸能伝承館(編)2003:23)。居住者割合は32.8%に過ぎず、三分の二は町外(県外も含む)参加

者ということになる。この時点よりも現在は市内の空洞化および少子高齢化が進展したと考えられるため、いわゆる「外町」に居住する町内参加者が減少していると推測される。

秋田市竿燈会によれば、現在、喫緊の後継者不足はないということであるが、今後ますます進む少子化や人口減少に相まって、「差し手」・「囃子方」の両方で担い手が不足するような事態が起こるであろうと予測している。特に大学卒業後、県外に就職する若者の人材流出を深刻に受け止めているとのことである。竿燈会に参加していた若者(「差し手」・「囃子方」)のうち、大学卒業後1、2年は行事に参加するため秋田に戻ってくる者もいるが、卒業後3、4年以降の参加率が極めて低いためである。

本行事の中心を担う参加者は40～50代が中心であり、その下の30代が少なく、10～20代の学生が多いのが特徴である。中心となる参加者が40～50代で比較的若い点も、他の伝統行事との相違点と言えるであろう。大学生以下の若年層・幼年層も含めた年齢構成について追加調査が必要であろうが、中心層と若年層の間の世代(20代後半から30代)の人材確保と、将来竿燈を担う若年層の人材確保と継承が現状の課題ということであった。

具体的な少子化対策のための議論はまだなされていないということであるが、既に行われている若年層の人材確保のための取り組みは重要だと考えられる。例えば、秋田市内の小学校で竿燈の講習を

毎年行っていることや、若者だけの妙技会の開催などが挙げられる。お囃子講習会を行った際には1000人を越える若者が集まった実績があり、「囃子方」の育成は今後も続けられていくであろう。各町内を対象にしたPR活動や講習、研修会が定期的に行われている。また、本行事をはじめとする郷土の民俗行事や芸能の保存伝承が行われている秋田市民俗芸能伝承館(ねぶり流し館)の、資料の整備や活用などを通して、竿燈祭りへの理解を深め、参加者を増やす取り組みも続けられている。

5. おわりに

本論は竿燈行事の先行研究を振り返り、秋田市竿燈会への聞き取り調査を通して参加形態と後継者についてまとめた基礎的研究である。これらの検討を通して、本行事が古くから都市化・観光資源化と共に移り変わり、特に江戸時代の「外町」の居住人口の減少に対応してきた歴史の一端が明らかになったと思われる。

町人町の風俗慣習としての本質を保ちつつも、参加単位および行事参加者の範囲を拡大することで担い手を確保し、見物人の増加にも対応してきたプロセスは、無形文化遺産の研究としても意義深いものである。早くから「囃子方」の担い手が不足していた要因は必ずしも明確ではないものの、女性参加を認めそれが今日まで受け継がれて来たことは、本行事および保護団体のしなやかな柔軟性を物語っている。大学を通して外国人留学生の

参加が認められて来たことも、同じ文脈の中で捉えうる。最終的に受け入れるに至った経緯の違いはあるにせよ、どちらの事例も行事としての柔軟性を示すものであろう。

本行事に限らず、多くの無形文化遺産は後継者不足の問題に直面している。伝統行事に外国人の参加を認めることには多くの困難を伴い、また外部参加者の受け入れによって文化遺産としての真正性が変容すると捉える見方も否定できない。人口減少社会の中で伝統行事が誰にどのように継承されていくべきかは、多角的かつ継続的に取り組む必要がある研究課題といえる。本行事については、受け入れ側である町内会や、外国人留学生を受け入れている大学の竿燈会についても研究対象とし、今後も聞き取り調査を継続する予定である。

謝辞

本論文は、日本学術振興会「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」実社会対応プログラム：「人口減少社会における包摂と継承—最先端秋田からの提言」の委託を受け、2018～2019年にかけて実施した研究成果の一部である。調査にご協力頂いた秋田市竿燈会の藤原賢一会長、並びに秋田市観光文化スポーツ部の河村勝課長補佐に御礼申し上げたい。

なお、論文の内容に誤りがあれば筆者らの責任に帰せられることは言うまでもない。

注

- 1) 「米留学生、竿燈妙技会で気迫の演技 秋田最後の夏、完全燃焼」『秋田魁新報』, 2019年8月7日
- 2) 「新型コロナで竿燈まつり中止決定 戦時中以外で初」『秋田魁新報』, 2020年4月13日、「社説 竿燈まつり中止 観光業支援に知恵絞れ」『秋田魁新報』, 2020年4月14日
- 3) 堀田正治(1967・1995)は竿灯行事の原型について、真夏の病魔や邪気を払う「ねぶり流し行事」とし、その起源に関して次の5つの説を紹介した。すなわち、①京都・大阪方面からの移入説、②佐竹氏が秋田に遷封される以前から存在したとする説、③佐竹氏が常陸から持ち込んだとする説、④佐竹氏の家老が作らせたとする説、および⑤大町の親方衆が米屋に行わせたとする説である。
- 4) 秋田市竿燈祭り実行委員会の公式ウェブサイト(<http://www.kantou.gr.jp/faq.htm>)を参照した。
- 5) 現在「秋田市竿燈会」と記載されているが、「竿灯会」の字をあてる先行研究もある(秋田市教育委員会(編)1983)。いずれかの段階で呼称の変更があったと考えられるが、本論執筆にあたっては未確認である。
- 6) 本行事に限らず、全国最多を誇る秋田県内の国指定無形民俗文化財について、「民俗芸能」と総称される傾向がある。しかし県による調査(秋田県教育委員会(編)1963・1985・1993)、および国際教養大学地域環境研究センター編(2013)において除外されているように、本行事は「民俗芸能」ではなくあくまで「風俗慣習」と捉えるのが適切である。なお「秋田の竿灯」は風俗慣習の中でも祭礼(信仰)に分類されるのに対し、「男鹿のナマハゲ」は年中行事に分類されている。
- 7) 「職場竿燈」が登場した年代について、堀田(1983:19)では明治41年(1908年)と記載していおり矛盾がある。
- 8) 「学校竿燈」が作られた背景には、「年々出居者だけで竿燈を維持していくことが困難」になったことが背景にあるとされる(堀田1995:160)。
- 9) 本行事の会場が秋田市の広小路にあった際には、見物人が押しかけて渾然一体となった雰囲気があったが、昭和47年(1972年)に竿燈大通りに移ってからは「演技する者と観客の間には判然とした壁が作られ」(堀田1995:148)たとされる。
- 10) 「囃子方」の成り手が不足した要因について追加調査が必要であるが、想定されるのは都市化に伴う「外町」居住人口の減少と、幼年・若年からの練習参加が困難な都市環境、さらに練習場所を見つけることが困難になったことも挙げられよう。

引用文献

- 秋田県教育委員会(編), 1963, 『秋田の民俗芸能』秋田県文化財調査報告書第2集
- 秋田県教育委員会(編), 1985, 『秋田県の民俗芸能』, 秋田県文化財調査報告書第134集
- 秋田県教育委員会(編), 1993, 『秋田県の民俗芸能：秋田県民俗芸能緊急調査報告書』, 秋田県文化財調査報告書第227集
- 秋田市竿燈会, 2012, 『国指定重要無形民俗文化財 秋田竿燈』, 平成23年度文化庁文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業
- 秋田市教育委員会(編), 1983, 『記録 国指定重要無形民俗文化財 秋田の竿灯』
- 秋田市民俗芸能伝承館(編), 2003, 『調査報告書「秋田の竿燈」七夕祭り・眠り流し行事』
- 石井甲蔵, 2004, 「竿燈は職人の誇りですね」, 『秋田・芸能伝承者昔語り』, 秋田文化出版,

頁131-144

- 国際教養大学地域環境研究センター(編),
2013,『文化庁助成事業 秋田県内における民俗芸能の調査研究事業報告書 秋田民俗芸能アーカイブス』
- 根岸 洋・長谷川綾子, 2019, 「男鹿のナマハゲ行事の変容と外部参加者受け入れの動向」『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要(特集 人口減少社会における包摂と継承—最先端秋田からの提言—)』第9号, 国際教養大学アジア地域研究連携機構, 頁65～79
- 堀田正治, 1967, 『秋田のねぶり流し—竿灯の歴史—』, 太陽印刷
- 堀田正治, 1983, 「竿灯の歴史と現状」, 秋田市教育委員会(編)1983, 頁2-40
- 堀田正治, 1995, 『竿燈の本』, 秋田文化出版
- 堀田正治, 2001, 『竿燈七十年、ねぶり流しへの想い』, 秋田文化出版
- 堀田正治(編), 1979, 『竿灯のはなし』秋田県総ガイドみちくさ秋田シリーズ, 秋田文化出版

Preserving Traditional Performing Arts in Aging Local Communities: Evidence from Akita Prefecture, Japan

NAKAGAWA Hideyuki and ISHIKAWA Machiko

Abstract

Despite their recognition as invaluable cultural assets, many traditional performing arts are on the verge of cessation due to the social and demographic changes in the hosting communities. Akita Prefecture, which has the largest number of nationally designated important intangible folk cultural properties but also the fastest population decline in Japan, is no exception to this trend. This paper provides the first evidence of a statistical association between the cessation of traditional performing arts and the demographic structure of the hosting communities. Based on a survey of traditional performing arts covering two decades, we find a partial and positive association between the fraction of young community members and continuation probabilities, whereas it was not correlated with the fraction of elder community members. The results suggest the need for a further scheme of preservation in remote areas experiencing rapid population decline.

Keywords: Traditional Performing Arts, Preservation, Population Decline, Akita Prefecture

高齢化地域における民俗芸能の継続に関する研究

—秋田県の事例から—

中 川 秀 幸・石 川 真知子

要旨

現在地域住民の高齢化、若年人口の減少により多くの民俗芸能の継続が危ぶまれている。全国最多の国指定重要無形民俗文化財が存在し、また人口減少率が最も高い秋田県でも多くの民俗芸能が同様の危機に瀕している。本稿ではこうした状況をふまえ、約20年にわたる民俗芸能の継続・廃止の記録と国勢調査による小地域の人口構造を紐づけ、統計分析を行った。分析の結果、民俗芸能継続の確率と年少人口の割合で正の弱相関が認められた一方、高齢者人口の割合とは相関が確認されなかった。これらの結果から民俗芸能の継承には実施地域の少子化という根本的な人口構造の問題に取り組む必要性が示唆される。

キーワード：民俗芸能、継承、人口減少、秋田県

1. Introduction

Cultural properties are important assets that have been nurtured over the course of a long history and handed down to the present generation (Fujii 1989). Japan is often referred to as “treasure house” of intangible cultural properties, where an estimated 20,000 to 30,000 folk performing arts exist (Grossman 2013). Acknowledging their value, the government enacted the Act on Protection of Cultural Properties to preserve them effectively. The traditional folklore performing arts, which exist all over the country and are mainly held by the local communities, are also included in the act. However, local community members age, fewer and fewer community members are willing or able to join in such activities, meaning that the cessation of traditional folklore performing arts is an imminent risk in Japan.

Akita Prefecture, which is located in the Tohoku region and has the greatest important intangible heritage in Japan, is no exception. Akita Prefecture is experiencing the fastest rate of population decline, with 1.48 percent per year, mainly due to the natural population decline of 1.11 percent per year (Statistics Bureau of Japan 2020). Traditional performing arts are disappearing in Akita as the population decline accelerates. Indeed, 38 folk performing arts in Akita reportedly ceased to exist in the 19 years from 1993 to 2012, which implies almost two folk performing arts disappear per year (Kumagai 2016). Mr. Nakata, a staff

member at the Folk Performing Arts Heritage Center in Akita City, described this alarming situation as follows: “Akita faces a serious aging society and a declining birth rate. In order to preserve folk performing arts in the future, local residents have to be aware of this critical situation and make efforts to keep those cultures one way or another.”

Numerous case studies of traditional performing arts at risk of cessation attribute demographic factors to their cessation (Aihara 2003, Hoshino 2011, Takasaki 2014, Kumagai 2016, Suzuki 2017). However, due to the difficulty in data construction, there is no statistical analysis that sheds light on the relationship between the demographic structure of local communities and the preservation of traditional performing arts. Given this close relationship between aging communities and the cessation of traditional folk performance arts, this paper quantitatively analyzes the correlation of the demographic structure of local communities and the preservation of traditional folk performance arts in Akita Prefecture. To the authors’ knowledge, this is the first statistical analysis of traditional folk performance arts from the demographic perspective.

2. Literature Review

A number of qualitative studies have connected the social and demographic changes in communities as well as the change in the operation of folk performing arts. Suzuki

(2017) reports how the local communities choose to preserve their *Hibakojin Kagura* in the towns of Saijo and Tojo in Shobara, Hiroshima Prefecture. Facing the increased burden per household due to population decline, the communities took one of three approaches: mergers of religious organizations, collective enshrinement, or the restructuring of ritual organizations. Suzuki (2017) points to the mitigation of the burden behind such changes in management. Hoshino (2011) documents how the communities that host *Kakeodori* of Shimo-Ina in Nagano Prefecture, *Hanamatsuri* in Aichi Prefecture, and *Kurosawa-no dengaku* in Aichi Prefecture struggle to survive as the population declines. Takasaki (2014) reports that members in the association for *Geihoku Kagura* in the town of Kitahiroshima in Hiroshima Prefecture are concerned about the decreasing number of younger members. Indeed, 64.4 percent of members showed a positive attitude toward promoting it as a tourism asset to revitalize Geihoku Kagura and Kitahiroshima. Aihara (2003) reports the issue of succession among the members of the preserving society for *Rokusainenbutsu* in Kyoto due to urbanization and the shift in economic activity from the agricultural sector to the industrial and service sectors, which requires less coordination among community members. Nakamura (1989) introduces four cases of preservation efforts due to social changes in communities: *Washinomiya Saibara Kagura* in Kuki, Saitama Prefecture;

Niiyama Ennen no Mai in Sakata, Yamagata Prefecture; *Imakuma Shrine Shishimai* in Hachioji in Tokyo; and *Fukura Dengaku* and *Warabioka Ennen no Mai* in Yuza, Yamagata Prefecture.

Extensive research on the preservation of traditional performing arts has also been conducted. Sugiyama et al. (2017) conducted a survey with 297 associations for traditional performing arts in Hamamatsu, Shizuoka Prefecture, to identify concerns and issues related to succession and preservation and constructed a database with the data. Roughly 70% of associations were concerned about the issue in terms of successors. The Board of Education in Akita Prefecture (1993) constructed an exhaustive list of 315 surviving traditional performing arts in Akita Prefecture and documented the detailed procedures for selected performing arts in 1991 and 1992. About two decades later, the Center for Regional Sustainability Initiatives (2013) at Akita International University constructed a similar surviving list as of 2010 based on The Board of Education in Akita Prefecture's (1993) work and additional lists provided by boards of education in municipalities in Akita Prefecture. The center also video-recorded performances for preservation purposes. Comparing the lists constructed in 1993 to those from 2010–2012, the center found that 38 preservation societies had stopped their activities (Kumagai 2016). When they developed a list of surviving traditional

performing arts in 2010, they conducted another survey on the issues related to the preservation and identified three main issues: an insufficient number of young successors, a lack of budget, and difficulty maintaining the value of traditional performing arts among community members. Although the survey asked for the subjective perceptions held by the chief members of the preservation association of each traditional performance art, it is important to note the similar issues found in many communities. Given Kumagai's (2016) findings, it is worth examining whether the change in the social structure of the communities is one of the root causes of the preservation difficulties.

This paper explores this association of community characteristics and the preservation of traditional performance arts. More specifically, we conduct a quantitative analysis of the association between the demographic structure of the community and the cessation/continuation result in Akita Prefecture over two decades as a case study. The research methodology and data for the analysis are explained in the next section.

3. Research Design

a. Conceptual Model

This paper examines the association between the demographic structure of local communities and the likelihood of the continuation of traditional performing arts between two time points in Akita Prefecture.

Consider the following Cox proportional hazards model:

$$h(t|x) = h_0(t) e^{\beta_1 x_1 + \beta_2 x_2 + \dots + \beta_p x_p} \quad (1)$$

where $h(t|x)$ is the cessation of the traditional performing arts at time t for a community with a set of characteristics $x_1 \dots x_p$, $h_0(t)$ is the baseline hazard function, and $\beta_1 \dots \beta_p$ are the related parameters. A set of characteristics includes the nature of traditional performing arts as well as the social and demographic factors surrounding the entities maintaining the traditional performing arts. Given the context found in previous case studies, we hypothesize that the demographic structure of communities influences the hazard ratio. To estimate this hazard model, we need the time of survival—that is, the starting time and cessation time of the traditional performing arts. However, identifying such information in the long history of each traditional performing art is not feasible. Instead, we provide a limited analysis by examining the difference in the probability of cessation across the communities between the two survey points. To identify the continuation of the traditional performing arts, we use surveys conducted by The Board of Education in Akita Prefecture in 1991 and 1992 and the Center for Regional Sustainability Initiatives in 2010.

b. Data Construction

In this paper, we report the preliminary analysis using samples from four municipalities in the central part of Akita Prefecture—namely, Akita, Yurihonjo, Ugo,

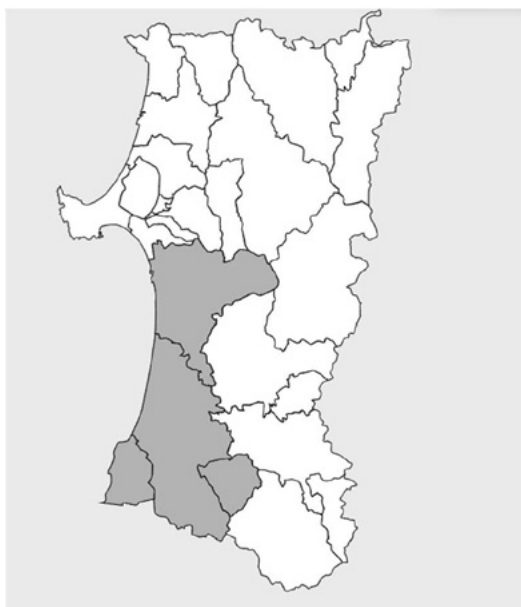


Fig.1 Covered Area

and Nikaho—which are where the Center for Regional Sustainability Initiatives (CRESI) conducted interviews in 2010. Surveys in other cities were implemented in 2011 and 2012. The location of these municipalities is shown in Figure 1.

We identified 98 traditional performing

arts in those areas (The Board of Education in Akita Prefecture 1993). Twelve of them confirmed ceasing the activity in the later survey in 2010. The Center for Regional Sustainability Initiatives (2013) categorizes 14 types of traditional performing arts. The Board of Education in Akita Prefecture (1993) adopted seven categories, including Kagura-gei and Furyu-gei; each category also contains numerous subcategories. We followed The Board of Education in Akita Prefecture’s classification, providing the broad category of performing arts in Table 1.

In the central part of Akita Prefecture, more traditional performing arts are included in the Kagura-gei category than in Furyu-gei or other types. In particular, Shishimai (lion dance) and the combination of Shishimai and Bangaku (Kagura with the origin of Shugendo) have a major presence (The Board of Education in Akita Prefecture 1993: 130). As there is not enough variation in the outcome variables among 98 samples, we do not conduct an analysis across the types of traditional performing arts in this study. The demographic profile of communities in charge of the traditional performing arts is

Table 1: Classification of Traditional Performance Arts

	Continued	Ceased	Total
Kagura-gei	65	10	75
Furyu-gei	16	2	18
Others	5	0	5
Total	86	12	98

Source: Authors compilation based on Center for Regional Sustainability Initiatives (2013) and The Board of Education in Akita Prefecture(1993).

Table 2. Community Characteristics

	Mean	Standard Deviation	Median	Minimum	Maximum
Population	816	2,054	404	6	19,732
Fraction of people younger than 15 years-old	12.9%	3.2%	13.4%	0.0%	20.7%
Fraction of people who aged 65 yearsold or more	27.9%	4.7%	27.8%	12.7%	38.1%
Fraction of people who aged over 75 years-old or more	10.9%	3.1%	10.9%	0.0%	21.4%
Fraction of people who aged over 85 years-old or more	2.4%	1.2%	2.4%	0.0%	5.8%

Source: Authors compilation based on Nippon Statistics Center Co. Ltd, 2016)

constructed based on the population census in 2000, which is around the middle point of the two surveys. Census results across small areas based on chocho-aza, provided by Nippon Statistics Center (Nippon Statistics Center Co., Ltd. 2016) is matched to the communities of traditional performing arts. The summary of community demographics is presented in Table 2. The table shows the high proportion of the elderly. The median fraction of people aged 65 or more is 27.8 percent. Interview results from the Center for Regional Sustainability Initiatives (2013) reveal that community members who are 65 years old are still considered young; thus, we also use the proportion of people aged 75 or more and 85 or more as robustness checks.

c. Identification

Consider the following estimation equation:

$$S_i = \alpha + \beta_1 X_i + \varepsilon_i \quad (2)$$

where S_i is an index variable indicating whether traditional performing arts i continued or not between 1991/1992 and 2010 while X_i is the fraction of community members who are 15 years old or younger or the fraction of community members 65 years old or older. If the number of successors is the main reason for the cessation, we expect the coefficient of the fraction of community members 15 years old or younger to be negative. Due to the high collinearity of the fraction variables, we include each variable at a time.

4. Results and Discussion

The regression results of equation (2) are presented in Table 3. The results summarized in Table 3 reveal the importance of specific demographic structures. The proportion of young community members is positively correlated with the continuation of traditional performing arts: A 1 percentage point increase

Table 3: Impact of Demographic structure on Preservation of Traditional Performing Arts

	(1)	(2)	(3)	(4)
Demographic variables used	Fraction of people younger than 15 years-old	Fraction of people who aged 65 yearsold or more	Fraction of people who aged over 75 years-old or more	Fraction of people who aged over 85 years-old or more
Demographic variables	1.899* (1.021)	-0.244 (0.720)	1.295 (1.071)	-0.0216 (2.800)
Intercept	0.632*** (0.136)	0.946*** (0.204)	0.736*** (0.122)	0.878*** (0.0754)
Observations	98	98	98	98

Note: Dependent variable is dummy of continuation for traditional performing arts. Standard errors in parentheses. *** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

in the proportion increases the probability of continuation for two decades by 1.9 percentage points. This result is consistent with the data from interviews with preservation associations identifying the lack of successors as the primary concern for preservation (Kumagai 2016). Interestingly, the proportion of elderly community members is not associated with continuation, which is consistent with an important feature of traditional performing arts—namely, many members in the preservation association are still active in their seventies and eighties so a higher proportion of elderly community members does not lead to cessation (Kumagai 2016).

5. Conclusion and Future Research Plan

This preliminary analysis identifies the influence of a specific demographic structure—namely, the proportion of young members in the hosting communities is an important determinant of continuation whereas the proportion of elderly community

members does not lead to the cessation. The results suggest the need for a further scheme of preservation in remote areas experiencing rapid population decline, especially the young population.

However, this study has several limitations. Due to budgetary constraints, our analysis used roughly one-third of the samples available in Akita Prefecture. Due to the small number of samples, we could not exploit the variations across types of traditional performing arts. Certain types of traditional performing arts may crucially depend on young community members.

It is also possible that other types of traditional performing arts demand physical agility, meaning elderly community members cannot participate in them. We address such possibilities in the succeeding research project.

References

Aihara, Susumu, 2003, “Preservation Activities of a Folk Performing Art and the Problems

- in Successor Training—Case study about the preservation activities of ‘Rokusai-nenbutsu’ in Kyoto, Japan,” *Ritsumeikan Social Sciences Review*, 39(3): 53-68.
- Center for Regional Sustainability Initiatives, 2013, Akita Minzokugeinou Archives (Archives of Folkloric Performing Arts in Akita Prefecture), Akita: Sanoheinsatsujo.
- Fujii, Tomoaki, 1989, “Protection of those who make available and of those who collect expressions of folklore,” *World Intellectual Property Organization* [661], Thailand. Ministry of Commerce. Dept of Intellectual Property ed. NESCO/WIPO World Forum on the Protection of Folklore, 130-143.
- Grossmann, Eike, 2013, *Kurokawa no: Shaping the image and perception of Japan's folk traditions, performing arts and rural tourism*, Global Oriental.
- Hoshino, Hiroshi, 2011, “Struggle of Traditional Performing Arts in Depopulated Areas,” *Research and Reports on Intangible Cultural Heritage*, 5(1): 29-39.
- Kumagai, Yoshitaka, 2016, “Traditional Performing Arts in Akita: The Current Status, Issues, and Future,” *Journal of the Institute for Asian Studies and Regional Collaboration Akita International University*, 2(1): 1-8
- Nakamura, Shigeiko, 1989, “Dento-Geino no Hozonsoshiki no Arikata no Kenkyu-inzoku Geio Hozonkai no Jirei wo Chushin ni (Study on Preservation Society of Traditional Performing Arts),” *Journal of the National Research Institute of Cultural Properties*, Tokyo (Department of Performing Arts), 17: 41-86.
- Nippon Statistics Center Co., Ltd., 2016, NSC Database.
- The Board of Education in Akita Prefecture, 1993, *Akitaken no Minzokugeinou-Akitaken Minzokugeinou Kinkyutyosa Hokokusyo (Folkloric Performing Arts in Akita Prefecture-Emergency Report)*, Akita: Akita Micro Shashin Insatsu.
- Statistics Bureau of Japan, 2020, “Population Estimate,” Retrieved from <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2019np/index.html> (last accessed 2020/05/15).
- Sugiyama, Takahiro, Toda, Tshuyoshi, Ohta, Yoshiharu, 2017, “A Database of Intangible Folk Cultural Properties *Festivals, Shrines and Events* in Hamamatsu City and a Survey of Succession Situation,” *Proceedings of the 23rd Symposium on Humanities and Database*, 1(1): 9-16.
- Suzuki, Kota, 2017, “Transformations in Traditional Organizations to Encourage the Continuation of Folk Performing Arts: Focusing on Organizations Supporting Hiroshima’s Hibakojin Kagura,” *Departmental Bulletin Paper SOKENDAI (The Graduate University for Advanced Studies)*, School of Cultural and Social Studies, 13(1): 1-27.
- Takasaki, Yoshiyuki, 2014, “Regional Revitalization through Folk Performance Arts and Problems- The Proposal from the Survey of the Kitahiroshima-cho Kagura dan,” *Hirohismashudaironshu*, 55(1): 91-104.

韓国での自治体主導の農業季節労働者制度の導入について

豊田 哲也・成澤 徳子

要旨

韓国では少子高齢化が急速に進行し、農村部では深刻な人手不足が生じている。2004年の雇用許可制の導入、2007年の訪問就業制の導入などにより、韓国の外国人労働者数は飛躍的に増加しているが、農村部での労働需要を十分に満たすことはできていない。韓国政府は、2015年に農業部門での季節労働者制度の導入に踏み切った。韓国の農業季節労働者制度は、受け入れの主体として地方自治体に大きな権限と責任を与える点特徴的である。本稿では主にオム・ジンヨンらの報告に依拠しながら、韓国の農業季節労働者制度を紹介し、日本での導入の可能性を議論するために必要な今後の調査課題を明らかにしたい。

キーワード：韓国、外国人材、農業労働者、季節労働者制度

Introduction of the Seasonal Agricultural Labor System in South Korea

TOYODA Tetsuya and NARISAWA Noriko

Abstract

The Republic of Korea (South Korea) is experiencing a rapidly declining birth rate and an increasing average age. As a result, the work force is in dire demand in rural and agricultural areas. The introduction of the Work Permit system in 2004 and that of the Working Visit system in 2007 significantly increased the number of foreign workers, but not enough to satisfy the labor needs in rural and agricultural areas. In 2015, the South Korean government introduced the Seasonal Labor system in the agricultural sector. This system is unique in that it provides significant power and responsibility to local communities as the main actors in accepting foreign workers. This note depends largely on a report by Eom Jinyoung and others to briefly explain this recently introduced system, and tries to clarify what should be examined further to facilitate the discussion on the possible introduction of such a system in Japan.

Key words: Republic of Korea, foreign workers, agricultural workers, seasonal labor system

1. はじめに：韓国の少子高齢化

韓国の合計特殊出生率(一人の女性が15歳～49歳の間に出産する子供の数の平均)は、2018年に0.98人となった。OECD諸国の中で合計特殊出生率が1.0人を下回ったことがあるのは、韓国だけである。少子化の深刻な日本での値も1.42人であるから、韓国の少子化がいかに深刻であるかが分かる(野村2019: 144)。しかも、韓国の合計特殊出生率は翌2019年にさらに下がり、0.92人となった(聯合ニュース2020b)。

韓国全体としての人口の減少は2020年前後から始まると見られているが、農村部の人口減少は既に始まっている。2000年からの10年間に農村人口は年平均0.8%減少した。特に、若年層(0歳～14歳)と生産年齢層(15歳～64歳)が、2000年～2010年の10年間に、それぞれ年平均2.6%と1.1%減少した。その間に農村の高齢者(65歳以上)の人口は年平均3.2%増加しており、少子高齢化が急速に進行している(엄진영ほか2017: 24-25)。それに伴い、韓国の農村部では深刻な人手不足が生じている。

韓国政府は、農業を含む産業全体の人手不足への対応として、2004年に雇用許可制、2007年に訪問就業制を導入するなどの施策を講じた。1990年に5万人弱であった韓国の在留外国人数は2007年に100万人を超え(佐野2017: 78-79)、2019年末には250万人を突破した(聯合ニュース2020a)。韓国統計庁のデータ(2016年)によれば、同国内の外国人就業者数(15歳

以上)は全就業者数の3.6%に相当する規模となっている。

しかし、農業部門での人手不足への対応には、雇用許可制と訪問就業制だけでは不十分である。そこで韓国政府は、2015年に農業部門での季節労働者制度の導入に踏み切った。季節ごとのニーズに応えるために農業就労のための短期の査証を発給する制度は、オーストラリアやカナダやアメリカなど多くの国々に見られるが、韓国の農業季節労働者制度は、受け入れの主体として地方自治体に大きな権限と責任を与える点でユニークである。

本制度は日本の研究者の関心も集めており、制度の主たる特徴や運用状況、課題などが分析されている(高安2020; 深川2020)。しかしながら、受け入れ主体としての地方自治体の役割や行動、行動する上でのフォーマル・インフォーマルな制約は十分に議論されているとはいえない。本稿では、こうした点も踏まえながら、農業季節労働者制度の特徴と課題を考察し、日本、とりわけ秋田県へのインプリケーションを提示したい。なお、同制度は韓国語での表現に即して「季節勤労者制(계절근로자제)」とも呼称されるが、本稿では「農業季節労働者制度」という名称を用いる。

2. 農業季節労働者制度の導入まで

韓国では、2003年に「外国人労働者の雇用などに関する法律」が制定され、2004年8月から非熟練労働力を補うための外

国人の雇用を可能とする雇用許可制の運用が始まった。

雇用許可制の下での非専門就業者(E-9査証)の在留期間は3年に制限されているが、2009年の法改正によって1年10カ月までの再雇用が可能となり、最長連続雇用期間が4年10カ月となった。また、一定の技能資格や収入を条件として永住可能な在留資格への切り替えの可能性が開かれることになった(春木2010: 101)。しかも、2012年からは、「誠実外国人労働者再入国就業制度」により、一定の条件を満たせば、4年10カ月の期間が切れた後に3カ月を経てから再び雇用許可制の下で入国・就労することが可能となっている(野村2019: 146; 高安2020: 42)¹⁾。

また、2002年から中国および旧ソ連諸国の朝鮮系住民を対象とした就業管理が始まり、2007年3月に訪問就業制(H-2査証)として制度化された。製造業、建設業、サービス流通業など32種の単純労働分野が対象となっている(春木2010: 98)。韓国政府は、当初は日本と同様に研修や実習などの名目で外国人労働者を受け入れていたが、「現代の奴隷労働」とも批判されるほどの事態を招き、外国人労働者を労働力として認めた上で適正な待遇を与える制度の構築を図ってきたのである(佐野2010; 宣2013)。

韓国の取り組みは国際的に高い評価を受けている。同国の雇用許可制は、2010年に国際労働機関(ILO)から「先進的な移住管理システム」であると評価され、翌2011年には国連から「国連公共行政大賞」

表1 農畜産分野のE-9査証割り当て人数の推移

	外国人雇用許可(E-9査証)割り当て総数(人)	農畜産業分野人数(人)	割合(%)
2004年	3,167	43	1.4
2005年	31,658	419	1.3
2006年	28,973	699	2.4
2007年	34,788	2,333	6.7
2008年	76,505	4,515	5.9
2009年	62,693	2,332	3.7
2010年	38,481	3,079	8.0
2011年	49,130	4,557	9.3
2012年	53,638	4,931	9.2
2013年	58,511	5,641	9.6
2014年	58,511	6,047	11.7
2015年	51,019	5,949	11.7
2016年	57,950	7,080	12.2

(出典)엄진영ほか2017: 51の表3-11をもとに作成。

を受賞した(佐野2014: 34)。OECDも韓国の雇用許可制を「斡旋業者を介在させない、アジアにおける二国間合意の好例」として挙げている(山田2014: 11)。

2004年以降の韓国における農業部門での外国人材の受け入れ状況は表1のとおりである。雇用許可制の下での外国人雇用において、農業畜産分野の占める割合が段々と高くなってきていることが分かる。

3. 農業季節労働者制度の特徴

上述のように、韓国では農業分野での外国人労働者の受け入れが大きく進展したが²⁾、雇用許可制は農業における人材需要の季節的変動に対応できておらず、また農閑期と農繁期のニーズの差が、農

場間での外国人労働者の不法な移動を誘発しているとの批判もあった(佐野2014: 42; 임진영ほか2017: 102)。こうした批判に応えるべく導入されたのが、農業季節労働者制度である。

この制度は、従来からの雇用許可制と並行して運用され、同制度の下で外国人労働者の受け入れの主体となるのは地方の郡レベルの自治体である。自治体が農業季節労働者を受け入れる方法は二通りある。一つは、韓国の受け入れ自治体と送り出し国の自治体が基本合意書(MOU: Memorandum of Understanding)を締結する方法である。この場合、外国人労働者は政府の引率により団体で入国し、一定期間の就労を終えた際には団体で出国することになる。もう一つの方法は、海外の自治体との姉妹都市関係や、結婚などにより既に管内に居住している外国人移住者のつながりを通して外国人労働者を雇用する方法である。推薦された外国人労働者の中で、一定の基準を満たす者を選定、導入意向書(도입의향서)を作成し、法務部に提出するという流れとなる(高安2020: 43; 深川2020: 9)。

法務部が導入意向書を審査して問題がなければ90日間の短期就労査証(C-4査証)が発給される。発給される査証は原則として一回だけ有効な一次査証であるが、必要があれば例外的に、二次査証が発給され、その場合には、90日間の就労後に出国してから1カ月後に再入国して再び90日間就労することができる(임진영ほか2017: 39-40)。つまり、労働者の質を担保

し失踪などのリスクを回避するような循環型の仕組み構築が意図されていると考えられる³⁾。なお、結婚移民者の家庭を媒介した後者の方法は、既に各農家で行われてきた実践方法を自治体が汲み取り、法務部に提案、容認されたという背景もあり、例えば永同(ヨンドン)郡では「結婚移住者の女性の精神的な支援と定着意思を高める」ことにも配慮した対象要件が定められている(金2017: 257)。

表2に示したように、2017年に行われた調査によれば(임진영ほか2017: 46-48)、2015年10月から最初のモデル事業を実施した忠清北道の槐山(クェサン)郡の場合、中国の人材派遣会社を通じて、漬物用白菜、露地野菜、果樹の栽培のために、第1次19人、2次25人、3次48人を受け入れた。給与は法定最低賃金(毎月209時間138.5万ウォン)で、住居は個人農家への住み込みや空き住居の賃貸を受けるなどし、コンテナに設備を備えて居住させることもあった。

同じく忠清北道の陰城(ウムソン)郡の場合は、中国の吉林省延辺朝鮮族自治州龍井市との直接の合意覚書(MOU)により、桃やリンゴなどの栽培のために、2017年5月から受け入れを始めている(2017年上半期の受け入れは16人)。受け入れ労働者の住居について、2017年から政府の定める基準が厳しくなり、ビニールハウスやコンテナ宿泊は不可とされるようになった。そのため、槐山郡の場合とは異なり、基本的に居住施設の揃ったワンルーム住居を提供することとなり、

表2 農業季節労働者制度を試行した各自治体の運営内容と特徴

	忠清北道 槐山郡	慶尚北道 英陽郡	江原道 楊口郡	忠清北道 陰城郡	忠清北道 丹陽郡	忠清北道 報恩郡	全羅北道 鎮安郡
導入の背景	<ul style="list-style-type: none"> 人手不足 -雇用許可制(E-9)外国人労働者の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体間の人材交流推進 -ダナン市に季節労働者制関連での意思打診 -ダナン市と英陽郡とは規模が合わず、英陽郡はダナン市Hòa Vang区とMOUを締結 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化、人手不足 郡守の積極的な支援 -フィリピンTarlac市と農業交流協定を締結。 	<ul style="list-style-type: none"> 農家の季節労働者制導入提案 -MOUを締結した中国龍井市と推進 	<ul style="list-style-type: none"> 移住女性の提案(ネパールの移住女性が兄弟・親戚の招聘を郡守に提案) 	<ul style="list-style-type: none"> 郡守が移住女性の家族を招待形態で導入 -親を除く家族は観光ビザも受けにくいので招待の形で導入 	<ul style="list-style-type: none"> 人材不足 -キルギス移住女性の親戚が韓国で仕事をしており、彼を通じてキルギスと契約しようという郡守への提案があった。
形態	MOU	MOU	MOU	MOU	<ul style="list-style-type: none"> 移住女性の家族招待 -4親等配偶者まで MOU締結段階 	<ul style="list-style-type: none"> 移住女性の家族招待 -直系尊属まで 	MOU
	自治体 - 人材派遣会社 - 自治体	自治体 - 自治体	自治体 - 人材派遣会社自治体	自治体 - 自治体	自治体 - 多文化家庭の雇用農家	自治体 - 多文化家庭(多文化センター) - 雇用農家	自治体 - 自治体
導入時期	2015年10月	2017年4月(入国基準)	2016年上半年期	2017年5月(2016年3次申請は、現地での人材募集が不調)	2016年上半年期	2016年上半年期	2016年下半年期
導入規模(人数)	<ul style="list-style-type: none"> 1次:19人 2次:25人 3次:48人 	17年(上半期):29人(男24人、女5人)	<ul style="list-style-type: none"> 2次:29人 3次:28人 2017年:164人(上・下半期) 	2017年(上半期):16人(男女8人)	<ul style="list-style-type: none"> 2次:7人(ネパール) 3次:2人(ネパール) '17年(上半期):22人(ネパール、ベトナム) 	<ul style="list-style-type: none"> 2次:12人 3次:18人 17年:40名(上・下半期) 	3次:11人(5農家)
自治体サポート	<ul style="list-style-type: none"> 出入国時の交通 入国日の食事提供 入国日のオリエンテーションと教育 	<ul style="list-style-type: none"> 出入国時の交通 入国日の食事提供 入国日オリエンテーションと教育 	<ul style="list-style-type: none"> 出入国時の交通 入国日の食事提供 入国日オリエンテーションと教育 	<ul style="list-style-type: none"> 出入国時の交通 入国日の食事提供 入国日オリエンテーションと教育 	<ul style="list-style-type: none"> 出入国時の交通 入国日のオリエンテーションと教育 	<ul style="list-style-type: none"> 運賃40万ウォン 入国日オリエンテーションと教育 	<ul style="list-style-type: none"> 運賃片道 出入国時の交通 入国日オリエンテーションと教育
各農家割り当て基準	2人	営農規模に応じて、1人 ~ 4人/10,000㎡	世帯当たり2~3人最大4人	世帯当たり2人レベル	営農規模に応じて基本2人、最大4人	1人/1,000㎡	最大3人(農家の需要に合わせて)
農家の需要(1年)	240人の需要	47人(2017年上半年期)	60農家の申請(2016年度)80農家250人の申請(2017年度)	53人(2017年上半年期)	108人(2017年上半年期)	87人(2017年)	20人
マッチング	点数制		<ul style="list-style-type: none"> 抽選制 -ただし、早めに申請した人に優先順位 	自治体から適切にマッチング	農家が希望する時期と外国人の入国時期を合わせてマッチング	点数制	自治体から適切にマッチング
栽培品目	漬け白菜、露地野菜、果樹	唐辛子、葉菜(レタス)、ブルーベリー、アロニアなど	施設ハウス(トマト、パプリカ、メロン、スイカ)、果樹(リンゴ)、シレギ(干し菜)	桃、リンゴなど	朝鮮アザミ、特用作物、タバコ、リンゴ、唐辛子、スイカ	キュウリ、リンゴ、ナツメ	畜産、トマト
宿泊形態	<ul style="list-style-type: none"> 個人農家や空き住居賃貸 住環境を備えたコンテナ 	<ul style="list-style-type: none"> 炊事可能住居(ビニールハウス、コンテナ宿泊施設は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人農家や空き住居賃貸(ビニールハウス、コンテナ宿泊施設は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ワンルーム提供(場合により、空き家を修理あるいは公共施設を賃貸)(ビニールハウスやコンテナ宿泊は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 農家家や別棟(ビニールハウスやコンテナ宿泊は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 多文化家庭による直接雇用:当該住宅 一般農家での雇用:雇用農家が宿泊提供または移住女性の家 	<ul style="list-style-type: none"> 農家別棟 住環境を備えたコンテナまたはビニールハウス
宿泊費主体	農家	農家	農家	農家	農家	農家	農家
給料	最低賃金(138.5万ウォン、月209時間)	最低賃金(月145万ウォン)	最低賃金(月145万ウォン)	月150万ウォン	最低賃金(月145万ウォン)	最低賃金	最低賃金

(出典)엄진영ほか2017: 46-48の表3-7より主な項目を抜粋。

それができない場合でも空き家の修理や公共施設での宿泊で対応することとなった(その他、農業季節労働者制度を導入している各自治体での労働者受け入れ状況についても、表2を参照)。

4. 今後の調査課題

既に論じてきたように、韓国の農業季節労働者制度において、受け入れを審査し査証を発給するのは政府であるが、制度運営には地方自治体が大きな裁量と責任を有している。この点で、農業季節労働者制度を持つカナダやオーストラリア、米国などと比べてユニークである。季節労働者制度では不法移民化を避けるために政府による一定の管理がなされるのが一般的である(明石2020: 66-73)ことを考えると、韓国の農業季節労働者制度が自治体に大きく権限を委譲していることは興味深い。

さて、韓国の自治体は実際にこの制度を活用しているのか。深川(2020)を始めとする直近の研究によれば、農業季節労働者制度を利用する自治体数は増加傾向にある。すなわち、2015年は1自治体が利用したに過ぎなかったのが、2016年は6自治体、2019年上半期には41自治体と右肩上がりになっている。これに伴い、本制度下で韓国に入学し労働に従事する外国人数も19人(2015年)、200人(2016年)から2597人(2019年上半期)まで増加している。次に論じるようにいくつかの課題は指摘できるものの、自治体は制度に利用価値を認めているといえよう。

本制度の課題は、以下の諸点に集約できる。一つは、韓国が本制度を構築したそもそもの理由の一つであった、不法外国人就労者を減らすという目的に応えきれていないことである。韓国における「農繁期の労働力不足はある程度緩和された」(深川2020: 10)というが、イチゴなど農繁期に作業量が急増する品目は本制度による労働者だけでは対応できず、不法労働者を雇用しなければ追いつかない現場の状況が指摘されている。

次に地域間バイアスの存在である。2019年の割当数で見ると江原道と忠清北道に集中しており、地域的に顕著な偏りがある(高安2020: 43)。施設野菜栽培地域や露地野菜栽培地域で制度利用が盛んな一方で、露地野菜栽培地域では制度外の違法就労も散見され、都市近郊農業地域では季節労働者制度が活用されていない(深川2020: 10-13)。

第三に、仲介業者の存在である。韓国の自治体が農業季節労働者を申請する要件として送り出し国の自治体と締結するMOUにおいて「MOU締結時に国内外業者の介入や仲介を経るはならないこと、仲介業者が斡旋費用を受けてはならないこと」が明記されているにもかかわらず、現実には「仲介業者の介入は依然として行われている(・・・)外国人労働者の賃金の一部が仲介業者に渡っている可能性がある」という(深川2020: 10)。この点は地方自治体の主体的な役割に注目する本研究にとっては、重要な課題である。

最後に、韓国では農業季節労働者が果

樹、露地野菜、漬物野菜の栽培・収穫作業にもっぱら従事している現実である。稲作を主要品目とする秋田県においてどのような示唆を持つのか、検討する必要があるだろう。

だがこうした点を考慮しても、日本が今後の制度設計を考える上で、始まったばかりの韓国の農業季節労働者制度を理解することは有用である⁴⁾。日本は外国人材の受け入れ国として韓国と競合しており、いかなる条件での就労提供が必要となるかを把握しなければならないからである。

日本の現状を鑑みると、これまで技能実習生を中心に農業人材の受け入れを拡大し、3万5千人以上の外国人労働者が日本国内で働いている(厚生労働省2019)。彼らは、家族経営の規模拡大に伴って不足する労働力を補う、畑作・野菜作経営に欠かせない存在となっている(安藤2018)。雇用者が多い農家では幹部に登用されるなど、最低賃金で働く単純労働者という従来の位置づけとは異なる受け入れも見られるようになった(堀口2019: 13)。

一方、技能実習生の受け入れにより経営規模が拡大したことで、農繁期の労働力確保が課題となっている地方がある(水野2020)。そもそも周年雇用が難しい農業部門では、農繁期の労働力不足への対応策として農協のパッケージセンターといった農作業受託事業が模索されているものの、雇用確保の課題が農業経営から受託組織へシフトしただけで根本的な解

決には至っていない(徳田2019: 19)。さらに、現場の状況を政府よりも把握している地方自治体が主導して外国人労働者を引き受けるような制度も、確立しているとはいいがたい。そうした問題意識をもって、韓国の農業季節労働者制度が雇用者と被用者のそれぞれにとって、いかなるメリット・デメリットを有するものか、具体的事例に即して、特に以下の項目について今後の調査研究を行いたい。

- ①韓国の各自治体による農業部門での季節労働者制度の導入の状況(特に、オリエンテーションや教育などの自治体によるサポート内容の詳細)と、自治体の制度上与えられた権限や機能と現実のギャップ。特に自治体の「アクターネス(Actorness)」は既存の研究で注目されておらず、新たな視点を提示するものと考えられる。
- ②人材供給国の側から見た、韓国の農業季節労働者制度および雇用許可制ならびに日本の技能実習制度および特定技能制度の金銭的な待遇の比較(なお、2018年以降の韓国での最低賃金の大幅な引き上げの効果も確認したい)。
- ③国際的な人材の還流における国際結婚を通じた人的ネットワークの果たす役割の検討。
- ④農業季節労働者制度を使った反復雇用の実態把握。雇用許可制や他国の季節労働者制度と比較した、外国人労働者と雇用者双方にとってのメ

リット・デメリットの検討。

- ⑤韓国の農業季節労働者制度に類する制度の導入を検討する意義があるか、日本国内とりわけ秋田県内における必要性・可能性(稲作作業での活用の可能性など⁵⁾)の有無。

韓国と日本は少子高齢化という点で共通するものの、地理的条件や社会情勢で異なっている点もあり、韓国の制度が日本でも有効かについては一定の留保が必要であるが、上掲の諸点の調査を通じて、日本でのより良い制度設計のための提言へとつなげていきたい。

謝辞

本稿は、日本学術振興会「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」(実社会対応プログラム「人口減少社会における包摂と継承—『最先端』秋田からの提言」)の委託を受けて行われた研究成果の一部である。

本稿の執筆にあたり、宣元錫(ソン・ウォンソク)大阪経済法科大学研究員(元韓国大統領諮問政策企画委員会専門委員)と国際教養大学同僚の堀井里子助教に資料の提供を含めて貴重なご示唆を頂いた。九州大学の深川博史先生には、論文集の入手に際して多大なご配慮を頂いた。また、学生アシスタントの小玉真紀さんには韓国語の論文の翻訳と図表の作成でご活躍いただいた。ここに謝意を表したい。

注

- 1) 韓国の国籍法において、国籍取得要件として5年の最低居住期間が設けられている(深川2020: 6)。非専門就業者の最長連続雇用期間が4年10か月に定められた背景には、非専門就業者に国籍を与えたくないという政府の意図があることが見てとれる。
- 2) 農業における外国人労働者は、雇用許可制に基づくMOU締結国のうち、ベトナムやカンボジアなど、農業国であり農作業選好度が高い国からの受け入れが多い(高安2020: 41)。
- 3) 例えばカナダでは、雇用主の指名による季節労働者の再雇用が認められている(佐藤2010: 21)。
- 4) 日本と韓国における外国人労働者の現状と受け入れ制度の経緯については佐野(2020)に詳しい。
- 5) 深川(2020: 8)は、韓国の稲作について、畜産など他の作目に比べて投入労働時間が短い上に、機械化が進んで労働生産性が向上したため労働力需要が一層小さくなり、経営者の高齢化が進む中でも、労働力不足が比較的軽微な状態にとどまっていると指摘する。一方、日本の稲作について坪田(2019: 187)は、機械化、作業委託、臨時雇い、相互協力などにより経営体当たりの農業専従者数が他の部門に比べて極端に少なく、また経営が補助金に支えられているため常雇いの拡大にはリスクがあることから、外国人労働への新規需要は限られる可能性を指摘している。ただし、稲作の合間や農閑期を利用した他の品目の生産や農産加工も行うような複合経営組織の場合、あるいはオペレーターなどの専門的作業への需要が高まる可能性はある(坪田2019: 188)。

引用文献

- 明石純一, 2020,『人の国際移動は管理されうるのか—移民をめぐる秩序形成とガバナンス構築』ミネルヴァ書房.
- 安藤光義, 2018,「日本の農業と外国人労働者の現状—家族経営を支える技能実習生の増加」駒井洋監修, 津崎克彦編『産業構造の変化と外国人労働者』明石書店, 164-189頁.
- 韓国統計庁・国家統計ポータルサイト(KOSIS) (<http://kosis.kr/eng/>).
- 金泰坤, 2017,「雇用許可制を導入した韓国の状況と課題」堀口健治編『日本の労働市場開放の現況と課題—農業における外国人技能実習生の重み』筑波書房, 245-262頁.
- 厚生労働省, 2019,「[別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数」『「外国人の雇用状況」の届出状況表一覧(令和元年10月末現在)』厚生労働省ウェブサイト(<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000590311.pdf>).
- 佐藤忍, 2010,「一時的労働力輸入にかんする考察」『香川大学経済論叢』第82巻第4号, 1-42頁(<http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metadata/5717>).
- 佐野孝治, 2010,「外国人労働者政策における『日本モデル』から『韓国モデル』への転換—韓国における雇用許可制の評価を中心に」『福島大学地域創造』第22巻第1号, 37-54頁(<http://ir.lib.fukushima-u.ac.jp/repo/repository/fukuro/R000003878/18-145.pdf>).
- 佐野孝治, 2014,「韓国の『雇用許可制』と外国人労働者の現況—日本の外国人労働者受入れ政策に対する示唆点(1)」『福島大学地域創造』第26巻第1号, 33-52頁(<http://www.lib.fukushima-u.ac.jp/repo/repository/fukuro/R000004610/18-224.pdf>).
- 佐野孝治, 2017,「韓国の『雇用許可制』にみる日本へのインプリケーション」『日本政策金融公庫論集』第36号, 77-90頁(https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/ronbun1708_04.pdf).
- 佐野孝治, 2020,「外国人労働者受入れ政策の日韓比較—単純技能労働者を中心に」『韓国経済研究』第17巻, 3-35頁.
- 宣元錫, 2013,「雇用許可制への転換と韓国の非熟練外国人労働者政策」『国際問題』第626号, 18-31頁(http://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2010/2013-11_003.pdf?noprint).
- 高安雄一, 2020,「韓国の農業における外国人労働者の雇用に関する考察」『韓国経済研究』第17巻, 37-50頁.
- 坪田邦夫, 2019,「外国人農業人材受け入れの課題(2)—そのポテンシャル」『農業研究』第32号, 169-203頁(<http://www.nohken.or.jp/32-3-tsubota169-203.pdf>).
- 徳田博美, 2019,「農業労働力不足の実態と外国人労働者の役割」『農業と経済』第85巻第12号, 15-23頁.
- 野村敦子, 2019,「韓国における外国人材政策—共生社会に向け試行錯誤する取り組み」『JRIレビュー』第10巻第71号, 139-158頁(<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11436.pdf>).
- 春木育美, 2010,「韓国の外国人労働者政策の展開とその背景」東洋英和女学院大学『人文・社会科学論集』第28号, 93-105頁(https://toyoeiwa.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=224&item_no=1&attribute_id=18&file_no=1).
- 深川博史, 2020,「農業分野における労働力需要の季節的変動への対応—2015年の季節勤労者制度導入後における外国人労働力

の受け入れ状況について」『韓国研究センター年報』第20号, 5-15頁(<http://rcks.kyushu-u.ac.jp/kanri2/wp-content/uploads/2020/04/206c685dd0d4c92fa269206f87e5acfl.pdf>).

堀口健治, 2019, 「農業で働く外国人の現況と新在留資格(特定技能)等への展開」『農業と経済』第85巻第12号, 6-14頁.

水野敦子, 2020, 「日本の農業分野における外国人技能実習生の受入れ—熊本県阿蘇の事例を中心に」『韓国経済研究』第17巻, 51-63頁.

山田美和, 2014, 「東アジアにおける移民労働者の法制度—送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて」山田美和編『東アジアにおける移民労働者の法制度—送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて』アジア経済研究所, 3-30頁.

聯合ニュース, 2020a, 「在留外国人 過去最多の250万人突破＝韓国」聯合ニュース, 2020年2月17日(<https://jp.yna.co.kr/view/AJP20200217001000882>).

聯合ニュース, 2020b, 「韓国の19年出生率 過去最低「0.92」＝異例の速度で低下」聯合ニュース, 2020年2月26日(<https://jp.yna.co.kr/view/AJP20200226003400882>).

엄진영, 우병준, 김윤진(Eom Jinyoung, Woo Byungjoon, Kim Yunjin), 2017, “농업부문 외국인 근로자 고용실태와 정책과제 (Employment Status of Foreign Workers in Agriculture and Policy Tasks)”, 한국농촌경제연구원 (Korea Rural Economic Institute) (<http://www.dbpia.co.kr/journal/articleDetail?nodeId=NODE07368389>).

著者略歴

秋葉丈志 (早稲田大学国際教養学部・准教授)

国際教養大学アジア地域研究連携機構副機構長 (2015 - 19 年)、同・外国人介護人材受け入れに関する調査研究プロジェクト代表。同機構の連携研究員として引き続き研究に加わる。博士 (カリフォルニア大学バークレー校)。

阿部邦子 (国際教養大学国際教養学部・准教授)

パリ・インターナショナルスクール (EABJM) IB 講師、フランス文化省文化遺産総局：歴史的建造物部門・ルーブル美術館等の特別研究技術員を経て 2010 年国際教養大学着任。2018 年 4 月より同大学アジア研究地域連携機構・准教授を兼任。エコール・デュ・ルーヴル卒。フランス国立大学教員研究員資格 (歴史)。博士 (パリ第四大学ソルボンヌ校、美術史学)

石川真知子 (KDDI株式会社・社員)

学士 (国際教養大学、2020 年)。2020 年 4 月より現職。

上野祐衣

学士 (国際教養大学、2019 年)。

川村巴 (秋田魁新報社統合編集本部報道センター社会地域報道部・記者)

2016 年 2 月、秋田魁新報社に入社。政治経済部を経て、2019 年 4 月より現職。国際教養大学アジア地域研究連携機構・客員研究員に就任 (2019 年 11 月～20 年 2 月)。学士 (秋田大学、2012 年)。

熊谷嘉隆 (国際教養大学理事・副学長・国際教養教育推進機構長・教授)

国際教養大学地域環境研究センター長、東アジア調査研究センター長、アジア地域研究連携機構長を歴任。国際自然連合・世界保護地域委員会 (IUCN/WCPA) 副委員長東アジア地域担当兼同日本委員会委員長。博士 (オレゴン州立大学森林学部大学院)。

嶋ちはる (国際教養大学専門職大学院日本語教育実践領域・准教授)

グルノーブル第三大学 (仏)、ウィスコンシン大学マディソン校 (米)、立命館アジア太平洋大学、関西学院大学など国内外で日本語教育に従事。2014 年に国際教養大学着任、2019 年より現職。博士 (第二言語習得、ウィスコンシン大学マディソン校)。

豊田哲也 (国際教養大学アジア地域研究連携機構長・教授)

外務省、東京大学 COE プログラム特任研究員、本学講師等を経て、2019 年 4 月より現職。米国ウィルソン学術センター・フェロー (2013 - 2014 年)、英国バッキンガム大学客員研究

員（2019年）。DEA（パリ第二大学大学院）。

中川秀幸（国際教養大学国際教養学部・准教授）

独立行政法人国際協力機構を経て、2014年4月より国際教養大学勤務（助教）、2019年4月より現職。博士（農業資源経済学、カリフォルニア大学バークレー校）。

成澤徳子（国際教養大学アジア地域研究連携機構・プロジェクト研究員）

日本学術振興会特別研究員DC、北海道大学特定専門職員、日本学術振興会特別研究員PD、北海道大学特任助教を経て2019年10月より現職。博士（地域研究、京都大学大学院）。

根岸洋（国際教養大学アジア地域研究連携機構副機構長・准教授）

日本学術振興会特別研究員DC、青森県教育庁文化財保護課を経て2014年9月より現職。国際考古遺産管理委員会委員、縄文遺跡群世界遺産登録推薦書ワーキング委員（2016年度～）等歴任。博士（文学、東京大学大学院）。

橋本洋輔（国際教養大学国際教養学部・助教）

学校法人中野学園オイスカ開発教育専門学校教員、本学非常勤講師を経て2014年4月より現職。博士（医学、東北大学大学院）。特別支援教育士（日本LD学会・学会連携資格）。

平田友香（国際教養大学国際教養学部・非常勤講師）

英国の州立小学校、ノッティンガム大学寧波校（中国）、秋田市日本語支援サポーター、秋田大学非常勤講師など国内外で日本語教育に従事。2015年9月より現職。修士（日本語教育、国際教養大学専門職大学院日本語教育実践領域）。

村山めい子（レディング大学講師）

国際基督教大学を経て渡英し観光学を修める。観光を活用した都市経済再生の論文でサリー大学から博士号を取得。日本大学、ロンドンのグリニッジ大学、ウェストミンスター大学で助教授として観光論を教え現在に至る。

[紀要編集委員会]

編集委員長 根岸 洋 (国際教養大学アジア地域研究連携機構副機構長・准教授)
豊田 哲也 (国際教養大学アジア地域研究連携機構長・教授)
米田 裕之 (国際教養大学アジア地域研究連携機構事務局長)

国際教養大学
アジア地域研究連携機構研究紀要 第 11 号

令和 2 年 7 月 31 日発行

編集・発行 国際教養大学アジア地域研究連携機構
秋田市雄和椿川字奥椿岱 193-2
電話 018-886-5844
印刷 秋田活版印刷株式会社
